

写

令和 3 年

大竹市議会定例会(第3回)会議録

大竹市議会

令和3年9月大竹市議会定例会（第3回）会議録目次

9月 2日開会

9月24日閉会

◎第1日（9月2日）

議事日程	-----	1
会議に付した事件	-----	1
出席議員	-----	1
欠席議員	-----	1
説明のため出席した者	-----	1
出席した事務局職員	-----	1
会期決定について	-----	2
開会（開議）	-----	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	3
日程第 2 会期決定について	-----	3
追加日程第 1 議長の辞職について	-----	4
追加日程第 2 選第1号	-----	5
追加日程第 3 議席の一部変更について	-----	8
追加日程第 4 副議長の辞職について	-----	9
追加日程第 5 選第2号	-----	10
散会	-----	12

◎第2日（9月3日）

議事日程	-----	15
会議に付した事件	-----	15
出席議員	-----	15
欠席議員	-----	15
説明のため出席した者	-----	15
出席した事務局職員	-----	16
開議	-----	17
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	17
日程第 2 大竹市議会常任委員会委員の辞任及び選任について	-----	17
日程第 3 大竹市議会議会運営委員会委員の辞任及び選任について	-----	18
日程第 4 選第3号	-----	19
日程第 5 選第4号	-----	20
追加日程第 1 基地周辺対策特別委員会委員の辞任及び選任について	-----	21
追加日程第 2 議会改革特別委員会委員の辞任及び選任について	-----	21
追加日程第 3 広報広聴特別委員会委員の辞任及び選任について	-----	22

散 会	-----	23
-----	-------	----

◎第3日（9月9日）

議 事 日 程	-----	25
会議に付した事件	-----	25
出 席 議 員	-----	26
欠 席 議 員	-----	26
説明のため出席した者	-----	26
出席した事務局職員	-----	26
一般質問通告表	-----	27
開 議	-----	31
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	31
日程第 2 一般質問	-----	31
延 会	-----	91

◎第4日（9月10日）

議 事 日 程	-----	93
会議に付した事件	-----	93
出 席 議 員	-----	94
欠 席 議 員	-----	94
説明のため出席した者	-----	94
出席した事務局職員	-----	94
開 議	-----	95
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	95
日程第 2 一般質問	-----	95
日程第 3 認 第 8 号		
\ (一括)	-----	104
日程第 6 議案第57号		
日程第 7 議案第47号		
\ (一括)	-----	109
日程第 9 議案第49号		
日程第10 議案第50号		
\ (一括)	-----	110
日程第11 議案第51号		
日程第12 議案第52号	-----	113
日程第13 議案第55号		
\ (一括)	-----	114
日程第14 議案第56号		

日程第 1 5	議案第 5 8 号		
)	(一括)	-----116
日程第 1 6	議案第 5 9 号		
日程第 1 7	令和 3 年請願第 3 号		-----117
散 会			-----118

◎第 5 日 (9 月 2 4 日)

議 事 日 程			-----121
会議に付した事件			-----122
出 席 議 員			-----122
欠 席 議 員			-----122
説明のため出席した者			-----122
出席した事務局職員			-----122
開 議			-----123
日程第 1	会議録署名議員の指名		-----123
日程第 2	議案第 6 0 号		-----123
日程第 3	議案第 5 5 号		-----124
日程第 4	認 第 8 号		
)	(一括)	-----125
日程第 1 1	議案第 5 7 号		
日程第 1 2	令和 3 年請願第 3 号		-----130
追加日程第 1	意見書案第 3 号		-----133
日程第 1 3	認 第 9 号		
)	(一括)	-----135
日程第 2 0	認 第 1 6 号		
日程第 2 1	報告第 8 号		-----142
日程第 2 2	閉会中の継続審査の申し出について		-----143
日程第 2 3	生活環境委員会の閉会中の継続審査について		-----143
閉 会			-----144

令和3年9月
大竹市議会定例会（第3回）議事日程

令和3年9月2日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 追加日程第 1 議長の辞職について
- 追加日程第 2 選第1号 大竹市議会議長の選挙について
- 追加日程第 3 議席の一部変更について
- 追加日程第 4 副議長の辞職について
- 追加日程第 5 選第2号 大竹市議会副議長の選挙について

○出席議員（16人）

1 番	細 川 雅 子	2 番	藤 川 和 弘
3 番	原 田 孝 徳	4 番	小 中 真樹雄
5 番	中 川 智 之	6 番	小田上 尚 典
7 番	賀 屋 幸 治	8 番	北 地 範 久
9 番	西 村 一 啓	10 番	和 田 芳 弘
11 番	網 谷 芳 孝	12 番	児 玉 朋 也
13 番	山 崎 年 一	14 番	日 城 究
15 番	寺 岡 公 章	16 番	山 本 孝 三

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市 長	入 山 欣 郎
副 市 長	太 田 勲 男
教 育 長	小 西 啓 二
総 務 部 長	中 村 一 誠
市 民 生 活 部 長	三 原 尚 美
健康福祉部長兼福祉事務所長	豊 原 学
建 設 部 長	山 本 茂 広
上 下 水 道 局 長	古 賀 正 則
消 防 長	佐 伯 和 規

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	三 上 健
議 事 係 長	加 藤 豪

会期決定について

令和3年9月大竹市議会定例会（第3回）の会期を、次のとおり定める。

令和3年9月2日提出

大竹市議会議長 細川 雅子

自 令和3年9月 2日

23日間

至 令和3年9月24日

会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
9. 2	木	本会議		・開会 ・会期決定 ・議会人事 ・散会
3	金	予備日		
4	土	休 会		
5	日			
6	月			
7	火			
8	水			
9	木	本会議		・一般質問 ・一般議案上程(即決・付託) ・請願上程(付託) ・散会
10	金	予備日		
11	土	休 会		
12	日			
13	月		常任委員会	付託案件審査 10時～
14	火		常任委員会	付託案件審査 10時～
15	水		特別委員会	10時～
16	木			
17	金		議会運営委員会	10時～
18	土			
19	日			
20	月			(敬老の日)
21	火			
22	水			
23	木		(秋分の日)	
24	金	本会議		・一般議案委員長報告(表決) ・請願委員長報告(表決) ・閉会

10時00分 開議

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、確認のため、改めて皆さんにお知らせいたします。

8月26日の議会運営委員会での申し合わせにより、飛沫感染を防ぐため、また、会議の時間を短縮するため、本定例会では議員の皆様、執行部とも登壇せず、自席で起立して発言することになっております。御理解と御協力をお願いいたします。

定例会開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、このたびの定例会で御提案をいたします議案について申し上げますと、令和2年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についてをはじめ、監査委員の選任の同意について、公平委員会委員の選任の同意について、教育委員会委員の任命の同意について、条例の制定または一部改正について、令和2年度大竹市水道事業会計などの剰余金の処分及び決算の認定について、令和2年度大竹市一般会計などの補正予算など、合わせて12案件でございます。これらの議案の内容につきましては後ほど詳しく御説明をさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、どうか十二分に御審議をいただきまして、ぜひとも議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、10番、和田芳弘議員、11番、網谷芳孝議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期決定について

○議長（細川雅子） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月24日までの23日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、会期は23日間と決定いたしました。

議事の都合により暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

10時03分 休憩

11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（寺岡公章） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの休憩中、議長の辞職についてサイドブックに掲載しましたので、御確認ください。

お諮りします。

細川雅子議長から辞職願が提出されました。

この際、議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第1 議長の辞職について

○副議長（寺岡公章） 追加日程第1、議長の辞職についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、細川議長には退席を願っていますので、御了解お願いいたします。

事務局長に辞職願を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（三上 健） 辞職願。私儀、このたび都合により大竹市議会議長の職を辞職したいので、御許可くださるようお願いいたします。

令和3年9月2日

大竹市議会副議長 寺岡公章様

大竹市議会議長 細川雅子

○副議長（寺岡公章） お諮りします。

細川議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、細川議長の辞職を許可することに決定いたしました。

細川前議長から、議長辞職に当たり御挨拶があります。

細川前議長。

○前議長（細川雅子） 辞任に当たり一言御挨拶を申し上げます。

議会基本条例策定後の改選された議会におきまして、市民に開かれた議会、信頼される議会を目指して活動してまいりました。あっという間の2年間でした。

その期間のほとんどがコロナ禍の中で、議会の活動もさまざまな制限を余儀なくされて



おります。議会運営も感染予防のために、執行部をはじめ関係者の皆様には御協力をお願いしてまいりましたが、皆様には気持ちよく御協力いただきありがとうございました。

今後も新型コロナウイルス感染予防の中、議会も新しい活動様式になっていくことと思われませんが、引き続き市民の皆様の福祉の向上のために全力を尽くしてまいりたいと思っております。

この場をお借りして、2年間の皆様の御協力に感謝して、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（寺岡公章） 議事の都合により暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

11時13分 休憩

11時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（寺岡公章） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの休憩中、選第1号大竹市議会議長の選挙についてをサイドブックに掲載いたしましたので、御確認ください。

お諮りします。

この際、選第1号大竹市議会議長の選挙についてを日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定されました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第2 選第1号 大竹市議会議長の選挙について

○副議長（寺岡公章） 追加日程第2、選第1号大竹市議会議長の選挙を行います。

選挙は、単記無記名による投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（寺岡公章） ただいまの出席議員数は16名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番原田孝徳議員、9番西村一啓議員を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（寺岡公章） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（寺岡公章） 異常なしと認めます。

投票に先立ち、念のため、事務局長に、投票の手續について説明させます。

○**議会事務局長（三上 健）** 御説明申し上げます。

投票は、単記無記名でございます。

議席におかれまして、御記入の上、職員の点呼に応じて議席番号順に投票していただくことになっております。なお、副議長は最後に投票を行います。

以上でございます。

○**副議長（寺岡公章）** なお、さきの議会運営委員会において、16番山本議員には立会人による投票の補佐が認められております。立会人はよろしくお願いいたします。

では、事務局職員による点呼に応じて、議席番号順に、順次投票をお願いします。

〔投 票〕

○**副議長（寺岡公章）** それでは、投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**副議長（寺岡公章）** 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議 場 閉 鎖〕

○**副議長（寺岡公章）** 開票を行います。

3番原田議員、9番西村議員は、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○**副議長（寺岡公章）** お待たせをいたしました。それでは、選挙の結果を御報告いたします。

投票総数16票、これは、先ほどの出席議員に符合いたしております。

そのうち有効投票16票、無効投票0票、有効投票中、賀屋幸治議員8票、細川雅子議員8票、以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は4票であり、細川議員と賀屋議員の得票数はいずれもこれを超えております。

両議員の得票数は同数です。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することとなっております。

この後の議事の進行の準備がございますので、暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

1 1 時 5 7 分 休憩

1 3 時 0 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○**副議長（寺岡公章）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

くじの準備が整いました。

細川議員及び賀屋議員が議場におられますので、これよりくじを引いていただきます。あらかじめ御説明いたします。

くじは2回引きます。1回目はくじを引く順番を決めるためのものです。このくじは両議員の議席番号順により引いていただきます。2回目は当選人を決定するためのものです。1回目のくじの結果に従って、両議員に引いていただきます。

くじは抽せん棒によって行います。抽せん棒には1、または2の数字が記載されています。

1回目のくじにおいては、引いた抽せん棒の数字が2回目のくじを引く順番となります。

2回目のくじにおいては、引いた抽せん棒の数字が1であった者を当選人に決定いたします。

細川議員及び賀屋議員は、前のほうにお越しく下さい。

まず、くじを引く順番を決めるくじを行います。

議席番号順ですので、1番細川議員よりお願いします。

〔くじを引く〕

○副議長（寺岡公章） 続いて賀屋議員、どうぞ。

〔くじを引く〕

○副議長（寺岡公章） くじを引く順番が決定しましたので、報告します。先に細川議員に引いていただいて、続いて賀屋議員に引いていただきます。

ただいまの順番により当選人を決定するくじを行います。

細川議員、賀屋議員、くじを引いてください。

〔くじを引く〕

○副議長（寺岡公章） くじの結果を報告します。

くじの結果、賀屋幸治議員が当選人と決定しました。

ただいま議長に当選されました賀屋議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項により告知いたします。

議長に当選されました賀屋議員から就任の御挨拶があります。

賀屋議員。

○議長（賀屋幸治） それでは、このたび議長という大任に選出をしていただきました。

市議会始まって以来かと思えますけれども、同数ということでくじ引きという結果を踏まえて、今この場に立ち、改めて職責の重さが身にしみております。

私はまだ2期目ではありますが、二元代表制の下でこの市議会が市民の負託に応えられますように、公平で更正で、民主的な議会運営に努めてまいりますので、今後とも皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

また、残りの2年の任期でございますけれども、2つの課題の整理に取り組んでまいりたいと思います。

1つ目は、今まで議会改革特別委員会で進めておられました決算審査を受けての政策提案でございます。決算特別委員会等が出されました意見、要望などを、議会の合意を経て、新年度予算案に向けて提案をしていきたいと考えております。

2つ目として、2年前の市議会選挙が無投票に終わったことでございます。このことは、市民の議会に対する信頼度や関心が低くなっていると考えざるを得ません。よって、議員

定数のあり方について本格的に議論を始め、結論を得たいと考えております。

最後になりましたが、この長引くコロナ禍で多くの活動や行動に制限がある中、議員活動としても停滞しがちになっているのではないかと危惧をしております。これは、市民の声がなかなか届きにくいと、こういう状況ではないかと思っておりますので、届く声があればその声を大切にし、皆さんと共有しながら、1つでも多くの課題の解決に向けて議会が一致団結をして取り組んでいきたいと思っておりますので、今後とも何とぞよろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○副議長（寺岡公章） では、議長が決定いたしましたので、交代します。しばらくお待ちください。

○議長（賀屋幸治） それでは引き続き、議長において議事運営を行います。よろしくお願いいたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

13時09分 休憩

14時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの休憩中、議席の一部変更について、副議長の辞職について及び議長当選決定書をサイドボックスに掲載しておりますので、御確認ください。

お諮りします。

この際、議席の一部変更についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

~~~~~○~~~~~

### 追加日程第3 議席の一部変更について

○議長（賀屋幸治） 追加日程第3、議席の一部変更についてを議題といたします。

議席1番細川雅子議員を14番に、議席8番北地範久議員から、議席14番日域究議員までの議席を1番ずつ繰り上げ、議席7番、私、賀屋幸治を1番に、それぞれ変更したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり、議席の一部を変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

それでは次の休憩後、ただいま決定されました議席に御着席願います。

お諮りいたします。

寺岡副議長から、副議長の辞職願が提出されました。

この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。  
これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第4 副議長の辞職について

○議長（賀屋幸治） 追加日程第4、副議長の辞職についてを議題といたします。

なお、本件につきましては地方自治法第117条の規定により、寺岡副議長には退席を願っておりますので、御了解願います。

事務局長に、辞職願を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（三上 健） 辞職願。私儀、このたび都合により大竹市議会副議長の職を辞職したいので、御許可くださるようお願いいたします。

令和3年9月2日

大竹市議会議長 賀屋幸治様

大竹市議会副議長 寺岡公章

○議長（賀屋幸治） お諮りします。

寺岡副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、寺岡副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

それでは寺岡前副議長から、副議長辞職に当たり御挨拶があります。

寺岡前副議長。

○前副議長（寺岡公章） 2年間副議長の職として、前議長の補佐役、また、時にはいさめ役として大役を務めさせていただきました。

任期中、皆様方には御迷惑をおかけした場面もあるかもしれませんが、私なりには精いっぱいやらせていただいた、務めさせていただいた所存でございます。

今後とも何が市民のためなのか、それを忘れることのないように、短期、中期、それから長期、それぞれの視野を持ちながら、一議員としての責務を全うしてまいりたいと思えます。どうもありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） ありがとうございました。

それでは議事の都合により暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

14時34分 休憩

15時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの休憩中、選第2号大竹市議会副議長の選挙についてをサイドブックに掲載しておりますので、御確認ください。

お諮りいたします。

この際、選第2号大竹市議会副議長の選挙についてを日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第5 選第2号 大竹市議会副議長の選挙について

○議長（賀屋幸治） 追加日程第5、選第2号大竹市議会副議長の選挙を行います。

選挙は単記無記名による投票で行います。

なお、山本議員の投票の扱いにつきましては、先ほどの議長選挙と同じ扱いとしたいと思います。

それでは議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（賀屋幸治） ただいまの出席議員数は16名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に3番原田議員、8番西村議員を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（賀屋幸治） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（賀屋幸治） 異常なしと認めます。

投票に先立ち、念のため、事務局長に、投票の手続について説明させます。

○議会事務局長（三上 健） 御説明申し上げます。

投票は、単記無記名でございます。

議席におかれまして、御記入の上、職員の点呼に応じて議席番号順に投票していただくことになっております。なお、議長は最後に投票を行います。

以上でございます。

○議長（賀屋幸治） それでは、点呼に応じ、議席番号順に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（賀屋幸治） それでは、投票漏れはありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 投票漏れなしと認めます。  
投票を終了いたします。  
議場の閉鎖を解きます。

〔議 場 開 鎖〕

○議長（賀屋幸治） それでは、開票を行います。  
3番原田議員、8番西村議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（賀屋幸治） それでは、選挙の結果を御報告いたします。  
投票総数16票、これは、出席議員に符合いたしております。  
そのうち、有効投票16票、無効投票0票。有効投票中、網谷議員8票、日域議員8票。  
同数となりましたので、再びくじの準備がございますので、暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

15時38分 休憩

16時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
選挙の結果でございますが、先ほど申し上げましたとおり、有効投票のうち網谷議員8票、日域議員8票でございます。

この選挙の法定得票数は4票であり、網谷議員と日域議員の得票数はいずれもこれを超えております。

両議員の得票数は同数でございます。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することとなっております。網谷議員及び日域議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。1回目はくじを引く順番を決めるためのものです。このくじは両議員の議席番号順により引いていただきます。2回目は当選人を決定するためのものです。1回目のくじの結果に従って、両議員に引いていただきます。

くじは抽せん棒によって行います。抽せん棒には1から9の数字が記載されております。1回目のくじにおいては、引いた抽せん棒の数字の少ない順に2回目のくじを引く順番となります。2回目のくじにおいては、引いた抽せん棒の数字が小さい者を当選人に決定いたします。

それでは、くじの準備、お願いします。

まず、くじを引く順番を決めるくじを行います。

網谷議員及び日域議員、くじを引いてください。前のほうへ出てください。

まず、くじを引く順番を決定いたしますので、初めに議席番号順に網谷議員からお願いします。

〔く じ を 引 く〕

○議長（賀屋幸治） 続いて、日域議員。

〔くじを引く〕

○議長（賀屋幸治） 少ない順に2回目のくじを引いていただきます。

それでは、くじを引く順番が決定しましたので報告します。

最初に日域議員、次に網谷議員がお願いします。

〔くじを引く〕

○議長（賀屋幸治） 続いて、網谷議員、お願いします。

〔くじを引く〕

○議長（賀屋幸治） それでは、くじの結果を報告いたします。

網谷議員が当選人と決定いたしました。

ただいま副議長に当選されました網谷議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項により、告知をいたします。

副議長に当選されました網谷議員から、就任の御挨拶がございます。

網谷副議長。

○副議長（網谷芳孝） 皆様、お疲れさまでございました。

先ほどの副議長選挙におきまして、私、網谷が決まったことを報告いたします。大変ありがとうございました。

これからは議長を支えて、執行部の皆さんと一緒に大竹市の発展に尽くしてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

今日は本当にありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめ、9月3日の本会議に議事を継続したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

明日9月3日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には別に書面による通知はいたしません。お含みの上、御参集お願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

16時17分 散会



上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月2日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会副議長 寺岡 公章

大竹市議会新議長 賀屋 幸治

大竹市議会議員 和田 芳弘

大竹市議会議員 網谷 芳孝

令和3年9月

## 大竹市議会定例会（第3回）議事日程

令和3年9月3日10時開会

| 日 程   | 議案番号 | 件 名                       | 付 記 |
|-------|------|---------------------------|-----|
| 第 1   |      | 会議録署名議員の指名                |     |
| 第 2   |      | 大竹市議会常任委員会委員の辞任及び選任について   |     |
| 第 3   |      | 大竹市議会議会運営委員会委員の辞任及び選任について |     |
| 第 4 選 | 第 3号 | 宮島ボートレース企業団議会議員の選挙について    |     |
| 第 5 選 | 第 4号 | 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について |     |

## ○会議に付した事件

|         |                                |
|---------|--------------------------------|
| 日程第 1   | 会議録署名議員の指名                     |
| 日程第 2   | 大竹市議会常任委員会委員の辞任及び選任について        |
| 日程第 3   | 大竹市議会議会運営委員会委員の辞任及び選任について      |
| 日程第 4   | 選第3号 宮島ボートレース企業団議会議員の選挙について    |
| 日程第 5   | 選第4号 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について |
| 追加日程第 1 | 基地周辺対策特別委員会委員の辞任及び選任について       |
| 追加日程第 2 | 議会改革特別委員会委員の辞任及び選任について         |
| 追加日程第 3 | 広報広聴特別委員会委員の辞任及び選任について         |

## ○出席議員（16人）

|          |          |
|----------|----------|
| 1番 賀屋幸治  | 2番 藤川和弘  |
| 3番 原田孝徳  | 4番 小中真樹雄 |
| 5番 中川智之  | 6番 小田上尚典 |
| 7番 北地範久  | 8番 西村一啓  |
| 9番 和田芳弘  | 10番 網谷芳孝 |
| 11番 児玉朋也 | 12番 山崎年一 |
| 13番 日域 究 | 14番 細川雅子 |
| 15番 寺岡公章 | 16番 山本孝三 |

## ○欠席議員（なし）

## ○説明のため出席した者

|               |      |
|---------------|------|
| 市 長           | 入山欣郎 |
| 副 市 長         | 太田勲男 |
| 教 育 長         | 小西啓二 |
| 総 務 部 長       | 中村一誠 |
| 市 民 生 活 部 長   | 三原尚美 |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長 | 豊原 学 |
| 建 設 部 長       | 山本茂広 |
| 上 下 水 道 局 長   | 古賀正則 |
| 消 防 長         | 佐伯和規 |

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長  
議 事 係 長

三 上 健  
加 藤 豪

10時00分 開議

- 議長（賀屋幸治） 定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程、選第3号、選第4号及び大竹市議会副議長の当選決定書をサイドブックに掲載しておりますので、御確認ください。  
これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（賀屋幸治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、11番、児玉朋也議員、12番、山崎年一議員を指名いたします。
議事の都合により、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

10時01分 休憩

11時40分 再開

~~~~~○~~~~~

- 議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 大竹市議会常任委員会委員の辞任及び選任について

- 議長（賀屋幸治） 日程第2、大竹市議会常任委員会委員の辞任及び選任についてを行います。

西村一啓議員、山崎年一議員、小中真樹雄議員、小田上尚典議員、網谷芳孝議員、児玉朋也議員、寺岡公章議員、山本孝三議員から、総務文教委員会の委員を辞任したい旨、申し出を受けておりますので、委員会条例第13条の規定により、議長においてこれを許可いたします。

また、北地範久議員、日城究議員、細川雅子議員、藤川和弘議員、原田孝徳議員、中川智之議員、賀屋幸治議員、和田芳弘議員から、生活環境委員会の委員を辞任したい旨、申し出を受けておりますので、委員会条例第13条の規定により、議長においてこれを許可いたします。

常任委員会の委員が全て辞任されましたので、改めて委員を選任いたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたします。

それでは、職員をして、常任委員会委員の氏名を朗読させます。

- 議事係長（加藤 豪） それでは、朗読させていただきます。

順番は議席番号順でございます。

総務文教委員会委員、小中真樹雄議員、中川智之議員、小田上尚典議員、西村一啓議員、網谷芳孝議員、児玉朋也議員、山崎年一議員、山本孝三議員。以上、8名でございます。

生活環境委員会委員、賀屋幸治議員、藤川和弘議員、原田孝徳議員、北地範久議員、和田芳弘議員、日城究議員、細川雅子議員、寺岡公章議員。以上、8名でございます。

朗読を終わります。

- 議長（賀屋幸治） ただいま職員が朗読いたしましたとおり、各委員を指名いたします。  
この際、御通知いたします。

午後1時から各常任委員の正・副委員長の互選のため、第1委員会室において総務文教委員会を、その終了後、生活環境委員会を開会いたします。委員各位にはお含みの上、御参集をお願いいたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

1 1 時 4 3 分 休憩

1 4 時 3 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

- 議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの休憩中、大竹市議会常任委員会委員選任決定書をサイドブックに掲載しておりますので、御確認ください。

各常任委員会の正・副委員長が互選をされましたので、職員をして報告をさせます。

- 議事係長（加藤 豪） それでは御報告いたします。

総務文教委員会委員長、児玉朋也議員。同じく副委員長、小田上尚典議員。

生活環境委員会委員長、日域究議員。同じく副委員長、和田芳弘議員。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

日程第3 大竹市議会議会運営委員会委員の辞任及び選任について

- 議長（賀屋幸治） 日程第3、大竹市議会議会運営委員会委員の辞任及び選任についてを行います。

児玉朋也議員、和田芳弘議員、北地範久議員、西村一啓議員、網谷芳孝議員、日域究議員から、議会運営委員会の委員を辞任したい旨、申し出を受けておりますので、委員会条例第13条の規定により、議長においてこれを許可します。

議会運営委員会の委員が全て辞任されましたので、改めて委員を選任いたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、藤川和弘議員、小田上尚典議員、北地範久議員、児玉朋也議員、山崎年一議員、日域究議員を指名いたします。

お諮りいたします。

先例により、副議長は議会運営委員会に出席し発言できることとなっております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

この際、御通知いたします。

次の休憩中、正・副委員長互選のため、議会運営委員会を第1委員会室において開会い

たします。委員各位にはお含みの上、御参集お願いいたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

14時33分 休憩

16時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの休憩中、大竹市議会議会運営委員会委員選任決定書をサイドブックに掲載しておりますので、御確認ください。

議会運営委員会の正・副委員長が互選をされましたので、職員をして報告をさせます。

○議事係長（加藤 豪） それでは御報告いたします。

議会運営委員会委員長、山崎年一議員。同じく副委員長、北地範久議員。

以上でございます。

○議長（賀屋幸治） 報告は以上のとおりです。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 選第3号 宮島ボートレース企業団議会議員の選挙について

○議長（賀屋幸治） 日程第4、選第3号宮島ボートレース企業団議会議員の選挙についてを議題といたします。

宮島ボートレース企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名をすることにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

宮島ボートレース企業団議会議員に、原田孝徳議員、小田上尚典議員、児玉朋也議員、寺岡公章議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました原田孝徳議員、小田上尚典議員、児玉朋也議員、寺岡公章議員を、宮島ボートレース企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました原田孝徳議員、小田上尚典議員、児玉朋也議員、寺岡公章議員が、宮島ボートレース企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました原田孝徳議員、小田上尚典議員、児玉朋也議員、寺岡公章議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第5 選第4号 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（賀屋幸治） 日程第5、選第4号広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に、10番網谷芳孝議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました網谷芳孝議員を、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました網谷芳孝議員が、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました網谷芳孝議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

お諮りいたします。

この際、基地周辺対策特別委員会委員の辞任及び選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第1 基地周辺対策特別委員会委員の辞任及び選任について

○議長（賀屋幸治） 追加日程第1、基地周辺対策特別委員会委員の辞任及び選任についてを議題といたします。

賀屋幸治議員、西村一啓議員、原田孝徳議員、中川智之議員、和田芳弘議員、網谷芳孝議員、児玉朋也議員、山本孝三議員から、基地周辺対策特別委員会委員を辞任したい旨、申し出を受けておりますので、委員会条例第13条の規定により、議長においてこれを許可いたします。

また、委員会条例第7条第1項の規定により、新たに同特別委員会委員に、小中真樹雄議員、中川智之議員、北地範久議員、和田芳弘議員、児玉朋也議員、山崎年一議員、寺岡公章議員、山本孝三議員を指名いたします。

お諮りいたします。

副議長は、基地周辺対策特別委員会に出席し、発言できることとしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

お諮りいたします。

この際、議会改革特別委員会委員の辞任及び選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第2 議会改革特別委員会委員の辞任及び選任について

○議長（賀屋幸治） 追加日程第2、議会改革特別委員会委員の辞任及び選任についてを議題といたします。

寺岡公章議員、日域究議員、藤川和弘議員、小中真樹雄議員、小田上尚典議員、西村一啓議員、網谷芳孝議員、山崎年一議員から、議会改革特別委員会委員を辞任したい旨、申し出を受けておりますので、委員会条例第13条の規定により、議長においてこれを許可いたします。

また、委員会条例第7条第1項の規定により、新たに同特別委員会委員に藤川和弘議員、原田孝徳議員、小中真樹雄議員、小田上尚典議員、北地範久議員、西村一啓議員、網谷芳

孝議員、日域究議員を指名いたします。

お諮りいたします。

この際、広報広聴特別委員会委員の辞任及び選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

~~~~~○~~~~~

### 追加日程第3 広報広聴特別委員会委員の辞任及び選任について

○議長（賀屋幸治） 追加日程第3、広報広聴特別委員会委員の辞任及び選任についてを議題といたします。

北地範久議員、小田上尚典議員、藤川和弘議員、原田孝徳議員、小中真樹雄議員、和田芳弘議員、日域究議員から、広報広聴特別委員会委員を辞任したい旨、申し出を受けておりますので、委員会条例第13条の規定により、議長においてこれを許可いたします。

また、委員会条例第7条第1項の規定により、新たに同特別委員会委員に、藤川和弘議員、中川智之議員、小田上尚典議員、山崎年一議員、日域究議員、細川雅子議員、寺岡公章議員を指名いたします。

お諮りいたします。

副議長は、広報広聴特別委員会に出席し、発言できることといたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明日9月4日から9月8日までの5日間休会いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、明日9月4日から9月8日までの5日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

9月9日は10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

16時26分 散会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月3日

大竹市議会議長 賀 屋 幸 治

大竹市議会議員 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 山 崎 年 一

令和3年9月  
大竹市議会定例会（第3回）議事日程

令和3年9月9日10時開会

| 日 程 | 議案番号      | 件 名                                                                          | 付 記             |
|-----|-----------|------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 第 1 |           | 会議録署名議員の指名                                                                   |                 |
| 第 2 |           | 一般質問                                                                         |                 |
| 第 3 | 認 第 8号    | 令和2年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について                                                   | 生活環境付託<br>(一 括) |
| 第 4 | 議案第53号    | 令和2年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について                                              |                 |
| 第 5 | 議案第54号    | 令和2年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について                                           |                 |
| 第 6 | 議案第57号    | 令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第2号)                                                   | 生活環境付託          |
| 第 7 | 議案第47号    | 監査委員の選任の同意について                                                               | 即 決<br>(一 括)    |
| 第 8 | 議案第48号    | 公平委員会委員の選任の同意について                                                            | 即 決             |
| 第 9 | 議案第49号    | 教育委員会委員の任命の同意について                                                            | 即 決             |
| 第10 | 議案第50号    | 大竹市認定こども園設置条例の制定について                                                         | 生活環境付託<br>(一 括) |
| 第11 | 議案第51号    | 大竹市子育て支援センター条例の一部改正について                                                      |                 |
| 第12 | 議案第52号    | 大竹市税条例等の一部改正について                                                             | 生活環境付託          |
| 第13 | 議案第55号    | 令和3年度大竹市一般会計補正予算(第4号)                                                        | 総務文教付託<br>(一 括) |
| 第14 | 議案第56号    | 令和3年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第1号)                                                    |                 |
| 第15 | 議案第58号    | 大竹市議会会議規則の一部改正について                                                           | 即 決<br>(一 括)    |
| 第16 | 議案第59号    | 大竹市議員報酬等の特例に関する条例の一部改正について                                                   | 即 決             |
| 第17 | 令和3年請願第3号 | 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願 | 総務文教付託          |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問

○出席議員（16人）

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 賀屋幸治 | 2番  | 藤川和弘  |
| 3番  | 原田孝徳 | 4番  | 小中真樹雄 |
| 5番  | 中川智之 | 6番  | 小田上尚典 |
| 7番  | 北地範久 | 8番  | 西村一啓  |
| 9番  | 和田芳弘 | 10番 | 網谷芳孝  |
| 11番 | 児玉朋也 | 12番 | 山崎年一  |
| 13番 | 日域究  | 14番 | 細川雅子  |
| 15番 | 寺岡公章 | 16番 | 山本孝三  |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

|                   |   |       |      |
|-------------------|---|-------|------|
| 市                 | 長 | 入山欣郎  |      |
| 副市                | 長 | 太田勲男  |      |
| 教                 | 育 | 長     | 小西啓二 |
| 総務部               | 長 | 中村一誠  |      |
| 市民生活部             | 長 | 三原尚美  |      |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長     |   | 豊原学   |      |
| 建設部               | 長 | 山本茂広  |      |
| 上下水道局             | 長 | 古賀正則  |      |
| 消防                | 長 | 佐伯和規  |      |
| 総務課長併任選挙管理委員会事務局長 |   | 柿本剛   |      |
| 危機管理課             | 長 | 田中宏幸  |      |
| 企画財政課             | 長 | 三井佳和  |      |
| 産業振興課長併任農業委員会事務局長 |   | 前田新吾  |      |
| 市民税務課             | 長 | 岡崎研二  |      |
| 保健医療課             | 長 | 松重幸恵  |      |
| 建設管理              | 監 | 西田耕一郎 |      |
| 監理課               | 長 | 小田健治  |      |
| 土木課               | 長 | 廻本実   |      |
| 都市計画課             | 長 | 山田浩史  |      |
| 総務学事課             | 長 | 貞盛倫子  |      |
| 生涯学習課             | 長 | 吉村隆宏  |      |
| 監査委員              |   | 薬師寺基夫 |      |

○出席した事務局職員

|       |   |     |
|-------|---|-----|
| 議会事務局 | 長 | 三上健 |
| 議事係   | 長 | 加藤豪 |

令和3年9月大竹市議会定例会（第3回）

一般質問通告表

1

8番 西村 一 啓 議員

質問方式：一問一答

**本市のコロナウイルス感染症の対策の中、財政運営に関わるお考えを、今後はどのように継続していく方法をお考えか、お尋ねいたします**

コロナウイルス感染症に昨年から、日本国中はもちろん世界中においても大変な年ですが、終息宣言がまだ見えないところ、今後の大竹市政について財政的にも減収が見込まれ、行政的にも運営が難しくなると想定できると考えられるが、今後の取り組みにどのように対応していくのか伺う。

**本市の人口減少化対策や高齢者への対応、若い夫婦の子育てについての対応の、お考えを予算面からお尋ねいたします**

本市の人口比率に基づいて今後10年、20年後の現状が推定できる中、人生100年を想定する中、若い人たちへの取り組み、高齢者世帯の今後の取り組みについて、本市としては今後税収を、これらに活用していく計画を伺う。

また、地域の若い夫婦の子育てに、これら予算規模の中で活用する計画は今以上にできないのか伺う。

**子育て教育の中、歴史的史実にある西国街道を整備して、もっと広く市民や地元の児童生徒の社会教育に活用する、お考えをお尋ねします**

歴史文化はまちづくりの基本PRと考えていることと思われるが、現状にある西国街道の整備についてのお考えや、亀居城の石垣をもっとPRする方法などの取り組みについて考えを伺う。

また、地域の歴史ある遺物を地元の教育に活用していく上でも、費用について、予算的にもっと活用する方法は、考えられないのか伺う。

2

2番 藤川 和 弘 議員

質問方式：一問一答

**大竹市を素通りのまちから立ち寄るまちにするために。晴海臨海地区のさらなる活性化**

①岩国・大竹道路のトンネル工事が出る残土を利用して、晴海臨海公園の沖に人工ビーチができないか伺う。

②遊具広場は夏に利用する子供たちがいません。子供たちが元気な笑顔で声を上げながら遊べる公園にするために、遊具広場に水で遊ぶ場所をつくっていただきたいがお考えを伺う。

**大竹市を素通りのまちから立ち寄るまちにするために。三倉岳県立自然公園について**

①長い間通行止めとなっている、夕陽岳と中岳の間のルートはいつ通れるようになるか伺う。

②三倉岳の登山者・キャンプ場の利用者の増加や、安心・安全に楽しんでもらうため

に、本市が県に要望していることは何か問う。

3

14番 日域 究 議員

質問方式：一問一答

#### 今年3月議会での市長答弁の訂正を

「地方税法第380条第3項に規定されている資料の1つとして、地番図を備え付けています。」と答弁をいただきましたが、地方税法には「地番図」という文言はありません。法の条文は「条例で定める地籍図・・・」となっています。その間違いでしょうか。

しかし、大竹市税条例の第73条には「固定資産に関する地籍図、土地使用図、土壤分類図及び家屋見取図並びに固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料の様式及びその記載事項については規則で定める」ともあります。整理をお願いします。

#### 土地開発公社の固定資産税免除は地方税法に抗うものです。代表監査委員の意見も伺います

今年5月の土地開発公社理事会で、令和2年度決算に固定資産税の納付がないことの原因を質しました。すると、市長が特例として免除してくれたからだ、との答弁でした。

しかし、この決定は地方税法施行令第49条の四の第3項の規定に反し違法ではありませんか。この条項は、土地開発公社所有地であっても有償で貸し出している土地は課税対象にするというのですが、理解しやすい当然のことだと思います。政令が変わった時期に手違いが多発したのか、当時、多くの市町の監査委員が是正勧告を出しています。

4

8番 北地 範久 議員

質問方式：一問一答

#### 小方地区まちづくりについて

旧小方小中学校などの土地利用の構想について、今後の動きはどのようになるのか現状や進捗状況を問う。

#### 健康づくりについて

「歩く」ということでの健康づくりへの取り組みについて考えを問う。

5

4番 小中 真樹雄 議員

質問方式：一問一答

#### スマホの学力に与える悪影響について

東北大学の川島隆太教授は仙台市教育委員会と連携した実態調査を通して、スマホが発達途上の小中学生の学力及び脳に与える悪影響について、「スマホが学力を破壊する」(集英社新書)で詳述されています。また、「スマホ脳」などスマホの問題点を説く所もあります。

川島教授は仙台市の中学生を対象にした調査で、家庭学習時間を30分未満、30分～2時間、2時間以上に、スマホ等の使用を全くしない、1時間未満、1～2時間、2～3時間、3～4時間、4時間以上に分けテストの平均点調査をしました。おおむね家庭学習時間が長く、スマホ等の使用時間が短いほうが成績がよいものの、国語・数学に関しては1時間未満の使用者が全く使用しない層より若干成績がよかったと指摘しています。

短時間での使用で自己規制できているからではないかと論じています。

一方LINEでは、そういった現象はあられなく、長時間使用すればするほど、成績が低いそうです。

そこで教育委員会に、児童・生徒のスマホ所有及び使用状況、学力との関連性、スマホ使用についての指導方法についてお尋ねします。

教育委員会では、小中学生のスマホ所有や使用頻度について把握していますか。スマホの学力や脳に与える影響について認識していますか。スマホにしてもLINEにしても、一旦始めると歯止めがかからなくなるおそれがありますが、長時間使用についてどのような対策がなされていますか。さらに、保護者への助言などは行われていますか。

青少年の健全育成の面からしても、スマホの長時間使用は大きな問題だと思います。教育委員会の見解を伺いたいと思います。

6

5番 中川智之議員

質問方式：一括

#### 豪雨災害での市民の避難について

土砂災害特別警戒区域、あるいはその周辺に住んでいらっしゃる方は警戒レベル3以上の発表があった場合、避難するべきだと思うのが大半の方が避難していない。その対策について伺います。

#### 大規模盛土造成地の安全性を伺います

住民の不安を取り除くためにも、県のホームページに記載されている大規模盛土造成地の危険があるのかなのか、また、県のホームページに載っていない盛土造成地があるのか伺います。

7

3番 原田孝徳議員

質問方式：一問一答

#### 市営住宅6号棟のガス業者公募について

市営住宅6号棟のガス業者は、「できるだけ料金が安く」かつ「安全性の高い業者」という基準で選定されたが、他の住宅のそれはまちまちであるため、料金や安全面において住宅間で格差が生じてしまっていることは、これまで一貫した管理ができていないということであり、この機会に全ての住宅を同じ基準で公募し、公平性を確保することが市の責務であると考えらるかどうか。

8

16番 山本孝三議員

質問方式：一括

#### 新型コロナウイルス感染防止対策について

感染者が増加傾向にあり大変心配です。特に若い年代層への感染が増加しています。市の対応を伺います。

また、PCR検査の感染防止対策と並行しての実施が望まれます。大竹市の実施状況を伺います。



**市営住宅解体後の土地利用について**

老朽化した平家の市営住宅が解体され、土地はそのままという箇所が見られます。土地利用の具体策を伺います。

**戦前の「横穴ごう」の有無・戦後の処理について**

盛土と同様の災害要素と考えられませんか。調査・点検の必要はありませんか。御伺いいたします。

10時00分 開議

○議長（賀屋幸治） 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程、一般質問通告表、請願第3号、宮島ボートレース企業団議会議員当選決定書、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員当選決定書、大竹市議会特別委員会委員選任決定書をサイドブックに掲載しておりますので、御確認ください。

日程に入る前にお知らせがございます。

新型コロナウイルス感染予防のため、50分を目安として休憩を入れ、本会議場の換気をいたしたいと思っております。皆様の御協力をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（賀屋幸治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、13番、日域究議員、14番、細川雅子議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（賀屋幸治） 日程第2、一般質問を行います。

この際、念のためをお願いをしておきます。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとり、質問時間は答弁を除いて、会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。

また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で行い、執行部からも一括で答弁を受けます。

2回目の質問以降は、通告された項目ごとに、4回までの発言となります。

なお、時間の予告は、従来どおり5分前に1打、1分前に2打、定刻で乱打いたしますので、申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次、発言を許します。

8番、西村一啓議員。

○8番（西村一啓） 8番、清誠クラブ、西村一啓でございます。9月定例会での発言の機会をいただき、ありがとうございます。

私は3つのお伺いをさせていただきます。

1つ目は、今年の春から国内はもとより、海外においても世界的規模で拡大している新型コロナウイルス感染症は、我々がいまだ経験したことのない日常の生活環境、社会環境及び職場環境にも、また、さらに子供たちの教育環境も、地域の文化的事業や地域活動など、さまざまな住民活動が中止・延期と、大変な状況になっております。

さらにはいつ終息するかわからない中、現在本市では市民のために一生懸命執行部及び職員の方が頑張っておられます。特に医療関係従事者の皆様には心からお礼を申し上げ、感謝する気持ちでいっぱいでございます。さらには学校関係者、教職員、保育所職員に対しても心から感謝を申し上げます。

さて、このような状況下で、誰もわからない、先行きの見えない中、本市の財政的な面や今後のありようは想定することができません。影響は出てくるものと、一般的に考えられます。既に令和3年度の予算が計画で示されております。従来からの計画、予算化されている事業については、今後どのように予算執行していくのか。問題も出てくると考えられます。

本市の取り組む課題と計画予算や計画実施の見直しも含めて、これら取り組みや対応のお考えをどのようにするのか、私のみならず市民の方は思っていることと思いますので、この点をお伺いいたします。

続きまして、2つ目でございますが、本市は他の市町同様に人口が減少する中、その対策についてもいろいろと考えておられることと思われまます。特に市内の若い夫婦、子育て中の夫婦、あるいは高齢者に対応して、中山間地を初めとして市内の高齢者の皆さん、そして、市地域の高齢者の皆さんへの公共交通問題や中山間地の耕作地対応など、さまざまなありようが多様な形で地域に問題として出てまいっております。このような問題に対してどのように対応されているのか伺います。

また、市内の若い夫婦の子育て、教育支援等についても、今後若い夫婦の経済的な収入減や雇用問題についても、人口増につながる若い夫婦の支援策や家庭環境の変化する中、本市としてどのように今後対応していくのか、この点についてもお伺いをいたします。

続いて、3つ目でございますが、市内の文化的・歴史的な遺跡の整備計画、改修計画等、どのように教育に取り組んでおられるのか伺います。

以前から、特に西国街道についてもっと活性化する方法はないのか、市内の中学校、小学校の生徒・児童に地域の課題として、歴史を、文化をもっと知らしめる教育に活用できないかをお伺いしてまいりました。

西国街道の整備や史跡等の表示説明板の設置を増やすお考えも、現在一部には進んでおりますが、今後これをどのように取り組んでいくのかお伺いし、そして、さらには市内の、市民の方を集めた、現在ありますコミュニティサロン元町、あるいはコミュニティサロン栄町、コミュニティサロン玖波、そして、栗谷地区の農林振興センター、そうした公共施設を使って、地域の大人の勉強の機会も与えるべきではないかと思ひます。

地域の歴史・文化を知ることによって、町に愛着が持てます。ソフト・ハードの面、確かにハードの面は、徐々に戦後やってこられました。これからは特にソフトを重点的に取り組むのが必要ではないかと思ひます。こうしたことが、大竹市の住民が増えると申しますか、定住促進につながる1つの策と私は考えております。

以上、3つのお伺いをさせていただきました。御答弁よろしくお願ひをいたします。

○議長（賀屋幸治） 市長。

○市長（入山欣郎） 新型コロナウイルス感染症や人口減少問題など、全国的な問題に目を向けられまして、本市の今後について御質問をいただきました。

議員御指摘のように、この世の中、先が見えたことはございません。だからこそ市民の皆様が安心してこの大竹のまちに住み続けていただけますように、着実な取り組みをしてまいりたいと考えております。

それでは、西村議員の御質問にお答えをいたします。

3点目の、本市の伝統・文化・歴史を教育に活用することにつきましては、後ほど教育長が答弁いたします。

まず、1点目の、コロナ禍の今後の本市の財政についてでございます。

新型コロナウイルス感染拡大が本市の財政面にどのような影響を及ぼすものかを見込むのは難しいところでございます。ただし、今後も感染拡大が続き、経済活動が制限され、市税収入が落ち込むという状況になりましたら、普通交付税制度の中で一定程度調整はされますが、市財政が悪化することが予想をされます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大による影響は、本市だけの問題ではございません。国において6月18日に、経済財政運営と改革の基本方針が閣議決定されましたが、令和4年度から令和6年度までの3年間の地方の一般財源総額について、令和3年度の地方財政計画の水準を下回らないように、実質的に同水準を確保することが明記されています。国の動向を注視したいと考えています。

また、これまで本市は、大竹駅周辺整備事業、大竹会館改築等事業、本庁舎耐震改修事業などの大型事業の実施に多額の市債を発行しているため、公債費は今後大幅に増加いたします。これまで以上に厳しい財政状況になると考えています。

行政は収入の範囲内でしか支出することができないというのが原則でございます。基金の活用や事業の進捗管理などをしながら、市民生活に大きな影響が出ないよう、財政運営を行ってまいりたいと考えています。

次に、2点目の、人口減少に対する今後の本市の取り組みについてでございます。

人口減少問題は、将来の国のあり方そのものにまで影響する状況となり、日本全体で取り組むべき問題とされています。本市におきましても人口減少は避けられない問題と捉え、人口減少を食い止める、あるいは減少スピードを緩やかにする対策を実施する必要性があり、平成27年に人口減少対策や地方創生などを目的とした、大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び大竹市人口ビジョンを策定し、対策に取り組んできているところでございます。

参考値となりますが、本年6月に公表された令和2年国勢調査の人口速報集計によると、本市の人口は2万6,326人となっており、人口ビジョンの目標値2万6,273人を上回る結果となっており、これまでの取り組みに一定の成果があったと考えています。

第五次大竹市総合計画及び大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が本年3月に終了したため、新しい本市のまちづくりの基本方針である大竹市まちづくり基本構想を策定し、中期計画である第1期大竹市まちづくり基本計画を、第2期大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的に策定しています。

本市の人口減少対策は、本市で暮らしている方々に、これからも住み続けたい、住んでよかったと思ってもらふことや、本市に勤務されている方々に、本市を住む場所として選んでもらふことを目的として取り組んでいます。

大竹市まちづくり基本計画では、市民の皆様が市への愛着心を持つことが、自分たちの市を自分たちでよくしていこうというまちづくりの原動力、すなわち市民力につながると考え、本市への愛着心を子供世代から育む視点を持って、施策を推進することとしていま

す。

一方で、本市は、市域の大部分が山林のため、可住地面積が少なく、住宅事情が大きな課題であると認識しています。今後は大竹駅東口の開業による栄地区の利便性の向上に伴う住宅供給量の増加に期待するとともに、市営住宅の跡地利用など、土地・住宅政策も重要になってくると考えています。

人口減少に対する特効薬はございませんが、今後も本市の現状や特性を生かしながら、施策を複合的に行うことで、効果が表れてくると考えています。子育て環境の整備や公共交通施策など、バランスよく着実に進めてまいります。

以上で、西村議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは西村議員の御質問にお答えをいたします。

まず、教育の場における本市の伝統・文化・歴史などの活用についてでございます。

大竹で育つ子供たちが、大竹の歴史や文化などについて学習する中で、地域に対する誇りや愛着を持ったり、自分たちが地域のためにできることを考えたりすることは、非常に大切なことであると考えております。

地域の歴史や文化などに係る学習は、小学校学習指導要領において、第4学年に位置づけられており、地域の伝統と文化や地域の発展に尽くした先人の働きなどについて、人々の生活との関連を踏まえて理解することを目標とし、地域の文化財や年中行事、地域の発展に尽くしてきた先人について学ぶことで、伝統や文化が地域の人々によって受け継がれてきたものであることや、そこに至るまでの苦心や努力、先人たちの願いなどについて理解させることが挙げられております。

本市においては、教科書の内容に加えて、令和2年3月に改訂をした社会科の副読本「わたしたちのまち大竹市」により、歴史や文化に関わる内容について具体的に学習しております。副読本には、昔からの祭りや行事、昔の暮らしぶりや昔使っていた道具、西国街道などについて紹介がしてあり、児童は自分たちのまちである大竹の歴史や文化について、写真や説明を見ながら学習を進めております。

また、社会科の学習以外では、各学校において総合的な学習の時間の中で、地域の自慢や特徴を見つけて発信することをテーマとした取り組みが行われております。具体的には、大竹和紙や紙太鼓、亀居城址や西国街道の石畳、玖波の本陣跡など、各地域の伝統文化や産業、歴史的遺産について調べ、いろいろな人に発信し、最終的には地域貢献に向けて自分たちができることを考えていくといった学習を展開しております。

こうした学習を進めていく上では、教室での調べ学習だけでなく、実際に現地に行って実物を見る、ゲストティーチャーからお話を聞くといった、本物に触れることが、児童生徒の興味・関心を高め、学習意欲の向上にもつながるものと考えております。

今後、社会科や総合的な学習の時間などにおける地域教材の効果的な活用や、地域教材の掘り起こし、教材化に向けて各学年の年間指導計画、単元計画の見直しや改善を図るなどの取り組みを進めていきたいと考えております。

また、地域教材を活用していくときなどは、大竹市歴史研究会を初めとした市民団体の

皆さんのお力もお借りしながら、地域に根差した生きた学習を展開できるようにしていきたいと考えております。

次に、西国街道などの史跡に関わる生涯学習の分野での取り組みについてでございます。

平成30年度及び令和元年度に、明治維新150年、浅野氏広島城入城400周年記念事業として、西国街道ウォークを実施いたしました。参加者からは、今まで知らなかったことを知ることができ大竹に興味を持った、大竹の歴史の勉強ができ大竹を大切にしたいと思った、などという感想をいただき、本市に関心を持つ人や地域に愛着を持つ人の増加につながっていることを実感いたしました。

また、令和2年度は、放課後子ども教室における亀居城の刻印の拓本づくりや、公益財団法人広島県教育事業団との共催により、亀居城関連遺跡見学会を開催いたしました。亀居城関連遺跡見学会では、調査で見つかった高さ3メートル以上の石垣について、角の積み方や石の大きさなどから亀居城築造時のものと考えられる、といった説明を、県教育事業団職員から聞き、参加者からは、よくぞここまで形を保っていた、と見入っている様子を伺うことができました。

今後は、これらの史跡などをしっかりとPRしていくことで、郷土の歴史を学ぶ機会を提供していけるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、西村議員への答弁を終わります。

○議長（賀屋幸治） 西村一啓議員。

○8番（西村一啓） 御答弁ありがとうございました。

まず初めに、1つ目のお伺いについて改めてお尋ねをいたします。

先ほど市長が言われましたように、公債費の増加が増えるだろう、これはコロナ禍の中で企業等の経営衰退が出てきた場合に税収が減る、誰もが考えられることなのですが、こうした公債を増やすということで事業が継続できるならば、先ほど市長答弁で言われましたように、3年先には大竹駅が完成します。JRの駅の中で大竹駅が一番最後に完成するわけですが、この近辺では、その契機に西栄から大竹駅前に渡る、昭和46年ですか、昭和51年からもそうなんだろうが、通し街路計画が進められてきて、やっとJRをまたぐ大竹市の街路が完成するわけです。

そうした中で、これをさらに油見中市線に結びつける残り160メートル、この道路計画はどのようにお考えかを、改めてお伺いをいたします。

それからもう1つは、これは先のことになるんですが、当然大竹市も戦後76年の中で、市が出来上がって66年、そろそろインフラ整備がどんどんどんどん増えてくると想定はされます。特に地下に埋没をしております水道管等、上下水管については、水道局も大変今苦慮しておることと思います。

そうしたことをいっさんきにやれとは申しませんが、計画的に進めていくということが、どなたも考えられるのが、大竹市は戦後完成した道がほとんど見当たりません。従来からの道なんです。それをほじくり返して300メートル、500メートル、水道局が一生懸命努力して水道管を取り替えるにしても、緊急自動車あるいは周辺住民の生活、そういうものに全て出てくる、それをあえて強行的にはできない。だからどうしたらいいんかということ

で、私は以前から申し上げますとおり、ある程度、最近空き家対策が進んではいる中で、空き家を活用して道路ができないかとか、そういうものをもっと行政側でお考えはないかをお尋ねいたします。

そして、もう1つは、先ほどから市長が言われる公債費が増えていくのはさることながら、当然基金の積立てもあると思います。今後は基金の積立ても幅も増やすということもお考えなのか、その点もお尋ねをいたします。

1番目の問題はそれでございます。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長（山田浩史） 都市計画道路の駅前油見線に関する御質問でございます。

都市計画街路事業につきましては、現在、大竹駅東西自由通路や東西広場の整備に取り組んでおります。その整備後も、都市の骨格の形成、安全で安心な市民生活と機能的な都市活動を確保する上で、必要な街路の整備を進めていきたいと考えております。

現時点、どの路線に着手するかは未定でございますが、当然ながらまちづくりにおいて効果の高い路線箇所から進めることとなると考えます。御質問のありました駅前油見線についても、その1つの路線であると考えております。

なお、この事業につきましては、今後の大竹市の事業との関係もありますので、財政面等も十分考慮して着手するような格好になるんじゃないかと考えております。

以上でございます。

○議長（賀屋幸治） 西村一啓議員。

○8番（西村一啓） ありがとうございます。

都市計画に対して改めて、もう1つだけお尋ねしたいんですが、昨年の秋に市長あるいは大竹市議会宛てに、地域の住民、大竹市内14地区自治会長から陳情書が出たことは、皆さん御承知だと思います。

これはどういうことかといいますと、最近の集中豪雨と申しますか、自然災害が我々の想定する以上、新型コロナウイルスと同じように想定する以上に雨量が出て、そして、浸水、床下浸水とかそういう問題がどんどん出てきております。これはその後の、陳情書が出た後の市長の答弁にもありましたように、時間はかかるが1年ずつ積み込んでやっていきたいという思いがある。

ただし、自然災害は待ってくれません。せめて少しでも雨水対策なんかも考えていかなければいけない。当然これは、水道局との関連もあるんですが、そういう意味では道路行政と水道行政、セットにすれば莫大な費用がかかるというのは誰もが想定するんですが、これについて何か策があるか、あるいはまたいろんな形で進めておるかということを、1つだけお尋ねをいたします。

○議長（賀屋幸治） 上下水道局長。

○上下水道局長（古賀正則） 昨年、地区の住民の方々からの御要望をいただきました雨水対策につきまして、本年度支障になる雨水管の切りかえの検討、それと併せながら、新町雨水排水ポンプ場の小瀬川への流出の検討というのを、今年度実施しておるところでございます。

まだ皆様に御説明できる状況にまでは至っておりませんが、現在、検討しておる最中で

すので、また、地元の方に対しても説明できる状況になりましたら説明させていただきたいということで、考えているところでございます。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 西村一啓議員。

○8番（西村一啓） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

2つ目のお伺いですが、先ほど市長が申しましたように、昭和から始まって平成、最近では令和になるんですが、人口比率のこと、国の施策の中で、大竹市はどうにかぎりぎりだと言われます。

本市の人口についても、今年の国勢調査では2万6,326名、世帯数が1万1,587世帯と発表されました。平成27年度からの調査では、人口数で1,539名、5.5%、世帯数で162世帯、1.4%、どちらも減少しています。こうした自然減少する中で人口増を考えることは大変難しい問題だということは、重々承知しております。

しかしながら、最近では他の市町もそれぞれ人口減少に伴う、人を取り合う、戦国時代と言うたら国盗り合戦、人盗り合戦が既に始まろうとしております。こうした点を踏まえて、大竹市にももっとソフトの面の充実ができないかということをお伺いしたいんです。

1つには、市内に住んでいる若い人、未婚の方と言えば失礼なんですが、若い人をもっと行政とか地域の企業、あるいは商工会議所、その他いろんな諸団体と合同で交流の場を開くということはどうできないかというのが、先ほども申し上げましたけど、1つ目の質問の中にありました地域でのコミュニティサロン活用とか、そういうものをもっと活用することはできないかをお伺いしておきます。

そして、こうしたことは若い人が交流することによって、大竹市に定住を進めていく、それが先ほども話が出ました、市営住宅、その跡地が黒川、玖波、三ツ石、白石、市内に至るところにあります。これらをもっと活用できないか。

神石高原町では、若い夫婦が住まれるんだったら土地差上げますよということまで、新聞記事が出ました。それは本当に何千人の人口減少の中ですので、大変苦勞しとるんだと思います。ただし、長い目で見れば、定住すれば市県民税から消費税から、あらゆる税金の還元が出てきます。そうした意味でも、大竹市としては公共の用地があるわけですから、これをもっと若い人に活用できないかをお伺いをいたします。

○議長（賀屋幸治） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） それではお答えいたします。

私のほうから、人口減少対策、定住策という観点でお答えをさせていただきたいと思えます。

各自治体が、西村議員の言われるように、さまざまな定住策を行っておられます。特に山間地域では空き家対策として、移住者への住宅の補助金を交付したり、お見合いの場としての婚活施策を行ったり、また、子育て施策を充実されているなど、定住施策を展開していることは承知しております。

ただ、本市も同様の定住策を行うことが得策かどうかにつきましては、しっかりとその



取り組みの費用対効果を見極める必要があると考えております。

特に、これまで本市において転入者の増加があった年を見ても、大規模な宅地造成や駅前のマンション開発などの住宅事情に起因する年でもございました。現在、事業が進んでいます大竹駅周辺整備事業、特に大竹駅東口周辺、栄町では、10年前に比べましてスーパーとかドラッグストアが立地したり、栄公園もリニューアルされ、また、来年4月にはインターナショナルこども園も開園いたします。定住する場所として選ばれる要素も増えてきていると思います。

廿日市駅とか岩国駅も橋上化されたことによって、民間企業がマンションとか宅地造成を行っているという事例もございます。同様に、本市においても民間企業の投資を期待しているところがございます。

土地・住宅施策として、住む場所をできるだけ確保していくこと、また、民間企業が投資したいと思える都市空間をつくり上げていくことも、本市としての人口減少対策、定住施策の1つであると捉えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 西村一啓議員。

○8番（西村一啓） 答弁ありがとうございます。

もう1つ御質問を、2番目としてさせていただくんですが、若い人を地域に住ませる、確かに大変な問題なんです。それと同時に、先ほど企画財政課長が言われましたように、中山間地も大きな問題を抱えております。

公共交通しかり、地域の人口減に伴う耕作地の放棄、それから鳥獣被害の防止とか、そういう問題がもう本当に自然災害と同じように襲われておる、そういうことに対してもっとできないかなというのが、市内の旧大竹町でも、白石地区を筆頭に、油見、本町、元町、確かに坂上線のバスは走ってますが、公共交通はそれだけです。地域の住民は歩いて買い物に行ったり、あるいは自転車で رفتり、あるいは車、タクシーを利用したりということで、公共交通は別に中山間地だけの問題じゃないんですよ。大竹市全体の問題なんです。

それで現実、9,000万円近い公共交通の費用が、この3月の予算特別委員会の中でも数字が示されております。これからはもっと増える可能性も出てくるんじゃないかと懸念をしております。

こうしたものをもっと具体的に、地域で取り上げていく、地域みんなが自主運行するという、そういうお考えはありませんかということをお伺いしておきます。

以上でございます。

○議長（賀屋幸治） 市民生活部長。

○市民生活部長（三原尚美） 公共交通についてお答えをいたします。

今の現状は、現在やっております大竹市地域公共交通網形成計画、これが令和5年度までなんです、これに基づいて運行をしているという状況でございます。ただ、次の計画、6年度以降の計画、これを立てていかなければなりませんので、今後、地域の方の意見を伺いながら検討を進めていくわけですが、今議員がおっしゃられましたように、市としての考えは、地域の方が自らが何をできるか、自らがつくった公共交通を末永く愛

していただき、活用していただける、こういったものをつくらないと、中山間地のバス、あまり乗ってないよねっていうのは、この場でも何度も御意見いただいております。見直しをしないといけないんじゃないかというのは重々存じ上げておりますので、そういう意識、市民の側から何ができるか、地域で一緒になって何ができるかっていうところはきちんと押さえながら、これから地域に入っていってお話を伺って、新しい公共交通の形をまたつくっていきたいと考えております。

○議長（賀屋幸治） 西村一啓議員。

○8番（西村一啓） いろいろ各担当部署からの御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

要するに、常に言われることは、自分たちで行う、地域力を出してそれぞれの地域がもっと活力のあることをすれば、先ほども市長の答弁がありました約2万6,000人の人口でも、決して恥ずかしいまちじゃないんですよ。皆さんが自信を持って住めるまち、これは皆さんの人、力、地域力のたまものなんですよ。

先般も、私が所属しております総務文教委員会を通じて、廿日市市の吉和のほうに行ってみたいという話があって、これは先方は新型コロナウイルスで来ちゃいけないということで御破算になったんですが、やはり広島地域も、自分たちで自分たちの自主運行をやっています。人口は少ないんですよ。そういう意味では、私が一番言いたいのは、行政がソフトの面をまだまだ細かくつくり立てて、それを地域に投げかける。ただ、紋切り型でやるんでなしに、そういうのをぜひお願いしたいと思うて、2番目の質問はこれで終わります。

3つ目のお伺いをさせていただきます。

教育長からいろいろお答えをいただきました。特に市内の歴史・伝統・文化、私が議員になって、ずっとこれは訴えてます。

今から約170年前ですか、1850年代、ペリーが来たときから約170年にもなるんですが、まさに今コロナウイルス感染症は黒船と一緒になんですよ。明治維新なんですよ。どこも策がありません。それぞれみんな苦勞して、苦勞してやっとなです。あの東京の莫大な財産のある都市でさえ、抑えることができない。

僅か、広島県内の23市町で、大竹市の人口は下から数えたほうが早いですが、しかしながら広島県総人口の約1%で、執行部は大竹市のほう、やっとなじゃないですか。これはやっぱり自慢するわけなんですよ。そうした意味で、私は教育長に教育のことをお願いしたい。

改めて御質問をいたしますが、先ほどから教育長が答弁で言われましたように、西国街道、今まさに約400年前の浅野家あるいはまた福島正則公の時代に遡って、今広島のみちでは、西国街道が物すごく言われるんです。ただし、西国街道が残っておるのは、大竹市の玖波3丁目、鳴川の石畳から木野1丁目の渡し場跡、この約8.1キロメートルが本当に残ってる道。しかも三ツ石と小方、立戸の山の上を見たら、あそこに苦の坂があります。まさに155年前に高田軍とか、あるいは長州軍があそこで戦闘をした場所がそのまま残っているんです。これは絶対に子供たちに見せるべきだと思います。これは、私が言いたい

のは、平和学習、これに使える。それでさらには歴史として使える。

それで先ほど教育長が質問に対してお答えをいただきましたが、例えば玖波でもいろいろあるんですよ、歴史的なものが。先ほど言われた本陣跡、看板がありません。教育長は言われますが、遺構にも看板がないんですよ、どこにあるか皆さん御承知ですか。広島信用金庫玖波支店のところが本陣、洪量館の跡なんですよ。そこも看板がありません。

やっぱりそうした町場の中に看板を立てること、そして、前回の議会でも質問しましたが、大竹市の歴史・文化・伝統に関わる学芸員を置いてません。無理して置けとは言いませんが、そうした中で、市内の市民の有志の方が開いております大竹市歴史研究会、これを大いに活用して、これらに多少の費用は負担をしてあげても活用すれば、市としたら安いPR効果が上がるんだと思います。

それで今年、今から予算が50万円ほど歴史のほうにつきました。ありがたいことです。だけど、皆さんお手元に配付させていただくとおもうんですが、例えば亀居城とか西国街道、それからもう1つは大竹市の歴史の一覧ですか、そういうリーフレットをつくっております。こうしたものにもっと予算ができないかということ、私はお尋ねしたいと思います。

そして、学校教育の中に、昨年大竹中学校の教頭先生が90人近い生徒を連れて、大竹市の旧歴史を訪ねていきました、元町4丁目まで。非常にいい勉強だったという、父兄から意見があった。ただし、返る言葉が、長年住んで初めて知ったというのが大半なんですよ。だからもっと大竹市の目に見える、そういう歴史・伝統・文化を、金をかけないソフトの面でPRできないか。言い換えれば市役所の屋上から見える亀居城跡、ここも1611年に取り壊されましたが、亀居城の石垣がいまだに残っております。これをもっとライトアップして見せないかということは、前にも議会で質問させていただきました。こうしたお金をかけなくてもできるという文化財を、もっと広めてもらいたい。

それで最後になりましたが、苦の坂に三ツ石のところから上がる道が、岩国大竹道路の関係もあり、また、山陽道の関係で道が一部崩落してそのままになって、今は工事用足場がかかっております。これも、責めるわけじゃありませんが、いつまでもこのままにしておくことはないと思います。街路計画の中で優先順位が低いかもわかりません。しかし、文化財の保護と、それから教育にかける費用としたら決して高いもんじゃないんですよ。もっと行政側でそういうものに取り組んでいただけないかということをお願いをしておきます。

併せて教育長、もし御答弁ありましたら、お願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 教育長。

○教育長（小西啓二） いろいろと子供たちの教育について御意見をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど市長の答弁の中にもございました、本市への愛着心を子供世代から育む視点を持ってということがございました。教育の果たす役割は非常に重大だと痛感をさせていただいております。

先ほど私のほうも答弁をさせていただきましたけれども、子供たちの興味・関心を高め、

やはり学びを充実させていくためには、本物に触れさせることってというのは、これはまさに最良な方法の1つだというふうに、教育委員会のほうも私のほうも思っております。そのための学習の場、環境、整っているほうが、これはもうよいに越したことはございません。

当然そうするためには安全面であるとか、内容のわかりやすさ等を考慮していくということでございます。環境を整備していくためには、どうしても財政面でそのあたりを考えたままに進めていく必要がございます。これまでも、先ほども申されました、限られた予算の中ではありますけれども、歴史研究会の皆さんを初め、市民の方と協力をしながら、立て看板の設置等、取り組んできております。

そういう意味では今後も関係部署と連携をし、先ほども申し上げましたけれども、財政面を考慮しながら計画的に見通しを持ちながら、環境の整備を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（賀屋幸治） 西村一啓議員。

○8番（西村一啓） もう10時50分になるんですが、続けてよろしいですか。

○議長（賀屋幸治） はい、まだ3回目ですから。

○8番（西村一啓） これ、もう時間もあるんで最後にしますが、最後に、執行部の皆さんを初め議員の皆さんにもお願いしたんですが、実は今、市内にのぼり旗が立っております。広島県立大竹高等学校、これ100年を迎えるんですよ。大正10年。大竹女子実業補習学校として創立されて以来、戦後の昭和24年、昭和26年の学校編成の中に、高等学校として大竹高等学校として沖の海兵団の跡にできて、今、三井・ダウポリケミカルの跡ですか、そういうところでできて今日に至っております。昭和37年に大瀧神社の隣の山を崩したところに、大竹高等学校を移転しました。そして、今日に至っております。

御多分に漏れず、大竹市の教育を、教育長に手厳しい言うて申し訳ないんですが、教育を考えると、大竹小・中、小方小・中一貫校、玖波の小・中、合わせて5つの学校、小中学校の中で、中学3年生が200人を切っとるんですよ、トータルで。この子供たちがこれから受験を迎えると。だんだん学校の編成が難しくなっている状況の中で、100年も残った学校があるんですよ。それはもっと私は、県と市は違うんだと言われるかもわかりませんが、やっぱり子供のためにも、もっと行政のほうでお手伝いできないかと。

既に土木課長の御配慮で、大竹高校の市道にはのぼり旗を立てさせていただいております。非常に見やすく、しかも皆さんの目に留まるもので、どうなんですかと言われます。そういった中で、市内の中学3年生、これ逆に言えば高校に進学する、塾は市内に1つか2つはありますが、重立ったものはあまり見当たらない。ましてや市内に高校3年生が大学進学にする塾はないんですよ。だから広島市とか廿日市市とか岩国市に、子供たちが通っている。その中で親としては、余分な費用負担がかかる。ましてやコロナ禍の中でということを考えたら、ぞっとするようなことが起こると思います。

そうした意味でも、もっと行政、特に教育委員会が地域のそういう教育全般について支援ができないかということをお願いをいたしまして、質問を終わります。ありがと

うございました。

○議長（賀屋幸治） 教育長、何かありますか。

教育長。

○教育長（小西啓二） 本市の小・中・高に通う子供たちというのは、やはり大竹市の将来を担う子供たちということで、とても大切な子供たちだと認識をしております。そういう中で、あくまでも私ども教育委員会は、義務教育段階の児童生徒の教育活動の充実を図ることが、やはり私どもが一番の使命だと考えております。

そういうことになりますと、高等学校に進学した生徒が先行き困ることがないように、義務教育終了時につけるべき力をしっかりと今、身に付けさせることが必要かなと考えております。授業改善や学力向上に、そういう意味でしっかりと今取り組んでおります。

また、学校間の学びにつきましては、高校との交流、今、実際も小方学園では小学校2年生が大竹高校の子供たちと、生活科の時間を通して、大竹のまちのことについて交流する授業を持ってあります。そういう意味ではしっかりと教育委員会が小・中・高の交流する機会、場の設定、そのあたりは積極的に進めてまいりたいと考えております。子供たちにはしっかりとした力をつけていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（賀屋幸治） 一般質問の途中ですが、議場の換気のため暫時休憩いたします。

なお、再開は11時5分を予定しております。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

10時53分 休憩

11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

続いて、2番、藤川和弘議員。

○2番（藤川和弘） 2番、新和会の藤川です。

まず、一般質問の前に、2回目のコイちゃんクーポン券、ありがとうございます。今回もたくさんの喜びの声を耳にしております。ですが、緊急事態宣言が出まして、多くの飲食店がお店をただいま閉められております。本日の中国新聞、9月30日まで、広島県緊急事態宣言延長と書かれておりました。できましたらクーポン券延長をお願いするのと、感染症拡大防止協力支援金のほうは、たくさんの店舗が協力してくださっておりますが、頑張る中小事業者月次支援金のほうは、まだまだ知らない方が多いようです。大きい声での周知をお願いしたいと思っております。

新型コロナウイルス感染、まだまだ続きます。今後とも大竹市民、店舗等支援のためによりしくお願いいたします。

それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

まずは晴海臨海公園についてです。

今年の6月25日、生活環境委員協議会にて、一般国道2号岩国大竹道路の概要説明が、

国土交通省の方からありました。その説明の中に、トンネルの説明があり、同僚議員が、トンネルから出る残土の処理について、国土交通省の方に質問いたしました。

答弁は、残土処理方法はまだ決まっていないと。残土は処分するとなると処分費が大きくかかり、購入すると購入費が大きくかかります。大竹市から出る残土を大竹市で使えないものでしょうか。

私は以前から、大竹市を素通りのまちから立ち寄るまちに、をテーマに質問させていただいております。大竹市から宮島に行けるフェリーの運航、道の駅、さらに海水浴場、これらをつくり、大竹市に立ち寄っていただければ、大竹市の観光にも目が向き、大竹市のにぎわいにつながるのではないかと考えるとの内容の質問をさせていただいているのですが、大竹市から出る残土を有効利用するために、大竹市にたくさんの方が立ち寄ってもらうために、晴海沖に人工ビーチをつくっていただきたい。

隣町岩国市のみなとオアシスゆうがある由宇港海岸では、平成10年から高潮対策のための護岸整備に併せ、人工海浜、遊歩道及び地域交流施設等の整備を進め、平成17年7月に供用を開始し、潮風公園みなとオアシスゆうとしてオープンいたしました。

施設は延長450メートルのビーチを初め、1,200メートルの遊歩道、イベントスペース、レストランや特産品の販売施設、ミクロ生物館、ふれあい交流、体験型学習施設などがあり、多くの方が訪れております。

しゅんせつ工事で出た海砂を利用した人工海浜は、全国的にもたくさんございますが、千葉県稲毛海浜公園にあるいなげの浜は、日本初の人工海浜で、昭和50年に整備を開始し、しゅんせつ土砂と砂利を利用し、いなげの浜を造っております。砂利は砂の流出を抑制するために導入したもののようです。

海浜は波浪や強風などの自然現象に伴い、少しずつ痩せていくため、砂浜の維持には定期的な砂の補充が必要となり、そのための整備に山砂と砂利が使われ、山砂は当時の土地住宅整備公団による大規模な住宅開発事業で発生した山砂を運搬費のみで活用できたため、整備費を縮減できております。

また、大和ハウスのホームページに、大和小田急建設では、茅ヶ崎市の茅ヶ崎市合流式下水道緊急改善工事で、通常は産業廃棄物として処分するトンネル掘削残土を、食品添加物を主原料とした添加剤を使用し、洗浄し、海岸養浜材としての砂として海岸に戻す、日本初の試みを実現しましたと載っております。このように、山砂やトンネル残土を使い、海水浴場を造られている例もございます。

日本の人口、総務省は2021年6月25日、2020年国勢調査人口速報集計結果を公表し、日本の総人口は1億2,622万7,000人、5年前の2015年と比べますと、86万8,000人減少しております。

大竹市の人口は、先ほども市長から答弁がございましたが、2021年約2万6,500人、総務省統計局が2016年発表の大竹市人口推移を見ますと、2035年には2万1,774人、2045年には1万8,702人です。大竹市はもうすぐそこに、2万人を切る時代が来ております。

全国的に人口減少は進んでおりますが、そんな中でも世界文化遺産に指定されております宮島は、平成29年度の来島者数が456万5,732人で、過去最多でした。2020年、新型コロナ

ナウイルスの感染拡大が響いた中、それでも来島者数が約220万人です。隣町、車で20分のところには、これだけたくさんの方が立ち寄っております。みなとオアシスゆうがある由宇地区には、令和3年8月発表で8,042人の方が住まわれており、みなとオアシスゆうには令和元年、13万5,143人の方が御利用しております。人口の約17倍の人数が、みなとオアシスゆうに集まっております。

大竹市にもたくさんの方に立ち寄ってほしい。大竹市から出る残土は大竹市に使い、晴海沖に人工ビーチをつくっていただきたい。本市のお考えを聞かせてください。

次に、晴海臨海公園遊具広場です。

この夏、何度も何度も見に行きました。子供たちの笑顔、喜ぶ顔、ほとんどありません。人がいません。理由は、陰はないし、暑いからです。今年は隣町岩国市に愛宕山ふくろう公園が完成いたしました。愛宕山ふくろう公園もよく見に行きます。愛宕山ふくろう公園は、子供たちのたくさん笑い声が聞こえております。それは、愛宕山ふくろう公園には水あそび場があるからです。中央にミスト状の噴水があり、周りには下から吹き上げる噴水が8カ所から出るようになっており、多くの子供たちが元気な笑顔で声を上げながら楽しんでおりました。看板には、10時から16時の間、30分置きに5分間水が出ますと書かれており、子供たちは噴水タイムが終わると遊具に帰っていき、噴水が出始めると、出たと大きい声を出しながら、噴水に戻ってきます。

愛宕山ふくろう公園のSNS投稿には、子供たちが一番大喜びしたのが噴水ですと、たくさん投稿が見られ、晴海臨海公園遊具広場の投稿は、いろんな遊具があって飽きない、楽しい、面白い、また来ますと、たくさん投稿が多い中に、夏は陰がないので夏対策が必要、水で遊べる場所が欲しいという書き込みも目にいたしました。

令和2年12月定例会の一般質問の中で、夏に弱い晴海臨海公園遊具広場、年間通して遊んでいただける場所にするため、水で遊べる場所をお願いしたいと質問させていただいております。答弁は、水遊びのできる場所につきましては、地形上の問題から人工的な川の整備はなかなか難しいと考えます。また、よく言われるじゃぶじゃぶ池とか噴水のようなものにつきましては、維持管理面等を考えますと、大変厳しいと思っております。しかしながら、当課としましては、子育て世帯の意見などを聞きながら、夏にも楽しめる施設を検討していきたいと考えております、と答弁いただいております。

ですが、再度言わせてください。晴海臨海公園、暑い時期の数カ月間は、使われていないも同然です。1年通して遊具広場に人が集まり、子供たちの笑顔が見たいです。特に夏休み、あれだけの立派な大きな公園に誰もいない。子供たちの元気な声も笑い声も聞こえない公園、夏に子供たちが集まらない公園。理由ははっきりしております。ぜひ、水で遊べる場所をつくっていただきたい。遊具広場に水で遊べる場所をつくり、子供たちの笑い声、喜ぶ顔が見たいです。ぜひ、お考えをお聞かせください。

次に、三倉岳県立自然公園についてです。

新型コロナウイルスの影響なのか、登山やキャンプ人口が全国的に増えております。大竹市も同じで、ここ数年、三倉岳の登山者が増えているように思います。三倉岳の登山者からよく聞く話は、通行止めはいつ通れるようになるんですか、避難所が欲しいね、山頂

に上がるまでの標識がわかりにくい、山頂に小さい看板しかない、インスタ映えする看板が欲しいと。特に女性からの御意見は、登山道にトイレが欲しい、シャワー室が欲しい、更衣室が欲しい、その他たくさんの声が上がっております。

続いて、キャンプ場は、大竹市のホームページ、キャンプ場案内では、三倉岳キャンプ場、弥栄オートキャンプ場、川真珠貝広場キャンプ場の3カ所を載せていますが、この夏も弥栄オートキャンプ場、川真珠貝広場キャンプ場は、平日を除いて常にいっぱいでした。デイキャンプで遊びに行っても車を止めるスペースさえありません。

ですが、三倉岳キャンプ場はがらがらです。三倉岳キャンプ場を利用される方が少ないのは、以前の一般質問でも言わせていただいておりますので、細かい理由は避けませんが、使い勝手が悪いからです。せっかくキャンプ場のトイレを2カ所新しくしていただいても、キャンプ場を利用する方は増えておりません。

中国新聞2021年7月28日の記事からですが、広島県の海田総合公園拡張が本格化。広島県海田町は、本年度、遊具広場や野球場などがある海田総合公園の改修・拡張工事を本格化させる。スポーツやレクリエーションなどの憩いの場として魅力を高める目的。まず、古く使い勝手が悪くなっているキャンプ場の再整備を進める。全体の完成は2026年3月末を見込んでいる。との記事がございました。全国的に新しいキャンプ場、たくさんできておりますし、古く、使い勝手が悪くなっているキャンプ場の再整備も進んでおります。

ここで質問させていただきたいのは、夕陽岳と中岳の間のルート。通行止め、いつ通れるようになるのでしょうか。三倉岳を登山される方、キャンプ場を利用してもらう方を増やすため、また、安心・安全に楽しんでもらうために、現在、本市が県に要望していることは何でしょうか。

以上、質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（賀屋幸治） 市長。

○市長（入山欣郎） 藤川議員の、大竹市を素通りのまちから立ち寄るまちにしたい、私もその思いを同じくするところがございます。

議員におかれましては、日々その志を胸に、熱心に何度も現地を訪れられ、事例調査を重ねて、にぎわいづくりに向けての御提案をいただきながら、御質問いただきました。ありがとうございます。

それでは、藤川議員への質問にお答えをいたします。

1点目の、晴海臨海地区のさらなる活性化についてでございます。

まず、岩国大竹道路事業で発生する建設残土を利用した晴海臨海公園沖への人工ビーチの建設についてです。

本市は、海に面した自治体でありながら、市民の方々が海に親しむ空間がほとんどないことから、私の夢として、晴海臨海公園の沖合が人工海浜として利活用できないか、その可能性を探ってきたところがございます。

具体的には、建設残土を有効活用できるよう、これまで、事業主である国土交通省や広島県と協議・調整を行い、人工海浜の造成を含む整備方針の絞り込みなどを行ってまいりました。



その中で、本市が人工海浜造成事業の実施主体となる場合の多大な事業費の財源確保や、各種法的手続に要する期間、将来的な施設の維持管理など、多くの課題が明らかになったことから、具体的な整備方針については、現在のところ思うように前には進んでおりません。

次に、晴海臨海公園における水で遊べる場所の整備についてでございます。

晴海臨海公園は、市民アンケートで多くの方が、大竹のよいところとして挙げるなど、市民に親しみのある場所になっています。また、テレビ番組などでも取り上げられ、市民だけでなく市外の方にも認知されるようになり、市内外のファミリー層を中心に、多くの方に来園いただいています。

しかし、夏の暑い時期になると、議員御指摘のとおり、利用者が減る傾向がございます。議員から御提案いただきました、夏の時期にも多くの子供たちに遊んでもらえる、水で遊べる場所の整備については、施設整備費や維持管理面などを調査し、検討してみたいと考えています。

次に、2点目の三倉岳県立自然公園についてでございます。

本市にある三倉岳県立自然公園内の三倉岳には、毎年、多くの登山客が訪れますが、夕陽岳と中岳の間のルートは、平成30年7月の豪雨災害の影響により通行に危険があるため、県が通行止めの判断を行い、現在に至っています。

このルートの通行止めに関しては、本市にも多くの問い合わせがあったことから、県に復旧工事を要望してきましたが、令和3年度によりやく復旧工事の設計に係る予算が確保され、通行止め箇所の測量や復旧方法の実施設設計が行われることになりました。

なお、新型コロナウイルス感染症や大雨の影響もあり、工事の時期などは、現時点では未定とのことでございます。

次に、本市が県に要望していることですが、三倉岳県立自然公園の利用者の増加や安全確保のために、先ほどお答えしました通行止め登山ルートの復旧や、多言語案内看板の設置、Wi-Fi環境の整備、キャンプサイトの整備など、幅広いものとなっています。

最後に、今回議員からいただきました提案も含め、晴海臨海公園や三倉岳県立自然公園などの観光資源を有効に活用し、まちの活性化につなげていきたいと考えております。

以上で、藤川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 藤川和弘議員。

○2番（藤川和弘） ありがとうございます。たくさん用意していたんですが、こちらで、市長の答弁があまりにもありがたい答弁が多かったので、感謝しながら。

大竹市から出る残土について、国との協議をしている内容ですね、言える範囲で、もしわかれば教えていただきたいのですね。

それと、たくさんの方がやっぱり大竹市に、残土を使って、大竹市のために使うというのが、やっぱり大竹市民にとっても一番大切なことと思うんですよ。今市長がおっしゃった、大竹市に残土を使うっていう答弁、本当にありがたかったです。国との協議の内容をお教えいただければありがたいです。

○議長（賀屋幸治） 建設管理監。

○建設管理監（西田耕一郎） 岩国大竹道路事業で発生する建設残土の市内での有効活用策について、国土交通省とどのような協議を行っているかということについてお答えいたします。

国土交通省とは、平成28年から建設残土の有効活用策につきまして、具体的な協議・調整を開始しております。当時並行して策定中でありました小方地区のまちづくり基本構想の取組方針にも合致いたします、沿岸部での親水空間としての利活用に向けて、協議を進めてきているところでございます。

国土交通省におかれましては、残土処分方法の比較検討で、本市の沿岸部での処分を候補の1つとされた中で、受け入れ地の造成工事についても、残土処分の一環として整備できないかといったようなことも検討いただいているところでございます。

しかしながら、恒久的な施設整備の場合、まずは、本市のまちづくりに資する事業計画がある中で、国土交通省がその事業に協力するというスタンスでなければ実施できないということで、受け入れ時の造成工事の事業の主体にはなれないというような認識も示されているところでございます。

その後も国土交通省や広島県と協議・調整を進めるとともに、民間活力の可能性も探ってまいりましたが、多くの課題が浮き彫りとなりまして、先ほど市長の答弁にもありましたとおり、思うように前には進んでいないのが現状でございます。

引き続き沿岸部の親水空間としての利活用に向けての検討を行うとともに、内陸部での有効活用策についても調査・研究を進めて、国土交通省との協議を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 藤川和弘議員。

○2番（藤川和弘） 答弁ありがとうございます。市のお考えがわかっただけでも、今日質問してよかったと思っております。

これからも国との協議していただいて、人口の何倍もの方が立ち寄ってくれる人工ビーチをつくってほしいという思いを込めて、人工ビーチの質問はここでやめておきます。

続いて、遊具広場、水で遊べる場所についてですが、こちらも市長の答弁、すごくありがたい答弁でした。ありがとうございます。水の遊び場、検討していただけるということで、早期に大竹市の遊具広場、盛り上げていってほしいと思います。

続いて、遊具広場でもう一点質問なんですけど、遊具広場、あずまや等の陰をつくる対策、お考えがありますでしょうか。そして、空いているスペースを使って新しい遊具を増やしていくとかは、お考えは今ありますか。

○議長（賀屋幸治） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

まず、あずまや、陰の整備のことでございますが、基本的には、前も御質問があったんですが、今の植えてある木を育てていきたいという考えが1つあります。

それと今、今回の3期整備を進める中で、あずまやの整備も計画が少しございますので、かなり大きいものじゃないかもしれませんが、そういったことも今後整備してまいりたい

と考えております。

以上でございます。

○議長（賀屋幸治） 藤川和弘議員。

○2番（藤川和弘） ありがとうございます。

前に答弁いただいた木ですね、10年後、20年後に陰になってくるんだろうと思いますが、噴水のほうは予算等のこともありますんで、少し時間はかかるのかなと思いつつ、あずまのことも今考えてくれていらっしゃるみたいな答弁いただきました。ありがとうございます。もっとほかに用意してたんですけど、ありがたい答弁ばかりで、もうこのことについては言うことがありません。

続いて、三倉岳についてです。

こちら市長の答弁、予算が下りた、調査してくれると。これもありがたい答弁いただきました。たくさんの要望もしていると、これもありがたい答弁です、ありがとうございます。

私のところに多く寄せられている要望とSNSの書き込みを見て、特に多かった要望を幾つか、ここで言わせてください。

三倉岳登山ですが、避難所が欲しい、特に女性からの御意見はシャワー室が欲しい、更衣室が欲しい、登山道にトイレが欲しい。以前は登山道にトイレや避難所があったと聞いております。

次に、山頂に上がるまでの標識がわかりにくい。私の友人で三倉岳によく登っている方がいるのですが、その方の話では、三倉岳は学生や初心者の方がたくさん登りに来ていると。山に登るときは、基本的に自分でちゃんとした地図を持参しなきゃならないらしいんですけど、そういう初心者向けにわかりやすい登山地図が、登山口にあったらいいなと感じたようです。

実際に山の中で、どっちに行けばいいのかなと迷っている学生も多く見かけるようです。某動画サイトを見せていただきましても、三倉岳登山している方の動画がアップされており、看板がわかりにくいので、迷子になっている動画を見たことがあります。

続いて、三倉岳キャンプ場は、古く、使い勝手が悪くなっているキャンプ場の再整備をしてほしい、区画割りが小さいので使いづらい、木の枠で区画割りしているので、雨が降ったとき水たまりになる、駐車場からサイトまでが遠いので使いづらい、オートキャンプ場までにしないまでもキャンプ場内に車を入れるようにしてほしい。たくさんの御意見が出ております。

これらの要望について、何か答弁お願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（前田新吾） たくさんの御意見等、ありがとうございます。

まず、本市は、利用者が使いやすくするために、広島県のほうに、市長が申しましたようにたくさんの要望をしておりますが、避難所等は9合目の旧避難所が昔あったということを知っておりますが、そちらのほうも併せて上げております。

シャワー室につきましては、現在雨水等、水の問題がありまして、タンク等の容量が大きくないため、そういった確保が難しいところもございます。

トイレにつきましても、トイレは現在新しいのを2つ設置しておりますけれども、広島県において全体を集約して改修したという経緯もございますので、そちらの部分についてはなかなか難しいところがあると思います。

ただ、いただいた御意見につきましては、要望に入るかどうかも含めて検討させていただき、今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 藤川和弘議員。

○2番（藤川和弘） 御答弁ありがとうございます。

シャワー室、やっぱり女性の方、下りてきたら少しシャワーを浴びたい。家に帰って浴びればいいじゃないかという話になるんですけど、やっぱり着替えたいんですね。三倉岳休憩場、市が管理していると記憶しているんですね。せめてそこに更衣室なり休憩所なり、つくっていただければなと思います。

水がない、一番大切なことだと思います。井戸を掘ることや、山水を利用する方法があると思うんですね。これから三倉岳を人に来ていただけるものにするために、やっぱりシャワーというのは大事だと思います。あと水の確保も大事だと思います。こちらのほうも御検討していただければと思っております。

トイレなんですけど、やっぱり水の問題あると思うんですね。私も調べさせてもらったら、コンポストトイレというのがあります。コンポストトイレとは、土の中のバクテリアの力だけで便を分解してくれるトイレのことです。全く臭いません。電気も水も使いません。大や小を堆肥にして、土に返すトイレというのがあるようです。こちらのほうもぜひ研究していただいて、県のほうに強い要望をお願いしたいと思います。

三倉岳に対して最後の質問なんですけど、今年の7月24日お昼1時頃、大竹市の防災メールが届いております。内容は、三倉岳キャンプ場付近でクマの目撃情報がありました、御注意ください、との内容です。私はこの時間、三倉岳にいました。でも、このメールが届いたのは、山を下りてからです。理由は、電波の入りが悪いから、メールが届かないんです。もちろん防災無線も聞こえておりません。三倉岳にいる人間に、三倉岳でクマが出た情報が入っていない。これはいかななものかと思うんですね。

先ほど市長もおっしゃいました、Wi-Fiのほうの設備等も広島県に要望を出していると。これはもう急いでやっていただきたいと思います。三倉岳の登山者全ての方に聞こえるスピーカー等は無理だと思いますが、せめてキャンプ場やその付近で遊んでおられる方に聞こえるような、三倉岳独自のスピーカーの設置等を考えてはいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（賀屋幸治） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） 三倉岳キャンプ場周辺での防災行政無線放送、あるいは防災メールの状況についての御質問をいただきました。

三倉岳キャンプ場での防災行政無線の音達調査というのは、これまで行っておりません

ので、まずは最寄りの栗谷小学校北側にある無線局、こちらからの放送の状況、これがどのくらい聞こえるのか、どのくらい聞こえないのか。また、これと併せまして、キャンプ場付近で戸別受信機で受信が可能かどうかといったような状況、こちらをあわせて確認してみたいと思います。

ただし、防災行政無線、こちら地域を100%をカバーすることは困難なものでございますので、あくまでも住居地域を中心に、これまで整備をしていたものとなっております。新たな無線局の設置については慎重に判断すべきものと考えておるところです。

以上で終わります。

○議長（賀屋幸治） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（前田新吾） 産業振興課としては、先ほどのクマの目撃情報の周知等を防災無線やメールで行っておりますけれども、議員がおっしゃいましたように、キャンプ場にいる方とかに周知ができないということも考えられますので、キャンプ場の利用者や登山者には、駐車場のところに注意喚起の看板を設置するなどの対応をしております。

また、立ち寄る可能性が高いマロンの里の交流館などでも、注意喚起をお願いしているところがございます。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 藤川和弘議員。

○2番（藤川和弘） ありがとうございます。たまたま私、三倉岳に遊びによく行くもので、こういう経験を直に感じたので質問させていただきました。御利用して下さる方が安心・安全に遊んでいただけるように、今後も県のほうなり市のほうで取り組みをお願いいたします。

最後に、思いだけ言わせてください。

私はよく晴海臨海公園の話を、友人や知り合いの方に質問されます。まだ大竹市の遊具広場、工事中なんじゃろうと。バーベキュー広場もできたし、次は何をつくるのか楽しみなんよと。もう本市の予定も私は知りませんし、三倉岳についても同じです。人は来ます、人は移動します、止まったら駄目だと私は思っております。少しずつでいいので変化をしていってほしいと思います。

大竹市民の方を初め、利用される方は期待をしております。晴海臨海公園には遊具広場、テニスコート、球技場、多目的グラウンド、ゲートボール場、デイキャンプ場があり、さらに海水浴場や水の遊び場、海のそばですので、海の生き物と触れ合う小さな水族館があってもいいと思います。いつも言わせていただいておりますが、道の駅や海の駅等をつくっていただきたいです。

大竹市の人口が2万人を切るのは、もう目の前です。大竹市を素通りのまちから立ち寄るまちにするために、また、子供たちの笑顔、笑い声を聞くために、新しいことにチャレンジしていただくようお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（賀屋幸治） 続きまして、13番、日域究議員。

○13番（日域 究） くろがねの日域でございます。会派を代表して一般質問をさせていた

できます。

御承知のように、大竹市においては不動産登記に多くの問題があります。これは私、何度もやっていますので、この話、ここまでであれば皆さん関心をお持ちだと思いますけどね。このことによる悪い影響も多岐にわたっておりまして、少しでも早く対処していただきたく、今回もお尋ねいたします。こういう少し変わったことをしているのは、多分大竹市だけなんで、ぜひ勇気を持って変革のかじを切っていただきたい。そして、こういう質問がこれで最後になればいいなと思いながら質問いたします。

最初の質問です。今年3月議会での市長答弁の訂正をもって書きましたけど、最初ですね、これは不動産登記と固定資産税の課税ってということでリンクした話なんで、まずは、傍聴しておられる方のために、少しだけ説明をさせていただきます。

土地や建物は大切な財産ですよ。しかし、持ち運んだり倉庫に入れておくことなどはできません。そのため不動産登記法という法律があって、ある土地があれば、それがどこにあって、どんな土地で、誰のもので、面積は幾らなのか、そのような情報を国が公の帳簿である登記簿に記録します。それに加えて、その土地の位置とか形を地図にして記録。これは誰でも見られるように、両方ともですけども、公開してあります。そういうことにおいて、そういうやり方で財産がどこにちゃんと、どういうふうにあるかということを示しているわけですね、持って帰るわけにはいきませんから。それはそれでいいんです。

ここでもう1つ大事なところなんですけれども、固定資産税との関係です。大竹市など市町村にとって、土地は最も重要な課税対象です。その課税を適正なものとするために、固定資産税は不動産登記制度の一部である地籍図を基に課税するというふうに、地方税法、そして、大竹市税条例に定めてあります。

今回の質問はまさにその部分なんですけれども、つまり法や条例で定義されている法務局の地籍図を使って固定資産税の課税を行えば、地籍図が間違っていれば、地籍図って通常公図って言いますけれども、公図が間違っていれば課税ができないわけですよ、きちんとは。そのときにどうするかっていうと、ちゃんと地方税法には条文が用意してあって、市長が法務局に対して、地図の訂正をしてくれって言えることになっています。

言えることになっているっていうのは義務じゃなくて、できる規定です。できる規定じゃないかっていう人もいますんですけども、要するにそれは税金かけないならかけなくてもええよっていうことです。税金をかけたいなら公図の訂正を申し込みなさいよっていうのが、この法の建前だと思います。

そして、それが今回お配りした資料の参考資料A、B、C、DのCですね。こういうものを大竹市で言えば、市長が法務局に出せば、それが筋が通っていれば法務局が公図を直してくれます。そうすることによって公図も、公図というか市域図も正確になるし、税の適正執行もできると。課税という行為を通じて一石二鳥を図っている、そういう仕組みだと思います。

ところが大竹市は市役所内部で、地籍図ではなく地番図なるものをつくって、それを基に課税しているようです。地番図っていうのは、我々が通常課税図って呼んでまして、確かに便利なもんです、公図より正確ですから。私もよく利用させてもらいます。ただ、そ

それはそれなんですけれども、本当はそれは公図でやるべきですよってことです。

わかりやすくするために、具体例を用意しました。お配りした参考資料AとBを並べて御覧ください。共に先月23日に取得したものです。これ小方2丁目ですけれども、Aは大竹市の地番図で、Bは法務局の地図ですね。正式には地図ではなく、これは地図に順ずる図面って書いてありますが、要するに公図です。

Aの地番図には、地番図との文言はありません。その右上に法的根拠を持ちませんと書いてありますが、Bの公図には下のほうに、地籍図と書いてあります。赤い丸の部分です。では、地籍図Aと公図Bのそれぞれ黄色くなった部分、そこを御覧ください。小方2丁目1304番1です。ここは土地開発公社の所有地です。青い部分は、これは道路です。だからこの黄色い土地は、道路に面しているということですね。

さて、Aの地番図の黄色い部分には、1304番1という文字に加えて1304番3という記載があります。でも、Bの公図にはそれがありません。もともと1304番3という土地は、所在不明の土地なんですね。登記簿にはある。登記簿はあるけれども、その土地自体がどこにあるのかわからない、そういう土地です。したがって、地番図にも公図にも、もともと記載はありませんでした。

しかし、昨年12月に、この土地は土地開発公社に寄附され、所有権の移転登記がされました。すると、それまで場所がわからなかったはずなのに、今年の地番図には地番が記載されたんです。当然公図は変わりません。公図を変えようと思えば、この参考資料のD、一番後ろですけれども、このように結構手間なんですね。

ただ、寄附されたからといって登記簿上の所有者が変わっただけです。場所についてどのように判明したのか、私にはわかりませんが、それをどのような手続を経て新たに地番図に記載するに至ったのか、市の職員が決めればそうなるのか、お尋ねします。

一般的に、所在不明地っていうのは厄介な存在です。できるだけそれをなくし、登記簿をきれいにするためにも、この小方2丁目1304番3という所在不明地を土地開発公社に寄附してもらい、できれば合筆をして抹消できればよい、私はそう考えてました。

私は土地開発公社の理事として土地開発公社の職員に、寄附してもらって、寄附してもらおうようにずっと言っていました。ですから寄附を受けたと聞いたときには、少し解決に近づいたなと喜んだものです。しかし、驚いたのはその後です。これが土地開発公社やったら違いますよ。今までどこにあるかわからなかったものが、名義が替わっただけで地番図に記入されたんです。

それと3月の市長答弁が少し重なりといますか、関連してくるんですけども、ここで質問です。

今年の3月議会における私の一般質問の市長答弁に、明白な間違いだと思うんですけども、それは地方税法第380条第3項に規定されている資料の1つとして、地番図を備え付けていますと答弁でおっしゃった部分です。地方税法第380条第3項には、地番図という文言がありません。その代わりに条例で定める地籍図と、その後とんとんと言葉続きますけれども、条例で定める地籍図という言葉になっています。これがどういうことなのか、お尋ねいたします。それが最初の質問ですね。

2番目の質問行きます。

これも土地開発公社に絡むものですが、土地開発公社の固定資産税免除は法に抗うものではないですかということ。今年の5月の土地開発公社理事会は、文書で行われました。私は、令和2年度決算に固定資産税の納付がないことの原因を質しました。すると、市長が特例として免除してくれたからだという答弁が、書面で届きました。しかし、この決定は、地方税法施行令第49条の4の第3項の規定に反し、違法ではありませんかということが質問です。

地方税法施行令の条文を読みます。

地方税法施行令第49条の4の第3項、法第348条第2項第2号に規定する土地開発公社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、土地開発公社が取得し、かつ、保有する次に掲げる土地のうち土地開発公社が設置する駐車施設（その利用について対価または負担として支払うべき金額の定めのあるものに限る。）の用に供する土地及び他の者に有償で貸し付けている土地以外のものとする。と書いてあります。

簡単に言いますね。要するに、土地開発公社が持っても、外部に有償で貸しているものは例外です。それは課税しなさいということが、この施行令の中にもろに書いてあるわけですね。そうであれば、市長の免除は政令を真正面から否定することになります。そのような許可を出せるものでしょうか。法や条例の使い方として間違っていると思います。

もちろん土地開発公社と市は一心同体の別の組織です。だからトータルすれば、金銭的には何の違ひもありません。ただ、それぞれが違うものであれば、会計処理は別々にして、支援するなら他の方法、補助金とかもあると思いますけれども、そういうことをすべきではないかと思えます。

このため、多分これは私のうろ覚えですが、土地開発公社の1年間の賃貸収入が600万円ぐらいあった気がするんですけど、土地開発公社は固定資産税評価額の4%で貸しています。固定資産税は1.4%ですから、都市計画税もありますけれども、ざっくり4%で貸したうちの1.4%は市がもらうべきだということです。そういうことになると、600万円余りあるとすれば200万円余りが、土地開発公社の決算をよく見せてる。その分市のほうは、その同額が課税収入が減っている、そんな気がします。

これ、監査から見ても、私は詳しくありませんが、大竹市監査委員監査基準などありますけども、そういう面から見て、どんな印象を持たれたかお伺いしたいと思います。

以上で、最初の質問を終わります。

○議長（賀屋幸治） 一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

なお、再開は13時を予定をしております。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

11時53分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（網谷芳孝） 休憩前に引き続き会議を再開します。



議長所用のため、暫時副議長において議事を運営いたします。よろしくお願い申し上げます。

それでは13番、日域究議員への答弁を求めます。

市長。

○市長（入山欣郎） 法令を正しく運用することは、行政の基本でございます。私ども行政職員は、法令が適切に運用されているか常に確認することが大切だということを改めて感じているところでございます。御質問ありがとうございます。

それでは、日域議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の、地番図及び地籍図に関する御質問についてです。

まず、地籍図に関しまして、国土調査法上の地籍図と地方税法上の地籍図の違いから御説明いたします。

国土調査法上の地籍図とは、国土調査法第2条第5項の規定による土地の所有者、地番、地目の調査及び境界や地積に関する測量を行う地籍調査を行った結果、作成される地図を言います。この地籍図を含む国土調査の成果の写しは、国土調査法第20条第1項により登記所に送付されます。そして、不動産登記規則第10条第5項により、この地籍図の写しが登記所に備え付けられ、土地の権利関係などを示す公図となります。

国土調査法による地籍調査を実施した区域の公図は、種類の欄に地籍図と記載されます。この公図ですが、国土調査法施行令第2条で定める縮尺、区画の座標、表示内容などの様式を満たしているものは、不動産登記法第14条第1項の地図となり、そこまでの精度がないものは、同条第4項の地図に準ずる図面となります。

本市の場合、昭和20年代から40年代にかけて実施した地籍調査の成果である公図は、多くの部分で種類の欄には地籍図と記載されていますが、分類の欄には、地図に準ずる図面と記載されており、精度が低いことがわかります。この法務局の公図を用いて固定資産を評価しなければならないとの規定は、地方税法にはありません。

一方、地方税法上の地籍図は、地方税法第380条第3項の規定による固定資産の評価に必要な資料の1つであります。市町村は固定資産課税台帳のほか、条例の定めるところにより、固定資産の評価に必要な資料を備え、逐次それを整えなければならないとされており、地籍図などの作成や更新については、市町村による裁量と権限が認められています。

このように2つの地籍図は、名称は同じですが根拠法が異なるため、同一のものではありません。

以上を踏まえて、本会議3月定例会における私の答弁についてお答えをいたします。

地方税法第380条第3項には、市町村は、条例の定めるところにより、固定資産の評価に関して必要な資料を備えるという旨の規定があります。

3月定例会でお答えしましたとおり、大竹市地番図は、公図や航空写真の情報、土地の現況も合わせて、土地の配置、間口、奥行き、形状など、評価のために必要な情報を記したもので、本市が固定資産の評価に必要なものとして備えているものでございます。しかしながらその時点では、例規上の整理が完了していなかったため、大竹市地番図は地方税法第380条第3項に規定する資料の1つと答弁させていただきました。

その後、令和3年3月31日付で、固定資産に関する地籍図等の記載事項等を定める規則を制定し、この規則の中で地籍図の記載事項を大字界及び字界を付した上、地積測量図、航空写真等を基にした土地の形状及び所在地番を明示することと規定しました。

法による条例委任、さらに条例による規則委任の整理が完了した後は、大竹市地番図が、規則に定める地籍図の要件を満たし、地方税法第380条第3項に規定する地籍図に当たるものと明確にしています。

以上の経緯から、3月定例会での、大竹市地番図は、地方税法第380条第3項に規定する資料の1つとの私の答弁は、訂正する必要がないものと考えています。

なお、固定資産の評価に関する資料は、地方税法第388条第3項において、その標準様式を総務大臣が定め、市町村に示さなければならないとされていますが、現在まで示されておられません。そのため様式の示されていないものは、各市町村においてそれぞれの工夫を生かし、必要と思われるものを整えて、固定資産の適正な評価に役立たせるようにすべきとされています。

図面についても各市町村が工夫して作成し、逐次整えてきた経緯があり、その名称は地方税法と同じ地籍図や、本市と同じ地番図、それ以外にも地番現況図、地番参考図、集成地番図など、市町村で異なっています。

最後に、本市では、窓口で地番図の必要な部分の写しを交付していますが、図面にはタイトルがありません。また、本図面は土地の配置を示したもので、法的根拠は持ちませんという注意書きは、土地の権利関係などの法的根拠を示す図面ではないことを明らかにするため記載していますが、わかりにくい表現となっています。これらについては現在、改善を進めているところでございます。

2点目の、土地開発公社の固定資産税の減免に関する御質問についてです。

土地開発公社が所有する固定資産の非課税の範囲は、地方税法第348条第2項第2号の規定により、土地開発公社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものとされていますが、御指摘のとおり、地方税法施行令第49条の四第3項の規定により、駐車場などの用途で他の者に有償で貸し付けている土地は、非課税の範囲から除かれています。したがって、有償で貸し付けている大竹市土地開発公社の所有地は、課税対象であり、本市も課税していますので、これらの法令に対して違法との認識はありません。

その上で、大竹市土地開発公社から固定資産税減免申請書の提出を受け、地方税法第367条及び大竹市税条例第71条第1項第4号の規定により、特別の事由があると認め、固定資産税を減免しています。

この特別な事由とは、大竹市土地開発公社が本市が全額出資している法人であるという公共性と、本市に代わり公共事業用地や事業に必要な代替用地の先行取得を行っているなど、事業活動に公益性を有することに鑑みたものでございます。

しかし、土地開発公社に公共性や公益性があることは承知の上で地方税法施行令はつくられており、また、税条例においても、公益目的で直接専用する固定資産であっても、有料で使用する場合は減免対象から除いているにもかかわらず、大竹市土地開発公社の所有地に係る固定資産税が減免されていることに疑義を抱かれたものだと思います。

判例によりますと、固定資産税の減免事由における地方公共団体の長の裁量については、法規裁量の範囲を超えることはできないとされています。この法規裁量の範囲とは、地方税法第367条で定める天災その他特別の事由がある場合で減免を必要と認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者、及び、その他特別の事情がある者を言います。そして、その他特別の事情がある者についても、担税力が減少した状況にあることが求められます。

大竹市土地開発公社は、平成13年度から恒常的に本市から利子補給などの財政支援を受けており、さらに国の第三セクター等の経営健全化等に関する指針によると、財政的なりスクを有する法人の判断基準を大きく上回っています。このことから、本市としては大竹市土地開発公社に担税力がない状況であると判断し、申請に基づき、固定資産税の減免を本年度まで行ってきたものです。

大竹市土地開発公社は、本市が全額出資している、本市と一体の法人です。固定資産税の減免による支援と徴収した税相当額を補助金などで交付することによる支援には、財政的な違いがないこともあり、この手法を続けてきましたが、議員御指摘のように、今後は固定資産税の減免を見直し、補助金などによる支援を検討したいと考えています。

以上で、日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（網谷芳孝） 代表監査委員。

○監査委員（薬師寺基夫） それでは、2点目の土地開発公社の固定資産税の減免について、監査委員を代表しまして意見を求められましたのでお答えいたします。

当該案件に対する見解につきましては、監査委員として個別の状況を直接把握しているわけではございません。また、現時点において、直接判断する立場にないため、具体的に意見を述べることは適当ではないと考えております。

なお、監査委員は独任制の機関ではありますが、その意見は監査委員の合議によって形成することが地方自治法に規定されており、本市においても監査委員会において合議に基づく意見を決定しているところでございます。今後も公の場で個人の意見を述べることは差し控えたいと思います。

○副議長（網谷芳孝） 日域議員。

○13番（日域 究） 御答弁ありがとうございました。

質問するほうも込み入ったことをいっぱい言って、難しかったんですけども、答弁もなかなか難しいといえますか、聞いている方にはあまりわからなかったかなと思います。

それでは、最初の地籍図のことから始めます。

不動産登記法っていう土地の登記の法律は、それはそれで別にあって、今度地方自治体が固定資産税を課税する上のもも別に法律があって、それぞれがあるんですけども、地籍図っていうものは同じ言葉なんですよ。それでその地籍図っていうものは、同じ言葉だけど定義が違うんですって言えばある意味そうかもしれないし、そうであってそうでないという難しいものだと思います。

それで大竹市に、さっきの市長の御答弁ですけれども、条例にある書式でしたかね、様式でしたかね、何か決めたから今の地番図と称するものは地籍図を満たしているんだって

いうことでした。

それはそれとして、例えば今回の参考資料に付けさせてもらいましたCですよ。市長が法務局に修正を依頼する、これ、本来は法務局は法務局で法務局の仕事をするわけであって、地方自治体は地方自治体で固定資産税を課税するのなら、そうすればいいわけで、本来別の仕事だと思いますけれども、じゃあ何でこんなものがあるんだっていうことになるんですけどもね。

今回これはたまたま私がもらったものですけども、やっぱり人に住民税をかけようと思えば、基本的に住民基本台帳がちゃんとしてないと課税できませんよね。もちろん中には、昔の長野県の田中知事みたいに、どこに住んでるかわからんで、何とか村に住所を置くとか言って、ちょうどあの頃物議醸しましたけど、住民登録とその住民税の課税が例外的に狂うことはあります。しかし、基本的に住民台帳がちゃんとしてなければ、住民税の課税ってしにくいと思いますけども、土地も国が決めたその不動産登記があって、それがきちんとしているからこそ固定資産税も課税しやすいし、もちろんその不動産登記がちゃんとしているから、いろんな民間であっても役所であっても、土地に絡んだ仕事をするときに、非常に効率がよくなるわけですね。

そういう中で、この国の政策として、そのことがそうだって明文的に書いてあるわけじゃないかもしれないけれども、その固定資産税を課税する上での不都合があったら、それを法務局に言ってくださいね、そしたら公図直しますからねっていうのがあるわけです。

大竹市は一応、国土調査をした町ですから、公図を取ったらそこに地籍図って書いてありますね。今回の資料のBですけども、地籍図って書いてある。赤い丸しましたけど、書いてあります。

私は今回の質問で始めて見たんですけど、旧廿日市町ですね、廿日市市の旧廿日市町は国土調査やってませんから、公図を見るのが初めてじゃないような気がしますが、こんな隅っこを見ることないですからね。あそこには旧土地台帳附属地図って書いてありました。ええ、そうなんだと。

それでも法務局の人に聞くと、やっぱり市のほうから、その附属地図であっても地方税法第381条第7項を使って、修正は出ますよと。それで皆さんが日頃見る、そのいわゆる法務局の公図っていうものを、正確性を上げていかないと、何かといろんな意味で不都合が生じるわけですね。

それでお尋ねしてみるんですけども、大竹市でこの地方税法第381条第7項でしたかね、今回の資料のCですけども、ああいう法務局に対する修正申出書っていうのはどのぐらいされてるもんですかね。どのぐらい頻度といいますか件数といいますか、それは表現はどうでもいいんですけども、過去1年間とか過去3年間とか、そんなものでざっくりわかれば教えていただきたいなと思います。

例えば不動産登記法を見てみると、法務局は基本的には受け身の存在なんですね。だから個人、民間人が登記申請をする、もしくは役所が嘱託っていうんですかね、役所の登記申請ですよ。それを受けてやるって書いてあるわけですよ。法務局のほうがこれ間違うとるじゃんって言って、消しゴムで消したりはできないんですよ。

だからこういう仕組みがあるんだと思いますが、どのぐらい活用されているのか、わかれば教えてください。

○副議長（網谷芳孝） 土木課長。

○土木課長（廻本 実） 今の地方税法第381条第7項を使った地図訂正が、過去どのぐらいあったかということなんですが、過去10年間で調べてみました。その10年間で6件ほどありました。

以上です。

○副議長（網谷芳孝） 日域議員。

○13番（日域 究） 私がこういう最初の質問をしたのは去年の12月議会なんですけれども、あれは登記簿があって、その公図に書いてない、どこかわからないですね。あれは、あのときも言いましたけど、土地家屋調査士のところに行ったら大体65万円ぐらいかかることができますよって言われました。

それで逆に、登記簿がなくて公図には番号がある。そういう、今回の資料はそれなんですけれども、こういうケースは登記官に聞いたら、これは多分土地家屋調査士では無理でしょうねって。登記があって場所がわからんものは、実際そこがわかりさえすれば、ここにあるよねって言って近所の人の同意をもらって測量して、こうだと言ってあげられるけど、公図にあって登記簿がないというやつは、多分これは市町村からでない無理でしょうって言われてました。そうかどうかは知りませんが、そんな気はします。

それで、今6件って言われましたけど、私、今2件だけ修正申出書のコピー持ってますけれどもね。例えば60万円出して自分がやりゃあいいんかもしれませんが、去年の12月議会の件で言っても、行政のほうで把握して、今の市長の決定か何か、今年の3月に何かされたって言いましたよね。だからきちんと市が持っている地番図が地籍図というものに該当することになったんでしょうけれども、それが要するに法務局の地籍図と違う場合、やっぱりこの条項を使って、あれこうですけど実際こうなんですって書いてくれたら、その方の、土地持っている方の責任じゃないわけですから。そうしないとあんな、あんなって言ったら怒られますけれども、あの土地であの金額かけて修正したら、もう採算合わないですから。

ぜひ、6件っていうことは1年間に1件ないぐらいですよ。そして、私も妙なもので、いろんなものに関わってるんですけども、この資料のCの話ですね。これは私が関わっているからこのコピーをつけたんですけども、ここなんかは元印刷会社です。大竹市を代表するような印刷会社でしたけど、残念ながら倒産されました。

後から聞いた話ですけども、ここの経営者が、うちの土地は公図がおかしいけん、銀行が担保評価を高く見てくれないと、そう言ってこぼしていたという話を複数から聞きました。でも、大竹市はそれを知ってたのかどうか知りませんが、大竹市の課税図面は、いわゆるさっき言うところの地番図ですね、地番図では合っていましたからね。

そして、これをさっきの登記官の話じゃないけども、本人がするのは無理なんですよ。ここに、資料のCに書いてありますけれども、私が当時聞いたのは、国土調査と東小学校ですよ、要するに栄公園ですけども、東小学校の用地買収が重なってミスがあったん

じゃないかねっていうことでしたけど、ありもしない土地が自分のところに入っているわけです、公図が。消せないんですね、これ。当然職権でも消せないわけですよ。

それで結論は、いや、あの土地は栄公園っていうか東小学校で用地買収した中に本来あって、まとめて合筆したんだから、そのときに消えてるはずだって言うんですけど、消えてるものでしたって書いてあるんですが、これもおかしい話で、消えてるものがじゃあ何で違う場所に残ってるんって。

だからこういうことは、民間のそれこそ登記官のおっしゃるとおりで、民間人が幾ら専門職とはいえ、やるってそれは無理ですから。結局この方は、この印刷会社っていうものはもちろん、このため、これが第1の原因で倒産したわけじゃないでしょうけども、あの時期あちこちでああいうクラスの、地方の大きめの印刷会社が岩国市でも2つなくなりましたから、そういうデジタル化の波を乗り越えられなかったんだと思いますけれども、でも、そのときに土地の評価ですよ、評価といいますか、土地が扱いやすかったらですよ、廃業っていう手があったかもしれないですね。

それが、銀行がなかなか首を縦に振ってくれないから、最後は倒産に至ったという気もしないでもないんですけども、このときできたんならこの前にできるじゃんって。今おられませんが、さっきそこに産業振興課長なる人がおられましたけど、産業振興課をつくってどうこう言うのであれば、せめて民間事業者の足を引っ張るなよっていう気がするわけですよ。

倒産ってさみしいですよ。正直言います、そりゃあさみしいですよ。いろんなもの見ましたけど、やっぱりそこに自分の失敗もあるかもしれないけども、こういう公からのものがあって、御本人は知らないかもしれませんが、やっぱりこれはよくないよと。だから理屈上は地籍図が、2つの法律があって同じじゃないかもしれないけど、結果的には同じなんですよね。

私が思うのが、大竹市は、さっきも市長おっしゃいましたけど、国土調査なるものをやったけど、精度がいまいちだったっていう、いまいちかいまにか知りませんが、かなり悪いということは、もうしょうがないですね。

そのときに一々、何かあるたびに、この今日の資料A、B、C、Dですね、ああいう手順を踏んで、一々隣地の人を呼んで境界立会して、測量して、法務局に頭下げてこれお願いしますって言うのは、確かに大変だと思います。確かに大変だから、少しやり方変えようと言って、公図とは違う市独自の課税用の図面作ってやるっていうことは、ある意味ではその対策だったのかもしれない。

でも、その結果、不正確な公図が今もって不正確なんですけども、やはりその扱いを何とかしないと、このまち自体がなかなか活性化しないですね。

この委員会でも私は何度か言いましたけど、岩国大竹道路は、大竹市が岩国大竹道路をつくってくれて国にお願いしたわけですよ。そして、用地買収で非常に苦労しているって言うんですけども、用地買収で苦労しているっていうのは、地権者が売らないという意味じゃないですよ。売買の形を整える段階で全然進んでないと。全部こういうことに影響しているわけですけども、ここを何とかしようっていうお考えがあるのかどうか、お

尋ねてみたいんですけれども、少なくとも今やっているやり方がいいか悪いかはさておいたとしても、そのせめて課税の上で事実がわかっているのであれば、それを法務局の公図に反映してほしい。

同時に、これさっき市長言われましたけど、新しい何か、3月1日付でって言われましたけど、少し違うんですけども、今回の資料AとBですけども、Aのところには1304番1でしたかね、土地開発公社が寄附してもらった土地の番号が付番されてますけども、あれはやっぱりおかしいでしょう。周りの地権者が何も知らない、今まで何もわからなかったものがあそこにぼろっと表れたのであれば、それは大きなものの考え方とは別に、そのことについてはどういう判断で誰が決めるのって。基本的にこれは、税務資料ですからね。固定資産税課税のための資料だと思いますから、そこを教えてくださいなと思います。

以上です。

○副議長（網谷芳孝） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） 初めの御質問の、市内にたくさんある地図混乱地域の解消というところでございます。

抜本的に解決実施していくためには、50年前ですかね、昭和27年から昭和43年に実施しました地籍調査について、再度精度を上げて実施する必要があります。

しかしながら地籍調査については、議員お配りの資料Dにも書いてありますように、現場の測量、調査、境界の確定、登記所への送付手続など、非常に時間と手間のかかる業務でもございます。現行の市の組織体制では、なかなか取り組むことが困難な状況でもございます。

したがって、現在市全体の令和4年度以降の組織体制の見直しの検討を行っている状況でございます、その1つに地籍調査のための組織体制づくりも、案件として上がっております。

令和4年度からすぐに専門部署が設置されるというのは、現段階では未確定ではございますが、解決に向けてまずは組織体制について調査・研究を始めていますので、御理解賜りますようによろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（網谷芳孝） 市民税務課長。

○市民税務課長（岡崎研二） 地番図に地番を入れる手続等についての御質問に対して御回答させていただきます。

まず、地方税法第380条第3項で規定される地籍図、これは大竹市では大竹市地番図というふうに備えているんですけども、この規定には固定資産の評価に必要な資料として、固定資産課税台帳のほか、条例に定めるところによって固定資産の評価に関して必要な資料を備えて、逐次これを整えなければならないと規定されております。

地方税法では、地籍図の作成や更新につきましては、市町村による裁量と権限を認めております。そのため、この地籍図に当たる大竹市地番図の修正等につきましては、市の裁量で更新をしております。大竹市地番図の修正に当たりまして、地権者等に相談するということはないんですけれども、十分な調査の上、地番図に記載をしております。

流れといたしましては、法務局で登記簿上の所有者等が変更された場合は、まず、地方税法第382条第1項の規定で、法務局からその通知が市に届きます。市はその同条第3項の規定により、遅滞なくその課税台帳や大竹市地番図を訂正しなければなりません。この土地が、例えば所在不明な土地として課税が保留されていたような場合に当たる場合は、再度その土地の変遷、その土地の歴史とといいますか、そういったものを調べたり、また、その土地の新たな所有者の土地がその周辺にあるかなど、十分調査のほうを行いまして、所有者変更のあった当該土地を大竹市地番図に載せることが妥当と市が判断した場合は、その地番を載せております。

以上です。

○副議長（網谷芳孝） 日域究議員。

○13番（日域 究） 御答弁ありがとうございます。

実は、いつだったかな、地籍図を国土調査の精度が悪いやつを何とかするには幾ら係ると思われましてかという私の質問に、市長が10億円ぐらいかなっておっしゃった気がします。それがその後どうですかって質問しようと思ってたんですけども、その10億円はさておいて、組織を変えることを考えているって言われるのであれば、やはりそれを認めて、少しでも前へ進めようと思っておられると解釈すれば、それは地籍図が乱れているのは別に市長の責任じゃないですから、過去の負の遺産ですから、今の当事者として前向きに対応していただければ、私はそれでいいと思います。

ただ、今回のあれですね、1304番3の件ですけども、今市民税務課長のほうから、市の権限だって言われましたけど、そうかもしれません。でも、権限っていうのは、残念ながら責任がついてくるわけですね。だからもともと、私もそれは土地開発公社の理事ですから、話はしてきましたよ。あそこも過去のことがいろいろあって、ひょっとしたら昔土地を売ったんやけど、登記ができてなかったと。それであるとき国土調査の成果として、ある土地がぴよっと面積増えてると。それは本当は合筆をすればそこで増えるんですけども、その登記ができてない。でも、実際測ったら、それは一緒になっているわけですから、広がるじゃないですか。

だからそれで、そのときの登記漏れがそうなってなったんかねというような話は、これは仮説ですよ。そんな話はしたことはありますけれども、だからと言ってそこにあるって、全く空想ですよ。あれは市長の決裁があるのか部長の決裁があるのか、それこそ大竹市事務分掌条例、何か役割分担決めた条例がありますけれども、どなたがどういう責任でやられるのかなと思いますけど、やはり今までみたいに、ある意味では、これ任意の文書で非公開ですって言うんだったらそれもいいかもしれませんが、外部に出してますよね。

実を言うと、この今の課税図をコピーするようになったのは、油見の地区懇談会なんですよ。たまたま、私はそこにいましたけど、私は黙ってましたよ。ある不動産屋さんが、ほかの町はコピーしてくれるんじゃけど、大竹市はしてくれんと。わしらは不便、あそこで税務課の前で写すのは不便で困っとなんじゃけど、何とかならんかって市長にお願いしたわけです。そしたら入山市長が、考えますって言われた。そのとき地区懇談会の司会をされていたのが今の固定資産税係長さんです。何か昨日のように覚えてますけども、それか



ら何年かして、あれコピーしてくれるようになりましたよね。私も1回コピーの前に、写したことがあります。なかなか難しいですね、あそこで写すのはね。

昔みたいに公開しないで、写すぐらいええけども、これは内部の資料よって言うんだつたらそれはそれかもしれません、今はどっちかと言うと、ある土地家屋調査士がこう言いましたよ。今頃、公図がええ加減だから、法務局がどうかしたら大竹市の地番図持ってこいって。あれ、つけてくれって言うって笑ってましたけど、もう大竹市の地番図がすごい信用を持ったわけですけども、公図より信用があったら困るわけですよ、本当は。

それがあんなふうに土地開発公社が寄附してもらたけ、そりゃ登記、名義人に変わったら連絡来るでしょうけども、もともとどうだったんか、課税してあったかどうか、そんなこと私が聞いても答えてくれないと思いますけども、何にも変わらないんですよ。前の持ち主が持っているときにはそこに反映せずに、土地開発公社が持ったら反映するっていう、その差は理解できませんよね。

せめてこの地番図なるものが条例に定めた地籍図だということになって、ちゃんと信用というか裏づけができたんですよって言うのであれば、ここに書いたことについてもどういふ根拠でどういふ調査をして、誰が決めたんかっていうことがはっきりしないと、運用がいいかげんっていうことになりますよね。そこ、お願いできますか。

○副議長（網谷芳孝） 市民税務課長。

○市民税務課長（岡崎研二） 私も一般論としてお答えすることになるんですけども、所有者が変わった時点で、その土地自体、その土地がもともとあったと思われる場所に、元の例えば所有者がその辺の土地、全く持ってなくて、ほかの方が占有している場合、そうした場合、実態として土地がない、そういった土地には課税ができないことになっております。

所有者が変わった場合、また、その所有者とその土地があったと思われる地番、近い地番で当たっていったときにまた状況が変わって、地番図に再度載るといふ状況になることもございます。

あと、地番図に載るといふことになると、課税対象ということになりますので、課税されるということになるんですけども、その所有者の方がもし御相談ということであれば、いつでも御相談をお受けしますし、こちらもそれまでの経緯というものを丁寧に説明をさせていただきます。

以上です。

○副議長（網谷芳孝） 日域議員。

○13番（日域 究） 今のは答弁になってませんから。何なら休憩してください。全く今のは答弁になってませんよ。

○副議長（網谷芳孝） 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

13時43分 休憩

14時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（網谷芳孝） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、日域議員の4回目の質問に対し、答弁をお願いします。

市民生活部長。

○市民生活部長（三原尚美） 先ほどの件にもう一度お答えをいたします。

個々、個別のお話ということでは難しいので、一般的なお話とさせていただきます。

土地の場所が法務局の公図で確認できない地番、これをどのように公図に載せていくかということでございました。場所が確認できない以上、客観的な資料をもって調査をしていくということです。客観的な資料に何があるかといったら登記簿であるとか、ずっと遡っていけば昔の地図とかそれもあるんですが、登記簿など、そういったものを遡って行って、一定の疎明できる状況、こういったものができたら、ここにあるんだということをして市が判断いたしまして、公図のほうに地番を記載し、課税をするという作業をしております。これはどこの地番でもわからない土地ということであれば、そういった作業を行うこととなります。

以上です。

○副議長（網谷芳孝） 日域議員。

○13番（日域 究） ありがとうございます。

前の持ち主の時代も、ある意味では同じ手法でできたんかもしれないですけども、土地開発公社の土地になったわけですから、今まで以上に頑張って調べたらそうだったと理解します。

そういう手法は、ほかでも通用するんであればまたそれをやってほしいですし、そういう希望があれば受けてほしいですし、公開情報であるんであれば、またの機会に見せてほしいと思います。

それと、一番最初に戻りますけれども、地籍図っていうものが課税上のルールによる地籍図と、不動産登記による、そっちの法律による地籍図があって、もともと別だと。私もわかります。でも、世の中に2つの、矛盾、一致しない地籍図があること自体は難しいですから、だから地方税法第381条第7項で、これは違うとなったら言ってねっていうことですから、それも積極的に利用して、双方に差がないようにしてほしいと思います。

それと、それを幾らやっても今の法務局の公図が、今は14条地図に準ずる図面って書いてありますけれども、幾らそれをやっても14条地図にはならないんだと。だから大竹市とすればそういう専門の係を設けて、14条地図になるようにするにはどうしたらいいかっていうことを、これから考えていきたいということのようですから、私はそれは非常にうれしく思います。ぜひそれをやっていただきたい。

以上です。それで1問目を終わります。

2問目ですけども、これもありがとうございます。市長の御答弁を聞いてまして、土地開発公社は担税力がないから駄目なんですっておっしゃるかなと思ったんですけども、担税力が確かにないのは私、よくわかってますけども、でも、やっぱりまずいかなという感じの御答弁でしたので、私もやったぜとは思えないですけど、それは土地開発公社の経営内容が悪いわけですからね、全然どっちに転んでもうれしい話じゃないですけども、そ

れでもルールにのっとなって表示するのはいいことかなと思います。ぜひその方向でやっていただきたいと思います。

質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（網谷芳孝） 続きまして、7番、北地範久議員。

○7番（北地範久） 創造と安心・安全のまちづくりを目指す、チーム創安の北地でございます。今日はよろしく願いいたします。

まずもってコロナ禍は、昨年に引き続き大変な状況が続いております。関係者を初め職員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策をしながら、日々通常業務をこなしていかなければならないという大変な状況が続いております。健康には十分留意され、市民の皆様のために頑張ってくださいをお願いいたします。少しでも早く収束することを願い、どうぞよろしく願いいたします。

さて今回の一般質問は、1点目に小方地区のまちづくりについて、そして、2点目に健康づくりについて質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

それではまず、1点目の小方地区のまちづくりです。

2017年、平成29年3月に、「気になる大竹、気に入る大竹～小方“宝箱”構想～」をコンセプトとして、小方地区まちづくり基本構想が策定されました。この構想の中では、まちづくりの具体施策に、基本方針1として「住みたくなるまち」、基本方針2として「子育てが楽しくなるまち」、基本方針3として「みんなが集いにぎわうまち」、そして、基本方針4として「地域の魅力が輝くまち」、これらの4つの基本方針が掲げられていること。また、地区整備方針として、居住ゾーン、にぎわい交流ゾーン、子育て支援ゾーンなどが設定されました。

その翌年、2018年にはにぎわい交流ゾーンになりますが、小方中学校の跡地について、民間活力を生かした創意工夫のある活用の可能性について、民間事業者の市場調査もされ、そのゾーンに道の駅、温浴施設、スポーツ施設などが案として提案される、立地検討業務の発注の報告がされたことは、皆様も御承知のことと思います。

この報告がされてから時間も経過しましたが、その間、子育て支援ゾーンは、建設予定であった保育施設が、市役所南玄関の前に建設が進められています。このように若干の計画変更もありましたが、検討は引き続き進められていると解釈しております。

そのほか、現在この地区では小方地区まちづくりの根幹となる道路事業の一部も進め始められました。市の事業では、先ほどの保育施設の関連で、小方4号道路改良事業が始まりましたが、国道までの接続やその先の計画については、まだ時間がかかるようです。

県の事業では、地方港湾大竹港（小方地区）橋梁補修下部工事が始まりました。晴海地区の埋立て当時の工事用の仮橋が本橋として架け替わり、この事業により小方ポンプ場前の変則交差点が改良され、交通体系も大変よくなります。この事業の橋梁部分は、2023年、令和5年度の完成予定と聞いておりますが、それにつながる道路や交差点改良は、もう少し先ようです。

また、国の事業としては、以前より岩国大竹道路整備事業が進められつつあり、高架部分の橋脚などの工事も進み、少しずつですが道路の形も見え始めました。これらの公共事

業とともに、民間事業として晴海臨海公園の横に美術館の建設工事も始まりました。レストランや宿泊施設も併設されるということで、どのような美術館ができるのか、大変楽しみにしております。この美術館は2023年、令和5年2月の完成と聞いております。

このような事業のほかにも、まだまだいろいろなことが進められていますが、当初の基本構想が報告されて以来4年、正確には4年半になりますけれども、そういう時間がたちました。その頃の答弁にもありましたが、具体的な動きとして、小方中学校跡地の地籍の整理や測量は着手するということでしたが、その後の状況はいかがでしょうか。

このように、小方地区について動きはあるものの、最近はこの小方地区まちづくり基本構想の情報に関しては動きが見られません。この構想に対して小方には何ができるのか、これからどうなるのかと、市民の皆様からよく聞かれますが、答えられないのが現状です。

また、小方新駅について、今までの市長のお考えとして、大竹駅が済んでからの答弁でしたが、来年度大竹駅も、駅前広場を除いて一応の完成となる予定と聞いておりますが、大竹駅の完成を間近に控え、小方新駅の対応はどのようになるのでしょうか。小方地区のまちづくりがどのようになるのか、現状なり進捗状況について、市長のお考えなどをお伺いいたします。

続きまして、2点目の健康づくりについての質問です。

この質問につきましては、以前もお聞きしたことがあります。質問の内容の概要につきましては、市にある、歩いて健康になろうという目的のヘルスロード計画で整備された幾つかのルートを活用して、健康づくりや年々増加する医療費、その当時での国民健康保険の概要では、平成23年度約30億円から、平成27年度においては約32億円となり、このような増加を抑制できないかというものでした。

そのためにも、ハード面では老朽化したこのルートに、目標となる距離表示など再整備をしたり、ソフト面ではこれらをPRするとともに、ウォークラリーなどの健康関連イベントを実施してはどうかというものでした。

市長の御答弁では、市長も雨の日以外は毎朝30分は歩くことを心がけているということで、歩くことへの御理解はいただいているものと思います。また、きっかけづくりとして、ソフト施策を初め、取り組んでいきたいという御答弁をいただきました。また、当時の建設部長からも、適正な管理に努めるという答弁をいただき、心強く思ったところでございます。

それから数年たちましたが、実は医療費につきましては、平成27年の約32億円をピークに、令和元年度には約28億円と減少しております。これは被保険者の減少や薬価基準の変更によるものもあるでしょうが、いきいき百歳体操やノルディックウォーキング、社会福祉協議会が実施している地域サロンへの住民参加や地域リハビリテーション活動などの介護予防支援への取り組みなど、いろいろな施策が講じられたその結果であり、市民の皆さんの健康に対する意識が向上したことによる結果であろうと、個人的には思っております。執行部の皆さん、市民の皆さんの努力には感謝する次第でございます。

このように、もう医療費は減少傾向にあるのだからいいんではないかという考えもあるかもしれませんが、私の提案している健康づくりのための「歩く」ということへのインセ

ンティブ、いわゆる動機づけのための提案などへの取り組みのお考えはいかがでしょうか。

これまでの動きとして、栄公園や晴海臨海公園では、公園整備に合わせ新しくルートの整備がされ、表示板や距離表示も整備されました。しかしながら既存ルートの老朽化は否めません。利用度の高いルート設定などをホームページなどでPRすることでも、市民の皆さんに周知を図れるのではないのでしょうか。

また、ホームページ上でコース設定をし、その中に距離表示を貼り付けることにより、目標設定をすることができるとともに、できることなら併せて現地に距離表示板などを設置することができれば、より多くの市民の皆さんに目標を持って利用してもらえないかと思えます。

また、ソフト面で言えば、既に実施されているノルディックウォーキングも有効な健康づくりとは思いますが、ウォークラリーのようにゲーム感覚で、家族などで参加してもらい、健康づくりへのインセンティブが自然に発生するよう取り組んでいただければいいのではないかと考えております。

歩くというキーワードにして、健康づくりへの市民の皆さんの取り組みが、個人個人で自由な時間に自分のペースで取り組めるよう、少しでも歩くということへの環境整備に取り組むことが、市民の皆さんの健康につながり、このことがさらなる医療費の削減につながるのと同時に、ひいては住んでよかったまちづくりにつながるのではないかとと思えます。

歩くという健康づくりへの取り組み、市長のお考えをお伺いいたします。

以上で質問を終わります。御答弁のほうよろしくお願ひいたします。

○副議長（網谷芳孝） 市長。

○市長（入山欣郎） 小方地区のまちづくりに関しましては、これまでも構想の進捗などについて御質問をいただいたところでございます。事業化すれば、これまでにない大事業になります。長年の懸案事項でもございます。慎重に一步ずつ前進してまいりたい、そのように考えております。

健康づくりにつきましても、市民の皆さんからいただく幸せ感のアンケート、いつもテーマとして第一が、健康でございます。そういう意味で、健康ということが大変大切だと思います。健康を維持するために歩くこと、そのことが大変有効だと私も思っております。積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、北地議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の小方地区のまちづくりについてでございます。

議員からも御説明がありましたとおり、小方地区のまちづくりにつきましては、平成29年3月に、新駅設置を前提に小方地区のまちづくり基本構想を策定し、旧小方小学校跡地や旧小方中学校跡地などをゾーニングして、それぞれの整備方針を定めています。

そのうち子育て支援ゾーンにつきましては、当初のゾーニングとは異なりますが、令和2年度から令和3年度にかけて、市役所敷地内に新たに複合型子育て支援施設を建設中であり、令和4年4月から開設の予定です。

このほかにも、この地区では、議員からも御説明のあった市道小方4号線の改良工事、県事業では港湾の橋梁整備などが始まり、さらに、晴海の県有地では、民間整備による美

術館の建設工事も始まるなど、さまざまな整備の動きが見られ、市民の皆様の小方地区に対する期待や関心も高まりつつあると感じています。

一方、小方新駅や新駅周辺から晴海地区への道路の設置検討については、小方地区のまちづくり基本構想の策定作業と同時期に実施しています。小方新駅は、検討結果に基づく鉄道事業者との協議により、新駅の設置が可能であることは確認しておりますが、新駅周辺の各ゾーンの、より具体的な活用方策が固まらない中では、詳細な新駅設置の協議に入ることができず、現在のところ事業化の見通しは立っていません。

御承知のとおり、ここ数年は、本庁舎耐震改修事業、大竹会館改築等事業、そして、現在進行中の大竹駅周辺整備事業や、市立保育所等整備事業など、大型建設事業が続いています。特に駅の整備には多額の費用がかかるため、大竹駅の整備が完了した後に、小方地区の新駅整備が見えてくると考えています。

また、市を取り巻く経済状況も、コロナ禍などにより先行きが見えず、不安定な状況にあります。限られた財源を市全体の財政バランスを取りながら有効に活用できるよう、事業化に当たっては慎重にタイミングを計る必要がございます。

なお、旧小方中学校跡地の地籍の整理については、隣接する堤とう敷、道路敷と併せて進めており、現在、一部に未整理の箇所がありますが、整備ができ次第、境界確定測量を実施する予定です。

大竹駅周辺整備事業も完成時期が見えてきており、小方地区のまちづくり事業や新駅の整備についても、これから歩を進める段階になろうかと考えています。いましばらくお時間をいただきながら、鉄道事業者との具体的な新駅設置の協議、そして、各ゾーンの事業化に向けて、経済状況や本市の財政状況などを慎重に見極めつつ、必要な準備を進め、適切に事業化への道筋を立ててまいりたいと考えております。

次に、2点目の健康づくりについてです。

歩くことで健康になろうという目的で、ヘルスロード計画により整備したルートを活用した健康増進への取り組みについて、議員からいろいろと御提案をいただきました。

健康増進の取り組みは、平成25年度に新たに健康福祉部を設置した際、当時の社会健康課に健康増進係を新設し、住民の健康の維持・増進に向けた事業を積極的に企画してまいりました。特に歩くことは、生活の基本かつ重要な動作であり、各事業とも正しく、効果的に歩くことを意識して企画しています。

例えばノルディックウォーキング教室は、きれいな姿勢で効率的に歩くことを目的に平成28年度から開始し、平成30年度にはリーダーを中心に、住民主体の歩く会を発足させることを目指し、リーダー養成を開始しました。令和元年度には養成したリーダーを中心に、市内事業所と職域連携のウォーキングイベントを晴海臨海公園で開催しました。なお、令和2年度以降も継続していく予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止しています。

また、住民主体のいきいき百歳体操は、指導者がいなくても歩くための下肢筋力の維持向上が可能であることから、住民への普及啓発を続けており、現在24グループがこの体操に取り組んでいます。

そのほかにも、平成26年度に国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の健診を無料にし、健康診断の受診率を上げることで、健康に不安のある方の把握に努めるとともに、健康を維持できるよう、保健指導及び運動教室などの事業を行っています。

次に、ヘルスロードのPRについては、広島県国民健康保険団体連合会が作成しているひろしまウォーキングBookにヘルスロードの一部を掲載しており、連合会のホームページから御覧いただくことができます。

また、令和3年4月には、市のホームページに、小瀬川遊歩道ウォーキングマップを掲載し、小瀬川にかかる栄橋、大和橋、中市堰歩道橋の間を周遊できるコースを紹介しています。これらは、各健康教室に参加される方に紹介・配布するなど、周知を図っており、ノルディックウォーキング教室などでは、気候のよい時期に利用しています。

今後も、歩くことを含めた健康づくりの取り組みが医療費などの抑制につながるよう、議員から御提案いただいた動機づけやPRの取り組み、ヘルスロードの活用などについて、できるところから取り組んでまいります。

以上で、北地議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（網谷芳孝） 北地議員。

○7番（北地範久） 御答弁ありがとうございました。

まず、1点目の小方地区のまちづくりについてから行きたいと思います。

現状としては、周辺の道路整備事業などは進められてきているところではございますが、各ゾーンの具体的な活用方法、それとか小方新駅についてはまだまだ決まらないというような状況でございます。

新型コロナウイルスの影響での先行きの不安、それも多分にあることも理解できるころではございますが、とはいえ今後進めるに当たって、この事業がどういうタイミング、例えばどのような条件で動き出すことが可能になるのか、その辺のタイミングなり条件なり、もしあればお答えをお願いいたします。

○副議長（網谷芳孝） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） 着手可能となるタイミングということでございます。

非常に大きな事業でございます。進めていく上でさまざまな課題があることは承知しております。その中でも大きな視点として挙げるとしましたら、3点ございます。

1点目は、やはり新型コロナウイルスが収束して、社会情勢、経済情勢が好転すること、ある程度、通常の状態に戻ることでございます。

また、2点目は、財政運営に見通しがつくことでございます。本市の将来負担比率が、御承知のとおり県内でも高い状況でございます。ある程度市債を減らし、また、大型事業ではどうしても一般財源が必要となります。大竹駅周辺整備事業では、地方創生事業基金を充当しております。同様に、ある程度の基金の積上げも必要になってこようかと思えます。

最後に、3点目としまして、周辺の開発により土地の市場価格が上がるタイミングだとも思っております。数年前のサウンディング、市場調査では、スーパーからの引き合いしかございませんでしたが、周辺のアクセス道路が整備され、また、子育て施設や美術館な

どがオープンすれば、人の流れも変わり、土地自体の付加価値も上がる可能性もございます。民間企業からスーパー以外の用途で話がある可能性もあり、こちらからお願いしなくても、民間企業から求められる土地となる可能性もございます。

このような視点を踏まえた上で、市の政策としてタイミングを慎重に見極める必要があると思っております。

以上です。

○副議長（網谷芳孝） 北地議員。

○7番（北地範久） ありがとうございます。

今の状況ではなかなかタイミングをつかむのも難しいような感じを受けましたが、今後しっかりとアンテナを張っていただいて、情報収集に努めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、内容についてお伺いしたいことがございます。1点目には、子育てゾーンが変更されましたが、その後には今後どのようなゾーン設定をされるのか、また、それに伴う体育館の利活用等はどうかの点と、その辺のお考えがあればお願いいたします。

○副議長（網谷芳孝） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） お答えいたします。

平成30年5月28日、約3年3カ月前になりますが、総務文教委員協議会において、小方まちづくり「にぎわい交流ゾーン」立地検討業務の結果について御報告させていただきました。

調査結果からは、もともとの子育て支援ゾーンはにぎわい交流ゾーンに変更し、にぎわい交流ゾーンを拡大することで、道の駅等の地域振興施設に加え、民間施設の誘致も含め、より魅力的な施設が整備できる広さの用地を確保したものでございます。

なお、体育館の利活用についてでございますが、体育館のあり方も含めて今後整備していくことになると思っております。

以上です。

○副議長（網谷芳孝） 北地議員。

○7番（北地範久） にぎわい交流ゾーンということで活用していくというふうな御答弁でございます。体育館のありようというのを、また、これは今後の課題となるかと思っておりますが、よくわかりました。

次に、スタート地点で着手された中学校跡地の調査。これはまだ完了していないということですが、先ほどの質問にもございましたように、大竹市なかなか土地の処理が難しいということでの内容だと思いますけれども、旧小方小学校の跡地のほうですよね。こちらのほうの調査のお考えはいかがでしょうか。土地の処理には随分時間がかかるということなので、できることから片づけて、手をつけていったほうがいいのかと感ずるのですが、なるべく早めに調査を開始したほうがいいのかなど。

もう何か調査はされているかもわかりませんが、その辺の状況がありましたらよろしく願いいたします。

○副議長（網谷芳孝） 監理課長。



○監理課長（小田健治） それでは私のほうから、小方小学校跡地の土地の地籍整理の進捗状況につきましてお答えさせていただきます。

現在、小方小学校の跡地とその隣接する土地、例えば国道2号線、あるいは裏側の市道、あるいは新町川沿いの宅地等があるかと思いますが、その隣接する土地との境界につきましては、境界立会を実施しまして、境界を確定して、地籍の更生とかあるいは地図の訂正等も行っております。ただし、跡地付近に公図に現れてない地番が存在しておりますので、こちらのほうの整理を、していく必要があるかと思っております。

今後でございますけど、先ほど市長のほうから答弁ありましたように、小方中学校のほうにつきましてもその地籍の整理等につきまして取り組んでいるところでございます。まず、そちらのほうを優先的に取り組んでいきまして、それが整理でき次第、今の小方小学校のいわゆる周辺地の地番の現れていないものにつきましても、併せて整理をしていければと思っております。

どちらにしましても小方小学校跡地、小方中学校跡地というのは、小方地区の中央部にありまして、市内で言いますと、まとまった大きい面積のある土地でございますので、この土地が小方地区のまちづくりに有効に活用できるように、精力的にまた取り組んでいければと思っております。

以上です。

○副議長（網谷芳孝） 北地議員。5回目です。

○7番（北地範久） すみません、最後ですね。ありがとうございました。

小学校のほうも一応は手をつけていただいておりますということで、少し時間がかかるかもわかりませんが、なるべく早めに終わればよいと思っております。

全体的にはまだ工事のほうは少しずつは進んでおりますけれども、ゾーニングとかいうのはもう少しかかりそうな感じでございますね。また、駅のほうも、大竹駅はもう完成が目前に見えておりますので、できるだけ早めに着手といいますか、動き始めていただければと思っております。

これらの事業全てにつきましては、大竹市にとっては大変重要な事業でございます。状況はわかったところでございますが、今後の事業に関しまして、また、大きな動き、そういうものがあれば情報提供のほうをよろしく願いして、質問を終わります。

それでは、次に、2点目の健康づくりの質問でございます。

いろいろな健康増進の取り組みなどの紹介もございました。本当に皆さん頑張っていたいただいているのだろうと思います。提案には御理解いただいたということで、今後ともよろしく願いいたします。

その中でも、いろんなルートございますけれども、このたびの栄橋とともに小瀬川沿いの遊歩道が国の事業として進められておりましたが、昨年度3月に全てが、おかげさまで完成したと思っております。おかげさまで周回道路、周回遊歩道、全てが完成して、皆さんも楽しんで利用されているところではございますけれども、このコースについては元町四丁目から栄橋までの間で、また、広島県と山口県、両県をまたぐいろんなコース設定が、その人なりにウォーキングのみならずランニングコースとしても利用されているのではな

いかと思います。また、職員の皆さんも利用されているような状況も見受けられるようでございます。

このように、年間を通じて大変多くの皆さんが利用されていることは御承知のことと思います。このコースの一部が、大和橋から上流に向けて中市堰のところまでですけれども、フラワーロードと命名されて、以前は地元での管理もされて、コスモスなどの花も植えられて、皆さんの憩いの場となっておりましたが、寄る年波、地元の自治会も高齢化が進みまして、管理ができないという実態も生まれ、大変苦慮しているところでございます。

このコースの下の遊歩道とは違いまして、上段の管理道部分についてでございますけれども、大変草が繁茂して、人が通るのがやっとなという部分もあります。この地域は病院もでございます。また、高齢者も多く、車椅子での利用や、また、乳母車での散歩も、現状ではそれは難しい状況とも聞いております。また、夜間の利用者も多く、防犯上の観点からも、明かりが欲しいということも、市民の皆さんからよく聞くところでございます。

このルートの完成を機に、こういったところへの整備のお考えはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（網谷芳孝） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） フラワーロードの地元管理に関する対応と、明かりの整備についてお答えさせていただきます。

地元自治会の高齢化により花壇の管理が難しくなったことや、河川内に、下のほうですね、遊歩道が整備されたことによって、こちらをウォーキングやジョギングされる方が多いこともありまして、言われてましたフラワーロードの道には草が繁茂している箇所があると把握しております。

また、地元自治会より今後の花壇管理について相談を受けており、市としましては国に対して地元の管理の軽減のため、花壇の廃止方法や利用されている方が通行しやすい河川管理道の維持管理について、協議・相談を行っています。

照明につきましても、河川占用や維持管理などの課題を国と協議・相談していきたいと考えております。

○副議長（網谷芳孝） 北地議員。

○7番（北地範久） ありがとうございます。市のほうも状況を把握されておるということで、大変うれしく思います。そういう実態でして、ぜひ対応のほうをよろしくお願ひしたいと思いますが、これも地元でお世話ができなくなったところからのことでございます。国との協議もあるようでございますけれども、市民の皆さんが楽しく利用できるよう、よろしくお願ひいたします。

このルートについてはそこなんですけれども、ほかのルートにつきましても、以前適正な管理をしていくという答弁ございましたけれども、他のルートについても歩くルートとして以前に整備されたことから見ると、随分老朽化しているところでございますけれども、どこまでを適正な管理と考えられているのか、その辺の考えをお願ひいたします。

○副議長（網谷芳孝） 土木課長。

○土木課長（廻本 実） 今の質問に対してですが、いろいろなルート、ヘルスロードを計

画してから、その当時既存の歩道を通るルートだと思ってます。現在、一般的に土木課の、道路管理者としてその歩道でいろいろ支障があるということであれば、それに対して補修等々で適正に管理させていただいている状況です。

以上です。

○副議長（網谷芳孝） 北地議員。

○7番（北地範久） 道路としての管理が適正な管理の範囲という御答弁でございましたけれども、ヘルスロードとしての管理はどこまでなのかというのが聞きたかったんですけれども、その辺再度お願いしたいと思います。

それから御紹介のあった小瀬川遊歩道ウォーキングマップ、それと広島県国民健康保険団体連合会のひろしまウォーキングBookですかね、この御紹介ございましたけれども、小瀬川遊歩道ウォーキングマップにつきましては市のホームページで確認はできました。こういう紹介されているということで大変いいんですけども、元町四丁目までの紹介がなかったんで、その辺は併せてどうなのかなというのもございます。

それと、ひろしまウォーキングBookですけれども、これ広島県国民健康保険団体連合会が出して、ホームページに出ているということなんですけれども、私もよう見つけなかったんですけど、どうやってたどり着けるのか。市民の皆さん、こういうのはホームページになかなかたどり着けないんじゃないかと。

また、コースで別々のところに貼り付けられているということになると、やっぱり見にくいと、市民の皆さん、そう思われるのではないかと思いますけども、こういったところを1つの窓口といいますか、ワンストップで、そこへ行けば全てのコースが見られるような形というのは、ホームページ上、また、何かほかの形で取れないのか、その辺のアイデアはないでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（網谷芳孝） 土木課長。

○土木課長（廻本 実） この中で、道路だけの説明をさせていただきましたが、ヘルスロード計画のときに、今小方地区の亀居公園の入り口に公衆用トイレがあります。あと恵川橋のほうにもあずまやという施設等がありますが、現在その管理については適正に点検等を行いながらやっておる状況であります。

以上です。

○副議長（網谷芳孝） 保健医療課長。

○保健医療課長（松重幸恵） 私のほうからは、ホームページへの掲載についての御質問がありましたので、こちらをお答えいたしたいと思います。

現在のところ、集約した部分はありませんけれども、現在、既に作成されているマップにつきましては、健康づくりのメニューにまとめることは可能だと考えておりますので、整理の上、掲載について行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（網谷芳孝） 北地議員。5回目です。

○7番（北地範久） ありがとうございます。なるべく早めをお願いしたいと思います。ありがとうございます。

市民の皆さんの健康ということでの事業への取り組みや整備をお願いしているところではございますが、しっかりと積極的にお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（網谷芳孝） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は15時10分でございます。よろしくお願いたします。

~~~~~○~~~~~

1 4 時 5 6 分 休憩

1 5 時 1 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の続きを行います。

4 番、小中真樹雄議員。

○4 番（小中真樹雄） 一人会派、樹の会の小中でございます。

昨年来ベストセラーとなっております「スマホ脳」において、ステイブ・ジョブズの子供たちはアイパッドを制限的に使用させているとか、ビル・ゲイツは子供が14歳になるまでスマホを与えなかったとか、そういういろいろなエピソードを基に、幼少期におけるスマホの使用は抑制的にするような主張がなされているように、私はそのスマホ脳から感じました。

それに関連しまして、スマホの学力に与える悪影響について質問したいと思います。

任天堂とともに脳トレを開発した東北大学の川島隆太教授は、仙台市教育委員会と連携した実態調査を通して、スマホが発達途上の小中学生の学力及び脳に与える悪影響について、「スマホが学力を破壊する」集英社新書で詳述されております。

川島教授は、仙台市の中学生を対象にした調査で、家庭学習時間を30分未満、30分～2時間、2時間以上で、スマホ等の使用を全くしない、1時間未満、1～2時間、2～3時間、3～4時間、4時間以上に分け、テストの平均点調査をしました。おおむね家庭学習時間が長く、スマホ等の使用時間が短いほうが成績がよいものの、国語・数学に関しては1時間未満の使用者が、全く使用しない層より若干成績がよかったと指摘しております。

これは、川島教授の思ったこととしては、スマホを持っていても短時間の使用で規制できる強い意志を持った子っていうのは、もともと成績上位の子が多いということもあるのではないかと論じております。

一方スマホの中でもLINEの使用においては、科目によるそういった現象は現れないで、長時間使用すればするほど成績が悪いそうです。

そこで教育委員会に、児童生徒のスマホ所有及び使用状況、学力との関連性、スマホ使用についての指導方法についてお尋ねします。

教育委員会では、小中学生のスマホ所有や1日の使用頻度について把握していますか。スマホの学力や脳に与える影響について認識していますか。スマホ使用にしてもLINE使用にしても、一旦始めると歯止めがかからなくなるおそれがありますが、長時間使用についてどのような対策がなされていますか。さらに、保護者への啓発というか助言などは

行われていますか。青少年の健全育成の面からしても、スマホの長時間使用は大きな問題だと思われま。教育委員会の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（賀屋幸治） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは、小中議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の、児童生徒のスマートフォンの所有及び使用状況についてでございます。

既に多くの児童生徒がスマートフォンを所有し、使いこなしている状況であることが予想されるため、教育委員会としては学校の負担を考え、所有や使用状況を把握する調査を行ってはおりませんが、一部の中学校が独自に調査を行った結果、生徒の約8割が自分のスマートフォン、またはタブレットを所有しており、そのうち約5割が1日2時間以上使用しているということがわかりました。

この結果が大竹市の児童生徒における状況に直接結びつくものではございませんが、小中議員の御指摘のとおり、児童生徒のスマートフォンなどの長時間の使用は、スマートフォンの使用に係るトラブルの問題と併せて、重要な課題の1つとして捉えております。

2点目の、スマートフォンが学力などに与える影響についてでございます。

小中議員が御心配されているとおり、スマートフォンの長時間の使用による家庭学習の時間の減少、睡眠不足による授業への集中力の低下などによって、学力への影響が心配されます。また、視力の低下、体調不良など、健康面への影響も考えられます。さらに、日常生活における意欲の低下やゲームやSNSへの依存性もあり得ると考えられます。本市でも学校とともに、危機感を持って指導をしていく必要があると考えております。

先日、中国政府は、9月から18歳未満の子供のオンラインゲームの利用を制限する方針を打ち出しました。これは18歳未満の子供が月曜日から木曜日まではオンラインゲームをすることを禁止し、金曜日、土曜日、日曜日と休日に限り、夜8時から9時の1時間だけ利用を認めるというものです。この方針は、ゲーム依存が子供たちの学習や心身の健康に悪影響を及ぼしていることに対する、中国政府の危機感の表れであると思われま。

3点目の、スマートフォンの使用に係る指導についてでございます。

児童生徒への具体的な指導内容ですが、関連する教科などの中で、児童生徒の発達段階に応じて、インターネットの正しい使い方や情報モラルなどについて指導をしております。

また、保健指導の中でも、スマートフォンやタブレットなどを長時間使用することによる脳に与える影響や、それに伴い自己コントロールができなくなるなどの、健康面への影響について話をしております。

さらに、年に1回は、警察の方や携帯電話会社の方をお招きして、携帯電話の危険性や正しい使い方などについて講演をしていただくことで、インターネットに関わるトラブルやその危険性、スマートフォンなどの使い方のルールや安全な利用の仕方などを指導をしております。

また、保護者に対しては、学校便りなどでお知らせをしたり、入学説明会の際も警察の方をお招きして、スマートフォンの使用に関する話をしたりするなど、継続的に啓発をしております。

市内小中学校では、スマートフォンなどの学校への持込みは原則禁止しており、学校の

管理下ではない家庭での利用は、各家庭で保護者の責任の下で適切に使用するようお願いをしております。

教育委員会としても、児童生徒のスマートフォンの使用に係るトラブルの未然防止等についてという教育長通知において、児童生徒のスマートフォンの利用は保護者が責任を持つことや、各家庭で使用のルールをつくることなどを改めてお願いをしております。

スマートフォンの使用に関わるトラブルの未然防止や長時間の使用への対策は、児童生徒への継続的に指導とともに、学校と家庭との連携が不可欠です。児童生徒一人一人が、ルールや時間を守って適切に利用したり、自分をコントロールして使用できるようにしたりするために、学校と家庭が協力しながら指導していくことが大切だと考えております。

以上で、小中議員への答弁を終わります。

○議長（賀屋幸治） 小中議員。

○4番（小中真樹雄） おおむね教育長の説明に納得しております。

私、なぜこういう質問をしたかと申しますと、別に、全体的な調査をしるとか言っているわけではなくて、取りあえず担任の先生が自分の学級については把握、どのぐらいの児童なり生徒がスマホを持って、1日どのぐらい使っているかっていうのさえ把握していれば、全体的な数字がどうのこうのっていうよりも、まず、発達途上の子供たちが、長時間のスマホ使用による悪影響を受けないようにできればもうそれでいいわけで、川島教授の説も、これも1つの説なので、絶対これが全て正しいというわけではないんですが、ただ、川島教授がその著書の中で、今までスマホを使用していた子供が使用しなくなったら、偏差値が10上がったって、本当かどうかよくわからないですけど、そういうような説もあると。

まず、保護者の方々に、要するにこういう説があって、できたら本読んでいただいたらよくわかると思うんですが、こういう説があるということを知っていただきたいと、そういう趣旨の下に私は質問しましたので、ほぼ教育長の御説明に納得しましたので、もうそれで再質問ということもないんですが、私に言わせれば、寺山修司は「書を捨てよ、町へ出よう」とか言いましたが、今コロナ禍であまり町に出ないほうがいいので、スマホは置いて書を読もうと、子供たちにはそういうことを訴えたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（賀屋幸治） 続いて、5番、中川智之議員。

○5番（中川智之） 5番、公明党の中川です。

私のほうからは、豪雨災害での市民の避難についてと、大規模盛土造成地の安全性の2点についてお伺いをします。

緊急事態宣言の中でもありますので、簡潔に質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

最初に、豪雨災害での市民の避難についてですけれども、近年毎年のように大雨や台風などによる洪水や土砂災害、高潮などが発生し、多くの被害が出ています。広島県においても平成23年、平成30年には記録的な豪雨により、崖崩れ、土石流、河川の氾濫などによりたくさん犠牲者が出るという大きな被害がありました。また、本年8月12日から15日

にかけて集中的豪雨となり、8月の降雨量が本市を初め各地で過去最高を記録し、土砂や浸水により家屋や農作物など、多くの被害が出ております。

特に同じ場所に連続して大雨を降らせる線状降水帯の発生は被害を大きくしており、短時間で状況を一変させる、まさに脅威であります。こういった自然現象から身を守るためにも、砂防ダムや河川の整備はもちろんでありますが、何よりも命を守るために、危険な場所から避難することが大事だと思います。

市町村や国が発表する避難情報や防災情報では、5段階の警戒レベルを用いて避難のタイミングを伝えていきます。それによりますと、警戒レベル3で高齢の方や避難に時間のかかる方は、危険な場所から避難し、それ以外の人もふだんの行動を見直したり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難することとあり、警戒レベル4が発令されたら、対象となる地域住民の方々は、危険な場所から全員避難することとなっています。

本市においても8月14日に、一部地域に警戒レベル4が発令され、住民の方が避難しなければならないということがありました。しかしながら、避難所に避難された方は僅かでした。もちろん避難所以外の安全なところに避難されている方もいらっしゃると思います。それにしても非常に少なかったのではないかと考えております。

そこでお尋ねします。避難しなければならない方は、避難できたのでしょうか。避難できなかった、あるいはしなかった方がいるとしたら、理由とか把握されているのでしょうか。だとすればその対策はどのようにお考えなのか、御答弁よろしく願いいたします。

次に、大規模盛土造成地についてお伺いします。

広島県では、平成29年度から令和元年度において、大規模盛土造成地の有無を把握するための調査を実施し、本市でも今年度に調査する予算が充てられています。ウェブで広島県の大規模盛土造成地を検索してみると、こうありました。

阪神・淡路大震災や東日本大震災等において、谷や沢を埋めた造成宅地または傾斜地盤上に腹付けした大規模な造成宅地において、盛土と地山との境界面や、盛土内部を滑り面とする盛土の地滑りの変動が生じ、造成宅地における崖崩れまたは土砂の流出による被害が発生しました。こうした被害を防止・軽減するため、既存の造成宅地について大規模盛土造成地の有無とそれらの安全性の確認を進める必要があります。

さらに、宅地における災害を未然に防ぐためには、宅地所有者の方などが日頃から宅地や擁壁に目を配り、安全の確保に努めることが大切です。本県では、大規模盛土造成地マップを公表することにより、県民の皆様身近な大規模盛土造成地を知っていただき、宅地防災に対する理解を深めていただくことを目的としています。

それでサイト内のマップを開いてみますと、大竹市には16カ所の色分けされた造成地がありました。これらの安全性について、現在のところどうなっているのでしょうか。また、これ以外に造成地があるのかどうか、まだ調査中だとは思いますが、わかる範囲でお聞かせください。

以上、2点についてよろしく願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 市長。

○市長（入山欣郎） もう毎年のように大きな自然災害が発生し、甚大な被害をもたらして

おります。報道等で目にするたびに、他人ごとではないと身を引き締めております。議員からも、本市で同様の事態になったらどうするのかといった思いから御質問をいただいたものと思います。ありがとうございます。

それでは、中川議員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の、豪雨災害時の市民の避難についてでございます。

本年度は梅雨入りが5月15日頃と例年よりも早く、大雨による災害発生が懸念されました。7月8日から9日にかけて、本市にも警報級の大雨が降り、梅雨明け後の8月8日から9日にかけては、台風9号の接近により大雨警報が発令されました。そして、九州地方や広島県内においても大きな被害が生じた8月11日から19日にかけての前線の停滞による大雨は、1週間以上の長い間警戒を続けるという、異例の事態でした。

幸い本市においてはいずれの大雨も大きな被害は発生していませんが、7月8日から9日にかけて、また、8月14日から15日にかけて、災害の危険が高まったことから、避難情報を発令いたしました。

今回、御質問のありました土砂災害については、气象台から土砂災害に係る大雨情報が発表された際に、県の土砂災害危険度情報の1キロメートルメッシュで土砂災害の危険度が高まった地域に対し、警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。また、土砂災害警戒情報が発表された際も同様に、該当地域に対し、警戒レベル4、避難指示を発令しました。

避難情報の発令後、市が開設した避難場所へ避難された方は、今回の大雨でも、また、過去の豪雨や台風でもあまり多くありませんでした。これに関して、県の消防保安課が昨年7月に、警戒レベル4が発令された市町の自主防災組織を対象に行ったアンケート結果によると、避難行動をとらなかった理由として、「安全だと思った」が6割近くを占めています。これは正常性バイアスという災害時の心理であり、危険を過小評価し、災害時の行動を遅らせる心の動きとして、広く知られているものです。平成30年の西日本豪雨災害後の調査でも、半数以上がこの理由を挙げています。また、土砂災害などが自宅に及ぼす危険性を認識していない場合、避難のタイミングが遅れてしまう可能性があります。

これらの要因に対し、大雨や台風の際、安全に避難できるうちに適切な避難行動を起こしていただけるよう、防災行政無線放送や防災メールによって、市民の皆様に向けて早期の注意喚起を行うことや、適切な避難情報を発令することも重要ですが、まずは、お住まいの場所にどのような危険があるのかを知り、その危険が迫っているときに、いつ、どんな避難行動をとるべきかをふだんから考え、実践していただけるよう、平時からの啓発を行うことが重要であると考えています。

避難行動については、コロナ禍ということもあり、市が指定する避難場所だけでなく、ホテルなどの宿泊施設、親戚や友人・知人の家など、安全な場所への分散避難を呼びかけています。8月の長雨の際には、自治会の方々が自主的に集会所を避難場所として開き、崖のそばなどにお住まいの方に声をかけ、避難を促したケースもありました。

避難行動を促す上では、お互いに声を掛け合うことが効果的と言われています。本市でも避難の呼びかけ体制づくりを推進しています。残念ながらコロナ禍によって、各地区の



自主防災組織や防災リーダーの方々を対象としたセミナーなどが開催できていない状況ですが、避難の呼びかけ体制の強化は重要な課題と考えており、今後も進めてまいりたいと考えています。

なお、本年7月3日に静岡県熱海市で発生した土石流災害以降、報道による影響もあり、ハザードマップに関する市民の皆様からのお問い合わせが増えてきています。これを機会として、ハザードマップの見方や防災メールへの登録、フリーダイヤルによる防災行政無線放送の内容確認など、防災に関する情報を取得する方法についても、市民の皆様にも周知していきたいと考えています。

2点目の、大規模盛土造成地の安全性についてです。

県のホームページで公表されている大規模盛土造成地マップは、国において阪神・淡路大震災や東日本大震災などの大地震の際に発生した盛土造成地の崩落防止対策として、崩落防止対策の情報提供及びそれらに対する住民などの理解と協力を得ることを目的に作成されたものです。

公表の対象となる盛土造成地は、盛土の面積が3,000平方メートル以上の谷埋め型大規模盛土造成地と、盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ盛土の高さが5メートル以上の腹付け型大規模盛土造成地となっており、盛土造成地と住宅、公共施設などとの位置関係から、調査対象地域を設定しています。

したがって、郊外の工場やゴルフ場といった、周辺に住宅や公共施設などがほとんどない造成地は対象外となっています。

公表されている大規模盛土造成地の数ですが、県内には1,283カ所、市内には16カ所となっていますが、このマップに示された箇所が地震の際に必ずしも危険というものではないことも、注意書きとして記載されています。

本市では対象となる大規模盛土造成地の安全性を把握するため、昨年度に、造成された年代の調査を行いました。本年度は県の調査により、擁壁や盛土に変状のない5カ所を通過観察とし、残りの11カ所については具体的な調査方法を検討した上で、調査計画を策定いたします。そして、この調査計画に基づき、必要があればボーリングなどの詳細調査を実施し、安全性の把握を行います。その結果、崩壊のおそれがある場合には、造成宅地防災区域に指定するとともに、対策工事を行うこととなります。

大規模盛土造成地の安全性については、こうした段階を踏まえて把握していくこととなりますので、現在公表されている箇所及びその周辺にお住まいの市民の皆様には誤解を招かないよう、調査などの状況を順次お知らせしながら進めてまいりたいと考えています。

以上で、中川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 中川議員。

○5番（中川智之） ありがとうございます。

全て答えていただいたと思います。市長のおっしゃるとおりにすれば、人的被害は、命は守られるんじゃないかと思えます。ただ、それがなかなかうまくいかないのが現状だと思います。

1つお聞きしたいのは、避難所の開設がレベル3なのかレベル4なのかレベル2なのか。

あと、市長の答弁の中にもありました、避難する、自分が危険箇所でないからという方がたくさんいらっしゃった。これは私も新聞報道で見ました。

大竹市はすばらしいハザードマップを作っておられます。それで、大竹市の危険箇所というのが土石流危険渓流111カ所、急傾斜地崩壊危険箇所231カ所、地すべり危険箇所2カ所、土砂災害危険箇所全部の合計が344カ所、これだけあるんですね。ハザードマップを見ても、もう赤いところがたくさんあって、その中に暮らしている方もたくさんいらっしゃいます。そういった方が果たして本当に自分が危険な場所なんだということが、わかっていらっしゃるのかどうか。

今先ほどおっしゃったコロナ禍でもありますし、難しいことだと思いますが、災害はこういった自然災害というのはいつ来るかわかりませんし、コロナ禍であってもやってきますので、そこがもし知られてなかったら早急にさせていただきたいと思うんですが、その辺をお答え願いたいと思います。

○議長（賀屋幸治） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） まず、避難所の開設の件につきましてお答えをいたします。

レベル2なのか、レベル3なのか、レベル4なのかというところがございますけれども、高齢者等避難指示が出ている、警報が出ているからといって、必ずしも避難所を開設しているということはありません。ですが、市が先ほど答弁の中にもありましたが、1キロメートルメッシュ情報といったものでありますとか、その後の気象情報を勘案しまして、高齢者等避難を市内全域に出したケース、こちら8月14日にございました。

こういったケースであれば避難所を開設した上で、あるいは順次開設していきますがということ前置きした上で、避難所を開設していくことになります。避難指示の場合も同様です。

レベル2というのが注意報の基準を超過しているという状況ですが、こちらのときには注意体制ということになります。避難所というのは基本的には開いてないんですが、自主避難をしたいという方がもしおられた場合、警報のときにはそういった方もおられますので、そういった場合には市役所での対応、といったような形で対応しとるような状況でございます。

それから2点目の、自分のお住まいの地域が危険なのかどうかというところ。こちら先ほどの答弁の中にもありましたけれども、まさに熱海市の悲惨な事例を受けまして、多くの方が1日数件電話で、うちはどうなんかいねというようなことを聞かれるケースもございましたし、実際に危機管理課のほうへ訪ねてこられた方もおられました。

お宅のところ危険ですよというのは、こちらから言うというのはなかなか難しいのかなと思います。それぞれの家のありようとかいろいろございますので、こちらからお宅は危ないですよということは言えませんが、やはりこういったもので確認していただけますよということを根気強く周知していく、また、問い合わせがあればそれについて丁寧にお答えしていくということで対応していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 中川議員。

○5番（中川智之） ありがとうございます。

それと、この、私たちはなぜうまく避難できないのだろうという、こういう資料があるんですけど、この中に、避難所が板張りで殺風景で行くのが嫌だと、それとペットがおるから行くのが嫌だという声があったりする。その辺とか、避難所の環境とかを整備していくことを考えていらっしゃるのか、そこお聞かせください。

○議長（賀屋幸治） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） 避難所の環境ということでございます。

ペットに関しましては、一部の避難所についてはペット可能ということで、こちらもホームページ等で公開しておりますので、確認してそこへ連れてきていただけたらと。ケージに入れてという形であったり、ちゃんとリードロープですか、そういったもの、それから餌とかそういったものを準備してという格好にはなりますが、ペットに関してはそういった形での対応をお願いしているところです。

それから環境整備、確かに、常にホテルや旅館のような設備でのおもてなしはできません。多くの方の方が集まることも想定されますし、なかなかそういった面であまりに快適ということも難しいかとは思いますが、コロナ禍ということもありますし、できるだけ間隔を取るような形でのスペースを空けて、滞在場所を配置するような工夫というところは各支部ごとで徹底しておるところでございますので、不安があっても危ないと思えば迷わず避難していただくことを、今後も広めていただけたらと思います。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 中川議員。

○5番（中川智之） わかりました。

大体私は避難所に行ったことがないんで、避難したことはないんですけど、避難所を見たことはあるんですが、避難したことはない。というのも、自分がそういうハザードマップの赤いところでないということで、ただ、その赤いところにある人、危険があるということは、とにかくそこからどこかへ行く、安全なところへ行く習慣をつけていただかなければならないと思うんです。気象庁とか国とか警戒レベルを出して、市町村が判断することなんですけど、その気象庁とかが出した時点で、さあ私はどこかに行こうと、安全なところへ行こうという癖がついていらっしゃる、いくような方法を、これから防災リーダーをつくっていただくことも踏まえて、難しい面があると思うんですけど、個人情報とか、人それぞれありますので、難しい部分があると思うんですが、命を守るためにも危険な場所から安全なところへ動く、そういう癖をつけていただくということをしていただきたいと思います。

次の大規模盛土なんですけれども、先ほどから言われてますように、私がなぜ質問したかという、やっぱり熱海市の土砂災害があって、これは大規模盛土とは性質が違うんですけれども、一応今年の予算であったということで、関連をつけて質問させていただきました。

同僚議員からも質問があったんですけど、建設残土ですね。これについては産業廃棄物と違って規制する法律はない、再利用できる資源と見なされているんだそうですね。その

建設残土を処理する際にも、どこかの谷へ埋めたりとか、土石流の起きそうなところに埋めたりとかいうことがないようにしていただきたいとお願いして、私の質問を終わります。以上です。

- 議長（賀屋幸治） 一般質問の途中ですが、議場の換気のため暫時休憩いたします。再開は16時ちょうどといたします。よろしくお願ひいたします。

~~~~~○~~~~~

15時49分 休憩

16時00分 再開

~~~~~○~~~~~

- 議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続行します。続いて、3番、原田孝徳議員。

- 3番（原田孝徳） 3番、くろがねの原田孝徳です。

今回は市営住宅御園6号棟のガス業者公募について質問をさせていただきます。

6月議会におきまして、市営住宅の料金と保安について質問をしました。

今回は市営住宅御園6号棟の公募について、前回少し積み残し分がありましたので、それともう少しこの公募について踏み込んだ質問をさせていただければと思っております。

平成28年6月に御園市営住宅6号棟、以下6号棟としますけれども、その6号棟が、料金についてはできるだけ安く、保安については安全性の高い業者を選定基準に、公募が行われました。この公募による選定方法は市民のためとのことですが、では、6号棟以外の市営住宅は、どのような基準でこれまで選定されてきたのでしょうか。

本市の市営住宅は、古いものから、6号棟のように新しいものまで、建設時期がさまざまであるため、かなり古い住宅については資料が残っておらず、その基準そのものが不明であったり、時代によってはガスの安定供給が最大の選定基準になっていた住宅もあるとのことですが、市民のためというふうに、このたびの公募においてうたっております。この市民のためというのは、公募が行われた後に選定から漏れた業者とのヒアリングの中で、市のほうが公文書の中で、市民のためというふうに、その文書の中で記しております。市民のためということですから、住民のためと、もしくは入居者のためというのとは、若干意味合いが違ってくるのではないかなと思うんですが、つまり市民のために6号棟を公募したというのであれば、これは全ての市民、今入居されている方もしくはこれから入居を希望されている方、もしくは入居されるかされないかわかりませんが、市民の方。かなり広く捉えられると思います。

そうしますと、今入居されている以外の方々がこの市営住宅に入るか、入居されるかわからないわけですから、6号棟以外の市営住宅も同じ基準、先ほど申し上げました、できるだけ安くかつ安全性の高い業者にしないとイケないのではないかと考えます。

時代は令和になっております。ガスを安定供給することが重要だった時代とは、随分と変わってきております。6号棟を、できるだけ安くかつ安全性の高い業者という基準で公募し、業者を選定したのであれば、これまでの時代背景や当時の事情などは理解できても、

少なくともどのような選定基準でガス業者が選定されたかわからないようなものを放置していたことは、市営住宅を管理する市として、少しずさんだというのが私の感想です。

今日までのどこかで何かの基準を設け、そういう基準がわからなくなった住宅に関して公募するなり、それなりの対策を取らなかったことが、現在の料金や保安について格差を生んだ要因の1つではないかと考えております。

そこで問います。6号棟のガス業者は、できるだけ料金が安くかつ安全性の高い業者という基準で選定をされましたが、ほかの住宅のそれはまちまちであり、料金や保安において住宅間で格差が生じてしまっていることは、これまで一貫した管理ができていなかったということに起因するのではないかと考えられます。

この機会に、新しい時代に、そして、ガスが自由化になった今だからこそ、6号棟以外の全ての住宅を6号棟と同じ基準で公募し、公平性を確保することが市の責務であると考えますし、それこそが市民のためであると私は考えます。それについて、いかがお考えでしょうか。

最初の質問に関しては以上です。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 市長。

○市長（入山欣郎） 行政に携わる者といたしまして、物事には公平・公正な立場で当たらなければならないと心がけております。立場の違う市民の皆様がいらっしゃる中で、公平を貫くことは大変難しいということが御理解いただいていると思います。人によって公平でないように思われること、そのことが今までも多々あったということで御理解をいただきたいと思っております。御質問ありがとうございます。

それでは、原田議員の、市営住宅御園団地6号棟のガス事業者公募についての御質問にお答えをいたします。

平成29年12月に整備した市営住宅御園団地6号棟については、平成30年3月の入居開始時よりガスを供給する体制が確保できるよう、ガス事業者を決めておく必要があるため、平成28年6月に公募を行い、予測されるガス料金や保安体制などの提案を総合的に評価し、選定しています。

また、御質問の市営住宅御園団地6号棟以外の全ての市営アパートについても、改めて同じ基準で公募できないかとのことですが、本年6月本会議の一般質問でも答弁させていただいており、繰り返しになりますが、ガス料金やガスの供給に伴う保安体制については、ガス事業者と入居者個人との契約であり、ガス事業者の変更については市が関与すべきでないことから、入居者の総意と責任において行っていただく必要があると考えています。

御質問の中で議員が述べられましたガス料金や保安体制については、各アパートで相違があることは認識していますが、市が一貫して管理すべきところではないと考えています。

ガスに関することは、これまでと同様に引き続きガス事業者の責務で管理運営していただき、市としては、指定管理者とともに、入居者が暮らしやすい施設の整備・改修や適切な管理運営に努めてまいります。

以上で、原田議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 原田議員。

○3番（原田孝徳） これまで何度も同じ答弁をさせてしまったことは大変申し訳ないとは思っておりますけれども、この一般質問を初めて聞かれる方もいらっしゃるかもわかりませんので、前提として、今の市の言い分というのは知っておいてもらいたいということで、御答弁をいただきました。

その市の言い分も大変よくわかるんですけれども、いろんな資料とか公募についてなんですけれども、いろんな資料とかさまざまな証言を聞けば聞くほど、この公募についていろいろと矛盾が出てきまして、じゃあ公募って一体なんだろうかっていうようなところまで少し疑問が、私の中で噴出しているところがございます。

ここで解決できるかどうかわかりませんが、やはり私もそうですし、それ以外の市民の方、もちろん多くはありませんが、この公募について疑問を持っていらっしゃる方もいらっしゃいますので、私が納得できなくてもやっぱり市民の方から問い合わせがあったときに、公募がこのような形で行われました、このような形で公平性・透明性を持って行われましたということをしかり市民の方に説明できるようなものを持っていただきたいと思いますということで、この公募について質問させていただきたいと思います。

1問目の質問の中でも述べさせていただいたんですけれども、市民のためと言うのであれば、やはり全ての住宅を、6号棟と同じ基準で公募しなければならないのではないかと思います。今、少し市長も答弁の中で触れられたと思うので、繰り返しになるかも知りませんが、これは担当課の方にはもう一度このあたり、全ての住宅を公募できないかということについて、再度、申し訳ないんですがお答えをいただきたいと思います。

それから、先ほどから公平という話が出ておりますけれども、私の考えとしては、各住宅の選定基準も料金も保安もばらばらというのは、やはりそれで公平であるというのは言えないのではないかと思いますし、ガスが自由化されたわけですから、全ての住宅を同じ料金にすることも私は可能であると、可能であるし、可能です、可能なのですね。それが実現して初めて私は市民にとって公平と言えるのではないかと。もし公募して、仮に全く同じ料金じゃなくても、それはそのときにしかり、公募の中でいろいろ業者のほうから提案を受けて、一番最善と思う業者を選ぶわけですから、全く同じじゃなくてもいいかも知りませんが、やはりその6号棟をそのような形で公募したのであれば、ほかの住宅もそのようにするべきではないかと思います。

また、業者のほうにつきましても、市内業者の中でも、今はその市営住宅のほうに参入されていない業者もあるのではないかと思います。現状では新築物件とかでも建たない限り、その今参入されていない方が市営住宅のガス業者として中に入ろうと思うと、難しいと思います。

そもそもその業者にとって、業者の目線って言うのかな、業者にとって公平とは何かって言うと、やはりガスの自由化ですから、競争原理が働いてこそ、これは公平であるのではないかと思います。同じところの業者が長くずっと続けることも、それはそれで何かメリットもあるのかもわかりませんが、やはり公平という観点から言うと、やはりガスですから、また、難しい問題があるんですが、なかなかその5年とか3年とか、短いスパンで

はいけません。やはり長いスパンで見ることが必要だとは思いますが、だとしてもやはり何十年とかいう単位でやっぱり見直すことというのは、何らかその管理者として私は必要ではないかと思しますので、何を基準に、何を根拠に、市民に対してもしくは業者に対して公平と言われているのか、そのあたりを聞きたいと思います。

それから、平成28年6月に公募したと先ほど申し上げましたけれども、その平成28年6月の公募の後に、選定から漏れた業者と何度か市のほうとしてヒアリングをしております。その業者への平成28年11月の回答文の中で、各申請者から提出されたLPガス参考価格は適正なものだと判断している。算定については、各申請者が継続して供給可能な価格を設定されたものと認識していると回答しています。

これは、公募のときに提出された価格が6号棟の供給時に当然反映されるものであるということを市のほうが認識したと、私は捉えられると思うんですが、これは実際この提案された価格というものが、そのような当時認識でおったのかということをお教えいただきたい。

それからもう1つ、平成29年2月、これも先ほどのヒアリングした業者に対する回答文の中なんですけれども、その中に、提案内容との相違があった場合、正当な理由のあるものか否かまず判断することになる。正当な理由のない場合の措置について具体的な定めはないが、しかるべき対応を取る必要があるものと認識しているというふうにあります。

提案内容との相違というのがありますけれども、これは6月議会の答弁の中で、公募のときに提案された価格と供給時の価格との間に相違があったことは確認していると思います。それでしたら、ここにあるように、何らかしかるべき対応を取らないといけないと思うのですが、いかがでしょうか。

最後に、今の回答文に関連するんですが、正当な理由のあるものか否かまず判断することになるというふうにあります。では、ここに判断すると書いてあるということは、誰かが判断しないと、判断すると回答しているわけですから、誰かが判断したんだと思います。これは誰がいつどこで、どのような根拠で、この公募のときの供給の提案の価格というものが適正であったかということを確認した、判断したのかということをお教えいただきたいと思います。

幾つか質問がありましたけれども、よろしくお願いたします。

○議長（賀屋幸治） 順番に、わかるるところからで結構なので、お願いします。

都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） 数々の御質問をいただいているところでございますが、なかなか原田議員とは何度も、ここ議場以外でもいろいろヒアリング等を重ねながらお話をさせていただいておりますが、基本的に認識の違いを感じております。

市長の答弁でありましたように、一番最初、根幹的には6号棟の入居に当たりまして、我々はその入居される方が速やかに生活に入っていただくために、ガス業者を選定する作業を進めた。それが一番最初の質問にあった、市がやった公募だと思っております。決して契約ではなく、進めていくためにどこかの業者を選んでもらわないと、そういう支障が出るため、いわゆる公募をやったと、私のほうはそう考えております。

2点目の、公平という言葉がございました。何を基準に公平なのかということをおっしゃってございました。我々が入居者に対して公平なことをするというのは、基本的には入居者が入るに当たって、同じ条件で募集していただく。同じ条件というのは、例えば応募される期間とか、入居に当たっての募集条件ですね、申し込みのしおりとかに書いてある条件を適正に示して、そういった入居の機会を公平に与えるという、これが私ども市営住宅の入居に当たって、市民に対して公平な事務、そこがまず一番の根幹だと思っております。

続きまして、当時公募されたときに参考価格というのが、公募するに当たって、供給するのは2年ぐらい先のことでありますが、その時点で、さっき言ったどこかの業者を選ぶ中で選定しなくてはいけないという中で、その時点の会社の経営状態の考え方とか、そういうのを取ったものであると考えます。

したがって2年後、当然料金が変わるということはもう、その時点で市のほうも想定しておりましたし、さっき言いましたように、それが価格に、4点目の御質問の回答になるかもしれませんが、相違があったとしても、著しく料金が高くなっているような場合には問題があるとしても、参考価格が異なるからといって、一概に不適切であるという考えは持っておりませんでした。

実際ガス供給する参考価格を提示させているものでありまして、さまざまな環境の変化によって参考価格が同様の料金にならないというのも、先ほど言いましたようにやむを得ないと考えております。著しく大きい差とは言えないという中で、当時の職員もそうだと思うんですが、何らかの処置をとるという考えはなかったものと考えております。

5番目の質問ですが、今のことが回答になるかもしれませんが、誰がどのように判断したのかということでございます。具体的に供給時点でその価格が示されたときに、当時の参考価格と違いを見て、適正でない判断したかどうかという事務的な整理の記録はありません。ただ、そういった価格を見て、これは著しい価格の変動ではないという判断は、当然そのときはされていると認識しております。

なかなか原田議員の御質問にストレートにお答えできないところではございますが、御理解いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 原田議員。

○3番（原田孝徳） 6号棟に関しましては新規の物件でございますので、入居したはいけれどもガスが通らないというようなことでは、当然いけないわけで、ガス業者は決めておかなければいけません。それは当然だと思います。

これまで私は担当課からいろいろ説明を受けたんですけども、先ほどの、新規物件だからということで、これは業者を市のほうで決めて、速やかにガスが供給できるように、今の答弁にもありましたけれども、そのために公募したんだというふうに私はずっと聞いておったし、前回の一般質問の中でもそのような発言もあったのではなかったかと思われるんですけども、しかし、私が調べたところ、この6号棟というのは、もちろん新築物件と言えば新築物件ですね、新しいものですから、ですが新規の物件ということではなくて、御園2号棟、3号棟、それから平家を統合した、これは建て替えの物件ですと書かれ



た文書が市のほうにあると思います。ですから、これは新規の物件ではないわけですね。

ですから、新規の物件でしたら先ほどの答弁はそのまま当てはまると思うんですが、これは統合した、建て替えた物件であるというふうに、市のほうの文書にも書いてありますので、それでしたら御園2、3号棟、それから平家、当時どのようなガス業者が入っていたのか知りませんが、その2、3号棟、それから平家の住宅、そちらのほうのガスを供給していた業者にそのままやってもらってもよかつたのではないかなと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

いろいろこの6月、今日、それからヒアリング等、ガス料金に関与してはいけないんだと、市のほうがですね、そのように言われておりましたけれども、今のように今回の6号棟というのは、統合した物件です。ですから本来なら、その古い住宅からそのまま引き継いでガス業者が入れば、私は全然問題なかったんじゃないかと思います。

しかし、実際には公募して、それも料金、できるだけ安くというふうに公募の条件を出して、それでガス業者を選んでいます。本来なら、先ほど言ったように新規の物件でしたらそうでしょうけど、建て替え物件ですから、私は実際は市がこのガス料金に関与したというふうに、これは取られても仕方がないのではないかと、私はそういうふうに思います。

それから、先ほど著しい相違と。実際840円という公募のときに、業者が出された基本料金になります。自由料金とかそこまで言うと、少し話が長くなりますので、簡単に説明しますと、基本料金は840円で提案されています。しかし、実際の供給時には849円、9円の差があるんですね。じゃあこれを著しい差と言うかどうかというの、それはいろいろ見解もあろうかと思うんですが、そもそも公募の時点で著しい相違、先ほど課長がおっしゃられましたように、2年先の料金はわかりませんというふうに言われるんですが、簡易ガス料金ですから、提案された価格から当然上下しています。いろんな為替の変動とか、それから原油価格の高騰とか、いろんな形で当然上がったり下がったりを、簡易ガスというのは繰り返します。

ですから、先ほど言われたその著しい相違というのが、もともと、じゃあどこぐらいまでだったら許せるのか。仮に2年後に料金がわからないと、私はわかると思っているんですが、わからないとおっしゃるのであれば、それだったらどこまでだったら許されるのか、どこまでの範囲で、安くなる分にはいいと思うんですが、どこまで高くなるところが著しい相違なのかということを決めておかないと、実際、先ほど判断する方が誰かというのを答えていただけなかったんですが、じゃあその判断、供給時にその料金が公募のときと比較して、じゃあそれはどうだったんだと、これが著しい相違なのかどうなのかということ、これ判断する材料がないんじゃないかと思うんですね。その判断する材料というものが、公募のときにはあったのではないかと思います。

その公募のときに、どの程度までなら著しい相違というか、それがどれぐらいまでなら許せるのかというのがあったのであれば教えていただきたいと思いますが、そもそも公募というので、そういうその価格に変化が起きると。例えば理由もなく変化が起きていることに対して、例えば1円だろうが2円だろうが、私は公募ですから、当然提案した価格ですね。その840円というものから簡易ガスの料金を算定して算出して、そうすると供給時

の価格が出てきます。それを当てはめるべきなのに、実際には849円という価格で供給時の料金が出されています。これは、先ほど提案した価格というのが参考価格というふうにおっしゃったんですが、平成28年6月の公募の後に、業者の選定から漏れた業者さんとヒアリングをされていますが、その中ではこの840円という金額で当然供給時にはやってもらうというふうに認識しているというふうに、当時の担当の方は述べていらっしゃいます。

公募の後のヒアリングでそのように、この840円が供給時の価格に反映されるんだと。つまり840円から上がり下がりを繰り返して、当然供給時の価格というのは出てきます。逆に言うと、供給時の価格がわかれば、平成28年6月の公募の時点の金額がわかるんですね。でも、今課長がおっしゃられたのは、あくまでも参考価格ですと、どうなるかわかりませんとおっしゃっているんですが、ここに何でこの違いがあるんでしょうか、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（賀屋幸治） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） まず、1点目の市営6号棟が新規物件ではなく、2号棟、3号棟とか平家住宅からの建て替え物件なんだから、新規物件じゃないよっていうことでございますが、LPガスの事業認可ですね、国のほうがそういった供給するに当たっては、国の認可が必要になってくると思います。場所ももう全然、位置も違ってきます。施設も当然違ってきます。その辺も安全対策も若干違うのかもしれませんが、そういったことも全部総括的に判断しなきゃいけないということを踏まえますと、2号棟、3号棟をそのままスライドするというのではなく、やはり新規物件として改めて公募するというのが、当時の判断としても正しかったのではないかと考えております。

○議長（賀屋幸治） 建設部長。

○建設部長（山本茂広） もう一度、先ほどの1点目でございますが、これは原田議員も裁判の關係の資料はお読みになっているかと思えます。

建て替え物件か新規物件かというところですが、これも裁判の中のやり取りでも幾らか話題になってございまして、事業的には統廃合ということではあるんですが、これについてはもう建物は新規物件というところございまして、これは司法の場でもそういった判断はいただいております。

それから平家もアパートもありますが、これで言ったら平家の方は個人契約をされているかと思われま。アパートは市が選定した業者のほうで選定されておりますので、そこについて大竹市のほうが平家の方は別、アパートの方は別というふうな、そういう選定の仕方は個別に関与できないというようなことで、一人一人の契約については市のほうが関与できないという考えでございます。

それと3番目でございますが、著しい相違、これ840円と849円の関係でございますが、これ著しいという定義は特に持ってません。ただ、常識的に倍、半分、違うとか、3割超えたらであるとか、そういった感覚論になってしまいますが、そういったものと思えます。

提案書と違ってくるのは、当然想定できました。応募者のほうから、これは入居時にはまだ時間がありますから、これはあくまで参考、変動が見込まれるというようなことは当然わかっておりましたから、それについては変動の可能性はあるというようなことは、こ

ちらのほうでも理解はしております。それでもって、あくまでも提案書、それから参考価格というところでございます。

例えば入居直前にどんどん価格が上がり下がりする場合に、自由化が始まっていますから、何度も何度も価格が変わるようであれば、一番居住者の方に迷惑がかかるというところがあります。そんなことは何度も何度もプロポーザル的な入札ができないのは当然ですから、2年前に決めさせていただいた、選定させていただきました業者というところを選定するのが、一番市民サービスに向けた市の取り組みと考えております。

それで供給時の価格でございますが、供給時の価格がわかっているならば提案者も当然わかるでしょうということですが、当時都市ガスの自由化に伴い、また、プロパンガスの価格も変わるということですが、供給時の価格は変動するからわかりません。供給業者のほうもわかりません。それは提案、先ほどありましたけど、提案書のほうにもそのように書いてます。ということは、提案書時点での明確な価格はわからないのが当然であるというようなことでございます。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 原田議員。

○3番（原田孝徳） 3つあったかと思えます。

まず、2号棟、3号棟の業者が、そのまま行かなかった理由を御説明していただいたんですけども、決して2号棟、3号棟の業者も法令、当然認可を受けている業者ですから、その法令に基づいた保安もしっかりされていると思えます。

ですから当然、そこをしっかり審査すれば、保安についてもその業者がしっかり保安を、法令外のものもちろんその保安のいろいろな器具、装置なども付けたりとかあると思うんですが、そういうものをきちっと守ってやってくれる業者だから、2、3号棟に入ってたわけですから、その業者が別に6号棟に移ったからといって、入居者とかその市民の方に不利益があるとは思えませんし、わざわざ6号棟を公募する必要は、私はなかったんじゃないかと思えます。

先ほど言ったように、やはりできるだけ安くというふうを選定基準を設けているわけですから、ここはやはり私は関与したというふうに、関与と言うと大げさかもわかりませんが、やはり少しでも安い金額にしてあげようというふうに思ったと思うんですね、市のほうとしても。だからこの料金についてもこのような提案をされたんだと思えます、保安についてもそうだと思います。

やはりそうすると、そうなってくると、それはどこの市営住宅に入っても、先ほど募集のときのお話、条件、公平と言われましたけれども、中に入ってもやはりできるだけ、完全に同じじゃなくてもいいと思えます、いろんなその古いものから新しいものまでたくさんありますので、それは完璧に同じっていうわけにいかないかもわかりませんが、それは別に、先ほど言った2、3号棟の業者が行ったところで、特に入居者、市民に不利益が生じたわけではないと思えますので、わざわざ私は公募したというのは、やはりその料金というものについて悪く言うわけじゃありません、安くしようと努力されているわけですから、市民のために。それを悪く言うわけじゃありませんが、やはり何らか関与というよう

な言い方がなされても、これは仕方がないのではないかと思います。

それから先ほど、著しい相違の話で、建設部長のほうから司法の判断がこのようになりましたというふうに言われましたけれども、一番最初公募のときに、私は司法の判断というのは、最終的に裁判になっただけのことで、裁判になってなかったかもわかりません。ですから本来は、公募のときにどこら辺までだったら許されるのかっていう基準みたいなものを、常識的にとかいうような曖昧な表現ではなくて、何か持つておくべき必要が、私があったのではないかなと思うんですね。

それから、2年先の供給時の料金はわかりませんとおっしゃいました。当然です、私もわかりません。ですが先ほど言ったように、簡易ガスというのは決まったその予想の何か大きな出来事が起きない限り、その料金というのは変わっていかないものですから、2年後の料金は想像はできなくても、ただ、その基本となる料金、840円という料金から、そこから算出されるわけですから、この840円という価格は参考価格と言ってしまえば、じゃあ何でその公募のときに選ぶその料金の材料になったのかと。しっかりこれでやりますと、確かにこれでやりますとは言えないかわかりません。だけど、これが将来3年後に反映されるんですよっていう基本料金というのが、この840円だと思いますので、だから判断ができたんだと思います。でないとも参考価格ですと、あくまでも参考価格ですと言って出された金額を、じゃあどれが正しい、どれが一番いいんだろうかという判断は、できないと思いますので、当時その担当の方がおっしゃったように、この価格が2年後の供給時に反映されるんだとおっしゃったのは、まさにそのとおりだと思います。

9円、言ったら、最終的な結果論として言えば9円ですから、この840円を別に持って、840円から簡易ガスの料金で計算していったら、供給時には当然849円よりは少し安くはなりますが、この840円でできなかつたんですか。著しい、逆に言うと著しい相違じゃないんであれば、840円から算出した金額で供給時にやってもらうということはできなかつたんですか。そういう判断はできなかつたんでしょうか、お願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） 公募いたしまして、3社の業者から応募がありました。2社についてはほぼ同額でございました。1社がかなり、飛び抜けた額というということの認識だと思います。

具体的にヒアリング、そのときはしてない状況ですが、その840円という価格は、市のほうで見ましたら、ほかのアパートの価格と同じになっているという、そういうのが確認できたので、そのときは適正な価格というか、参考価格としては、計算としてはふさわしい出し方をされているんだなというふうには思っていたんじゃないかなと思っています。

○議長（賀屋幸治） 建設部長。

○建設部長（山本茂広） 先ほど1点目の、司法の判断と言ったのは、建て替えの判断が司法の判断です。料金ではございません。そこは御理解ください。

それから2番目の、基準を持つておくべきと。その基準がなかなか持つておけないというのは、当時あったかもしれませんが、今後こういうようなことがあれば、そういった基準については持つことも検討しなくてはいけないということはあるかと思います。これは

またこれからの課題であると考えています。

それからガス料金が変わらない、840円からの算出という話ですが、当時ガスが日本中、基本料金も定めるところもあれば、ないところもあると。いきなり従量料金が始まるところもあるというところで、経済産業省が全国各地からいろんな苦情が出ておりました。今の840円も、これはあくまでも基本料金とは言いながらも、ガス会社が決めた、想定した基本料金ですから、それすらも別に固定ではないという状況でございます。だから9円の差が出たということも致し方ない部分はあるかと思えます。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 原田議員。最後です。

○3番（原田孝徳） 時間も迫ってきましたので、先ほど、すみません、司法の判断については私のほうで間違っておりました。申し訳ございませんでした。

ただ、先ほど課長がおっしゃった適正な価格であったと、840円が適正な価格であったと。ほかの住宅と一緒にだっただとおっしゃったんですが、実際、白石住宅と今の840円は違いますので、同じ金額を提示しているわけではありません。ほかの業者は、自分たちが参考価格とした物件の価格をそのまま参考価格として提示していますが、選定された業者に関しては、これは同じ市営住宅を持ってらっしゃいますが、その金額とは違う金額、9円安い金額を提示しておりますので、これは同じ金額ではありませんので、そこら辺のまず根本的なところが違っていると、それは解釈の違いになってしまうと思えます。提案した価格は違いますので、そこはしっかりともう一回、当時の公募の資料を読んでもらいたいと思えます。

いろいろ公募についてこういうふうに、その場その場でいろいろ話が二転三転したりとか、今のように基本的にその金額がどうかかっていう部分も認識が違っておっしゃるんですけど、それは実際に価格というものは違ってたわけですから、そこをまず基本、理解していただかないと、それは話がかみ合わないよなって私は思います。

とにかく1番は、当然一番最初に申し上げましたけれども、やはりなかなか入居者の方、低額所得者とか弱者の方多いですから、なかなかはっきり大きな声では言えないかもわかりませんが、実際にそういう方から、どうだったんですかと回答を求められたときに、しっかりと回答できるように、そのあたりしっかりと整理しておいていただきたいと思います。

それでは私の質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） この際、お諮りいたします。

一般質問の途中ではございますが、本日はこの程度にとどめ、9月10日の本会議に継続したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、9月10日の本会議に継続することに決しました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

お諮りいたします。

本日議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

この際、御通知申し上げます。9月10日は午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて延会いたします。

16時49分 延会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月9日

大竹市議会議長 賀屋 幸治

大竹市議会副議長 網谷 芳孝

大竹市議会議員 日城 究

大竹市議会議員 細川 雅子

令和3年9月  
大竹市議会定例会（第3回）議事日程

令和3年9月10日10時開会

| 日 程 | 議案番号      | 件 名                                                                          | 付 記                                           |
|-----|-----------|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 第 1 |           | 会議録署名議員の指名                                                                   |                                               |
| 第 2 |           | 一般質問                                                                         |                                               |
| 第 3 | 認 第 8号    | 令和2年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について                                                   | 生活環境付託<br>生活環境付託<br>(一 括)<br>生活環境付託<br>生活環境付託 |
| 第 4 | 議案第53号    | 令和2年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について                                              |                                               |
| 第 5 | 議案第54号    | 令和2年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について                                           |                                               |
| 第 6 | 議案第57号    | 令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第2号)                                                   |                                               |
| 第 7 | 議案第47号    | 監査委員の選任の同意について                                                               | 即 決<br>(一 括)                                  |
| 第 8 | 議案第48号    | 公平委員会委員の選任の同意について                                                            | 即 決                                           |
| 第 9 | 議案第49号    | 教育委員会委員の任命の同意について                                                            | 即 決                                           |
| 第10 | 議案第50号    | 大竹市認定こども園設置条例の制定について                                                         | 生活環境付託<br>(一 括)<br>生活環境付託                     |
| 第11 | 議案第51号    | 大竹市子育て支援センター条例の一部改正について                                                      |                                               |
| 第12 | 議案第52号    | 大竹市税条例等の一部改正について                                                             | 生活環境付託                                        |
| 第13 | 議案第55号    | 令和3年度大竹市一般会計補正予算(第4号)                                                        | 総務文教付託<br>(一 括)<br>生活環境付託                     |
| 第14 | 議案第56号    | 令和3年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第1号)                                                    |                                               |
| 第15 | 議案第58号    | 大竹市議会会議規則の一部改正について                                                           | 即 決<br>(一 括)                                  |
| 第16 | 議案第59号    | 大竹市議員報酬等の特例に関する条例の一部改正について                                                   | 即 決                                           |
| 第17 | 令和3年請願第3号 | 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願 | 総務文教付託                                        |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問



- 日程第 3 認 第 8号から日程第 6 議案第57号 (説明・付託)
- 日程第 7 議案第47号から日程第 9 議案第49号 (説明・表決)
- 日程第10 議案第50号から日程第11 議案第51号 (説明・質疑・付託)
- 日程第12 議案第52号 (説明・付託)
- 日程第13 議案第55号から日程第14 議案第56号 (説明・付託)
- 日程第15 議案第58号から日程第16 議案第59号 (説明・表決)
- 日程第17 令和3年請願第3号 (付託)

○出席議員 (16人)

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 賀 屋 幸 治 | 2 番  | 藤 川 和 弘 |
| 3 番  | 原 田 孝 徳 | 4 番  | 小 中 真樹雄 |
| 5 番  | 中 川 智 之 | 6 番  | 小田上 尚 典 |
| 7 番  | 北 地 範 久 | 8 番  | 西 村 一 啓 |
| 9 番  | 和 田 芳 弘 | 10 番 | 網 谷 芳 孝 |
| 11 番 | 児 玉 朋 也 | 12 番 | 山 崎 年 一 |
| 13 番 | 日 域 究   | 14 番 | 細 川 雅 子 |
| 15 番 | 寺 岡 公 章 | 16 番 | 山 本 孝 三 |

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

|                   |   |         |
|-------------------|---|---------|
| 市                 | 長 | 入 山 欣 郎 |
| 副 市               | 長 | 太 田 勲 男 |
| 教 育               | 長 | 小 西 啓 二 |
| 総 務 部             | 長 | 中 村 一 誠 |
| 市 民 生 活 部         | 長 | 三 原 尚 美 |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長     |   | 豊 原 学   |
| 建 設 部             | 長 | 山 本 茂 広 |
| 上 下 水 道 局         | 長 | 古 賀 正 則 |
| 消 防               | 長 | 佐 伯 和 規 |
| 総務課長併任選挙管理委員会事務局長 |   | 柿 本 剛   |
| 危 機 管 理 課         | 長 | 田 中 宏 幸 |
| 企 画 財 政 課         | 長 | 三 井 佳 和 |
| 保 健 医 療 課         | 長 | 松 重 幸 恵 |
| 監 理 課             | 長 | 小 田 健 治 |
| 都 市 計 画 課         | 長 | 山 田 浩 史 |
| 監 査 委 員           |   | 薬師寺 基 夫 |

○出席した事務局職員

|             |       |
|-------------|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 三 上 健 |
| 議 事 係 長     | 加 藤 豪 |

10時00分 開議

○議長（賀屋幸治） 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（賀屋幸治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において15番、寺岡公章議員、16番、山本孝三議員を指名いたします。

日程第2、一般質問に入る前に、発言の申し出がありましたので、これを許可します。
市民生活部長。

○市民生活部長（三原尚美） おはようございます。発言の許可をいただきありがとうございます。

昨日、日域議員への、地番図に地番を記載する手順についての私の答弁におきまして、地番図を公図と言い間違えておりましたので、申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。

改めて間違った部分を答弁させていただきます。

市が所在不明な土地の地番を地番図に記載する手順については、土地の場所が法務局の公図で確認できない以上、客観性のある資料、例えば登記簿等により調査を実施し、場所が疎明できましたら、地番図に地番を記載して課税しています。

以上でございます。

間違った答弁をいたしましたこと、また、お手間を取らせましたこと、まことに申し訳ございませんでした。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（賀屋幸治） 日程第2、一般質問を行います。

9月9日の一般質問を続行いたします。

16番、山本孝三議員。

○16番（山本孝三） それでは、市長の手元に、今回私は3項目にわたる質問を準備をいたしまして、通告をさせていただいておりますので、順次、私なりの質問をさせていただきますので、御答弁のほうよろしく願いをいたします。

最初に、新型コロナウイルスの感染防止対策についてでございますが、この新型コロナウイルスの感染状況が、収まるどころか一層感染者を増やし、関係者の皆さんの御苦勞を重ねておるわけですが、大竹市が目標としております高齢者を初めとする感染予防のための接種など、どういう状況にあるのか、まず、現状について説明を聞かせてもらいたいと思うんです。

それから、感染予防のために、確かにこれまで予定をされておりました接種の状況については、広島県内でも大竹市は進んでおる市町として評価されているのではないかと思いますけれども、問題なのは、この感染防止のために予定をしておる対象者に対して、予定どおりワクチンが供給されておるかどうかということが、大いに気になることなんです。

すね。このことに関しまして、状況なり見通しなり、あわせて聞かせていただきたいと思ひます。

同時に、PCR検査の実施について、どのような現状で、医療関係者を初め、今問題視されておる比較的若い層、特に若年層に感染が拡大をしておるという状況の下で、教育関係者は大いに苦勞をされておると思ひんではすけれども、こうした機関へのPCR検査の実施が、今、特に求められると思ひんではすけれども、市としてその辺の対応をどのようにお考えになっておるのか、あわせて聞かせていただきたいと思ひます。

それから2つ目の項目でございますが、市営住宅解体後の、更地になっております土地の利用です。皆さんも散見されると思ひんではすけれども、市内あちこちに、かつては平家建てで、簡素な生活が送られてきた市営住宅が解体をされて、跡地がそのままになっておると。一体この跡地というのはどう利用しようとしておるのか、その計画なり、ここはこのような予定だということで、市民共有の財産が活かされるような計画性をお持ちなのかどうか、まず、そのことからお聞きしたいので、計画があるのならあるように、ないんなら今からどうする、こうするという予定なり、聞かせていただきたいと思ひます。

それで、これまで具体的な箇所の問題についてお聞きしておきたいんですが、2号線沿いの、かつてあそこも一戸建ての木造平家建て市営住宅があったところなんですが、今は解体をされてそのままになっておると。かつてはあそこに、ごみやがらくたがたくさん置かれまして、市の玄関とも言うべき入り口が、非常に汚らしいという批判が高まって、撤去をしてもらうような事態がありまして、今はそういうことはないんですが、しかし、あの土地が今、市のほうに、購入したいから譲渡してもらえないかという申し出が、随分前からあるようです。

御本人のお話を、私、あらかた聞かせてもらっておるんですが、どうもその単なる市営住宅の跡地というだけではなくて、あそこには公共下水道、あるいは上水道の施設が埋設されておって、一般的な市営住宅解体後の跡地とは異なる事情があると。その辺のことを整理しないと、譲渡するとか処分するとかと言っても、簡単に行かないんだということで、時間が経過して、じゃあ一体そのことに関してどういう手続を踏み、どういう措置を取ればあの土地が活かされる、譲渡を希望される人に利用してもらえるようなことになるのか。あるいは市として、譲渡はしないけれども、こういう活用の方法を考え、検討しているから、時間が要るんだということなら、そのように説明をしてもらいたいと思ひるので、このことも含めてよろしくお願ひをしたいと思います。

それから3番目の、戦前、御承知のように大竹市には潜水学校があったり、海兵団が活躍をした時期がございます。これらの、兵器といいますか、日本にとっては貴重な軍事に関わる財産ですから、敵の攻撃の目標にされても困るし、そのようなことがあっても防衛できるようにしたいということで、大竹市のこの大河原山の下から元町、小方にかけて横穴を掘って、そこに潜水艇や防衛すべき当時の軍に関わるもろもろの兵器を格納させたというふうに言われておるんですが、問題なのは、それがどこの箇所で、その横穴なるものがどのように安全な状況で処理をされたのか。

といたしますのは、ほとんどその上に今、新たな住宅が建てられて、そこに多くの人々が

生活を営んでおるとい現状です。ある人に聞きますと、どうもその道路を舗装してもらっても、すぐその道路が傷んで、すぐまたその路面を修理してもらわなければいけないような状況が続いておるんだと。何が原因なのか我々もわかりませんが、一回その辺のことも併せて、担当の建設部なり土木課なりに調査を依頼してほしいんですがという話も、私のところへ持ち込まれております。

そのことが1つはきっかけになって、今回この戦前掘られた横穴ごうの安全処理がどのようにされたのか、確認できる資料なりあれば、こうされたというふうに、この場で説明をお願いしたいと思うんです。

よくわかるようなわからんような、どうするんかという手当のことを考えざるを得ませんから、答弁のほう、よろしく願いをいたします。

○議長（賀屋幸治） 市長。

○市長（入山欣郎） 新型コロナウイルスの感染拡大の様子が変わってまいりました。山本議員から、こうした状況を危惧されての御質問をいただきました。ありがとうございます。

このウイルスに対抗するためには、今のところワクチン接種を早急に進めるしか手だてがございません。そのためにも、今私どもが持つ情報をしっかりと正しく伝えながら、可能な方には接種を受けていただくよう勧奨してまいりたいと考えております。

それでは、山本議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の新型コロナウイルスの感染拡大防止対策についてでございます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策は、国及び都道府県が中心的・主導的な役割を担っており、市は県の方針に沿って感染拡大防止などに取り組んでいるところでございます。県では7月31日から早期集中対策に取り組み、8月20日からはまん延防止等重点措置の適用により、重点措置区域を中心に拡大防止に取り組みましたが、全国的に感染の拡大に歯止めがかからず、これまでにない感染爆発と言える状況に陥っていることから、緊急事態宣言が発令され、8月27日から9月12日までの間、緊急事態措置を実施することが決定され、また、それが延長されることも決まったようでございます。

多いときには県内で1日当たりの新規感染者が300人を超える日もありました。最近では200人を下回ってまいりましたが、引き続き油断できない状況が続いています。現在、県で陽性が判明した方については、病院やホテルでの療養ができていますが、新規感染者の抑え込みがかなわないと、全ての方に対応することが困難になるおそれがございます。

また、感染力の強いデルタ株が広まっているので、家庭内で感染者が発生しますと、家族全員が感染する可能性があるため、ウイルスを家庭内に持ち込まないように行動する必要があります。引き続き外出の半減や20時以降の不要不急の外出は控える、同居家族以外との会食はしない、混んでいる場所や時間を避ける、買い物は少人数で回数を減らすなどの取り組みを徹底して、人と人との接触を削減することで感染を抑え込んでいくよう、一人一人が意識を持って行動しなければなりません。

市としましても、引き続き感染予防の周知・啓発に努めてまいります。

本市の新型コロナウイルスワクチンの接種状況でございますが、65歳以上の方の93%を超える方が、2回の接種が済んでいます。現在、64歳以下の方の接種を進めているところ

ですが、9月5日時点の接種率は、1回目が51.4%、2回目が25.3%となっており、全体では1回目が68.1%、2回目が51.6%でございます。

令和3年4月以降の感染状況については、8月31日現在、陽性が確認された件数が、大竹市で126件となっております。

年代別に見ますと、20代の感染が最も多く、28.6%の36件です。次に多いのは40代、50代で、合わせて29.4%の37件です。また、60代以上の感染は25件で、19.9%です。ただし、8月中に感染が判明した方について、60代以上の方はいませんでした。

65歳以上の接種率が93%を超えており、ワクチン接種の効果が出ているものと推察しています。

今後は若い年齢層の方への接種が進むよう、引き続き周知啓発に努めてまいります。

次に、2点目の市営住宅解体後の土地利用についてです。

市営平家住宅の解体及び土地利用については、第1期大竹市まちづくり基本計画や、大竹市営住宅等長寿命化計画に基づき、取り組んでいます。

平家住宅の管理戸数は、令和2年度末現在13団地で、185戸あります。この住宅の構造は木造で、戦後復興期から高度成長期にかけて建設されたもので、耐用年限が大幅に過ぎており、耐震基準も満たしていないため、入居者の方には早期に市営アパートなどに移転していただくようお願いしており、移転・退去した平家住宅は、順次計画的に解体を進めています。

平家住宅解体後の土地利用については、新たな市営住宅や公共施設としての利活用の計画のないものにつきましては、解体が完了した団地ごとに、公募などにより売却を進め、定住促進につながるよう利活用を図る方針です。

次に、3点目の戦前の横穴ごうの有無や戦後の処理についてでございます。

現在、本市には市民からの相談・情報提供により、玖波地区に1カ所、戦時中築造された地下ごうがあることを把握しています。現地は個人所有の山林内であり、陥没などの異常も認められず、危険な状況ではないと判断しています。

また、立戸3丁目の地下ごうにつきましては、平成9年の急傾斜地崩壊対策工事の際に発見され、地元住民からの聞き取りによれば、昭和18年頃に海軍によって、魚雷や非常食などを保存するために掘られたようです。

市では地元住民からの要望を踏まえ、平成10年度に国の補助事業を活用して対策工事を行いました。工事の内容は、総延長約168メートルの地下ごうに、約1,600立方メートルの発泡コンクリートを充填し、この地下ごうの上部にある住宅の崩落を防止したものでございます。この箇所については、その後何件か問い合わせはありましたが、大きな陥没などの被害はなく、その都度当時の工事内容を説明し、御理解をいただいております。

今後も、こうした地下ごうの情報提供がございましたら、状態を調査し、必要があれば適切に対応し、崩落などの危険がないよう処理をしていきたいと考えております。

以上で、山本議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 山本議員。

○16番（山本孝三） それで、この新型コロナウイルスの問題なんですが、私が一番ここで

気になっている事柄について率直に聞いてみるんですが、今日のこの中国新聞によりますと、大竹市で3人、感染者が確認されたということなんですが、この感染者として確認された方々は、国の方針では原則自宅療養と、こうなっておりますよね。自宅療養ということになると、確認された患者さんの症状について、誰が確認したり、その症状について必要とされる手当がされなければならないということで、その処置は、誰がどのように実施するんですか。

それで、家庭内に閉じ込めておけば、自然に回復できるという保証はないわけですから、逆に家庭に閉じ込めれば、感染の危険がある家族を含めて危険にさらされるということになるのは、これは私みたいな素人が考えても心配される場所なんですね。

しかし、国のほうは、感染者が確認されたら自宅療養だと、こういうことを決めて、外へは出るなど。外へは出さんが、誰もその本人に対する症状がどうなったか、必要な手当はどうするかということは知らんぷりと。こんな無責任なことが、現状がいまだに改善されておらんと。

大竹市の場合は、その辺のことはどうなるんですか。むしろ感染者を増やす温床になるんじゃないか。私はそういうふうに心配するんですが、その辺のことを担当課のほうで掌握されて、心配されんでも、このような処置が取られておるから大丈夫ですよということなら、そのように聞かせてもらいたいと思う。そうでなければいように、国に対してもこうあるべきではないかという市町からの声を上げるべきだと思うんですが、その辺のことを併せてお願いしたいと思います。

それからPCR検査について、先ほど申し上げましたように、この低年齢ですね。特に小学校・中学校低学年に感染が広がっておるということは、最近報道ではこの感染者数の拡大の状況が報道されるんですが、大竹市の場合どうですか、その辺の。特に私は、教育関係者にPCR検査を実施して、子供たちへの影響を最小限に食い止めると、こういうことが必要ではないかと素人ながら思うんですが、教育委員会としては、その辺の現状を踏まえたお考えなり、今後このような措置を取る予定だということがあれば聞かせてもらいたいと思うんですが、よろしくお願ひします。

それで市営住宅の件ですが、これは具体的にはまだ計画がないわけやね。どうされるつもりです。いつまでもほっといたんじゃ、せっかく活用すべき土地や市民共有財産がもったいないと思うんですよね。

最近、私は新町3丁目に住まいしておりますが、比較的大竹駅に近いという利点もあつてか、とにかく空き地ができたらずぐ民間業者が土地を購入して、新しい一戸建てなり建築される、それがすぐ売れるというようなことで、とにかく新町2丁目、3丁目、それから南栄1丁目、2丁目を歩いてみてもらいたい。それは相当な数の新築住宅が建てられましたよ。都市計画課のほうでその戸数についても掌握はされておると思うんですが、それぐらい利便性の高い場所については、土地利用が可能だと。

ですからその可能なところをやっぱり市としても、せっかくの財産として持っているんですから、そういうことをこの時期に活用する方策を考えてみたらどうだろうかということでお尋ねしてるんで、もう一度そのところを踏まえた御答弁をお願いしたいと思いま

す。

それで次の横穴ごうの問題ですが、これは万全な措置を取られたということで、これ以上の詮索をしてもしょうがないと。当時の記録でもしっかりしたものがあれば別なんです、そうでもないようなので、このことについては一応、先ほどの市長答弁の内容について理解をさせていただいて、また新たな関係者からの苦情なり意見が耳に入れば、またその折に、こうだあだということ提起をさせてもらって、対応策をお願いしたいと思えます。

じゃあ、よろしく御答弁をお願いします。

○議長（賀屋幸治） 保健医療課長。

○保健医療課長（松重幸恵） それでは私のほうからは、陽性者が原則自宅療養になっており、その対応はどうかという御質問があったので、そちらの件を答弁させていただきます。

広島県の状況ですけれども、現在、病院の入院病床使用率ですね、それが9月9日現在48.5%となっております。また、宿泊療養施設におきましては利用率が27.9%となっております、基本的に陽性と出た方は入院していただくか、宿泊施設、こちらに入らせていただくという状況です。

先ほど議員がおっしゃった原則自宅療養と申しますのは、東京・大阪あたりの、感染者が非常に多く入院ができない、入院病床が確保できない、あるいは宿泊療養施設が確保できないという地域において、そういう無症状あるいは軽症という方は、自宅をお願いしたいという国の方針であったと考えております。広島県におきましては、今はそういう状況ではございませんので、入院あるいは宿泊療養施設で、こちらで療養しておられるという状況になっております。

大竹市におきましても、保健所のほうに療養の状況を確認させていただいております。一応、原則そういう形で、入院あるいは療養施設のほうで療養していただいているということでございます。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは教育委員会のほうから、PCR検査というような御質問だったと思います。そのあたりについてお話のほうをさせていただきます。

9月1日より、子供たちは学校のほうへ元気な姿で今、通っております。しかし、山本議員の言われるとおり、非常に感染拡大等心配される中、学校としては、教育委員会としてはまず、大竹市のほうでその対応ということで、児童生徒に新型コロナウイルス感染症発生時の大竹市立小中学校における対応というものがございます。マニュアルがあるわけでございますが、それに従ってしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。基本的にはやはり、もう3密を防ぐであるとかというあたりが一番の大きなものにはなっております。

1つ、文部科学省のほうから、これは教職員に対応してでございますけれども、国より抗原簡易キットの配布というものの通知が来ております。これは教職員が使用するという

ことを基本的に想定をしているもので、子供ではございません。子供になりますと医療行為ということになりますので、教職員が研修等を行いながら、自身が簡易キットでPCR検査を行うというものでございます。

このキットは抗原定性検査を実施するものであり、その特性としまして、結果がその場でわかるというものでございます。教育委員会としてもそのあたりも活用しながら、すぐにはなかなか難しいです、当然教職員への研修等もでございます。そのあたりを進めながら、教職員の感染を防いでいくという、また、事前にそのあたりも把握していくという、そういう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（賀屋幸治） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） 市営住宅の解体後の土地利用のことについてでございます。

市長のほうから答弁がありましたように、市営住宅として活用しないもの、公共施設として利活用の計画のないものにつきましては、公募等により売却する方針でございます。公共的な施設として利活用するのは、今のところないと思われまので、市営住宅としてももう建て替えも恐らく難しいと思われまので、公募などによって売却する予定でございます。

ただ、山本議員が御指摘されましたように、もう既に解体されたところを早く売却すればいいのではないかというお話だと思いますが、市営住宅の団地ごとに、住宅としての給水管とか排水管の設備が現在残っております。まだ住んでおられる方がいらっしゃれば、そこを寸断して取ることができませんので、その今おられる方が全部移転されましたら、その全体を売却する方法しか今はございません。御理解いただきたいと思えます。

○議長（賀屋幸治） 答弁漏れはございませんか。

鳴川の市営住宅の跡地が今どうなっているかというのが、最初にあったかと思うんですが。

監理課長。

○監理課長（小田健治） それでは私のほうから、鳴川の国道2号線沿いの市営住宅跡地の現状につきまして説明をさせていただきます。

こちらの土地につきましては、見た目は1つのように見えますけど、実際は、間に里道、水路が入っておりまして、2つの土地に分かれております。そちらのほうの1つの広島側の土地、先ほど議員のほうからお話がありました、後ろのほうに建物が建ってますよというような土地の関係でございますが、こちらのほうにつきましては、その土地を購入をしたいという申し出が、市のほうにございました。それで令和2年、昨年10月から公募に出させていただきます。公募をさせていただいたんですけど、結果として申し込みというのが、今、手が挙がってきませんでした。

現在、公募期間経過後という形で、随時募集という形でさせていただきます。あとはもう1つ、先ほど言いましたように、里道、水路を挟んで反対側の土地につきましては、今、大竹市のほうの未利用地の情報のほうに掲載させていただきます。こちらにつきましても、またその土地のほうを購入をしたいという話がございましたら、また一



般公募におきまして取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 山本議員。

○16番（山本孝三） くだいようですが、16歳から18歳の感染、学校で46%。15歳以下は自宅が最多と報道されとるんですよ。ですからこの若年層、年齢が若い方への感染経路というのが、今のように学校だとか自宅だとかいうことになりますと、今の国のその方針で、原則自宅待機だと、自宅療養だということが、もう私から言えば何をばかげたことをやるんかと言わざるを得んという思いになるんですが、そここのところを現場で監督し、感染防止のために日夜苦勞されている教育委員会を中心とした関係者の皆さんがどう対応したらいいか、また、そのことを県や国に対して要望すべきはこういうことなんで、こういう要望も上げたいということがあって、そういうことへの取り組みをされているんなら、そのことを含めてもう一度聞かせてもらいたいと思う。

それで今、広島西医療センターにこの集団接種の対応策としてテントが張られて、いつでも希望者なり、受け入れをするという体制が取られておるんですが、この集団接種という場合に、これは企業が対象になるのかなとこう思うんですが、これは例えば保育所の職員の皆さん、あるいは園児の皆さん、学校であればクラスごとに1年生の何組からとかいうことでお願いをしたり、申請すれば可能なんですか。どうなるんですか、これは。企業だけが対象で、こうした公共機関に働いておられる皆さん、あるいは保育所等で感染防止に日々御苦勞なさっておる保育士の皆さん、こういうところは対象にならんのか。どうなるんですかね。申請すればできるということになれば、活用されてもいいんじゃないかという思いもするんですが、そここのところはどうなるのか、お聞かせをお願いしたいと思いますので、よろしく願います。

それで市長にお聞きしておきたいことがあるんですが、これは国への要望を49項目採択、広島県市長会議というふうなことで、コロナワクチンの健康被害調査委員会の設置や、広島海づくり事業の継続など、県への要望21項目を決めて、広島市で予定する行政懇談会で県に伝えたと、こういう記事が報道されとるんですよ。

その中で、8月30日に開かれた県内全14市の市長が出席した地域公共交通の維持とか確保など、国への要望を49項目を全会一致で採択したと、こうあるんですが、この会議で具体的に、このワクチンの感染防止を初めとした市としての具体的な要望項目というのは、ほかに何かあるんですか。あればもう1つ紹介してもらいたいんですが。よろしく願います。

○議長（賀屋幸治） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは教育委員会の取り組みということで、教育委員会の取り組みというのはあくまでも学校内で感染を防ぐと、広がりを防ぐというのが大きな私どもの仕事でございます。当然その際には、臨時休校という措置も取ります。必ずそのあたりについては広島県西部保健所、保健所と連携を取りながら、保健所の指示の下に動くというものでございます。

そういうことをまず御理解いただきたいと。自宅療養がどうかというあたりは、私ども

としてはなかなかお答えができないというか、そこまでの権限はないと考えております。子供たちの安全確保という意味で、保健所と連携を取って適切にそのあたり、迅速に取り組みを進めていくということでございます。

以上でございます。

○議長（賀屋幸治） 保健医療課長。

○保健医療課長（松重幸恵） 広島西医療センターで行っている集団接種についての御質問がありましたので、こちらをお答えいたします。

広島西医療センターで行っている集団接種の対象は、大竹市民となっております。企業が対象というのは職域接種ということで、企業のほうで実施されております。ですので、広島西医療センター、こちらでは一般の市民の方、こちらのほうを対象に実施しております。その中でも大竹市独自で優先接種対象者を決めておりまして、その中で保育士あるいは幼稚園教諭、教職員、警察官、そして、中学3年生、高校3年生を対象に実施しております。中学3年生、高校3年生におきましては、受験の時期に感染しますと影響があるということで、夏休み中に接種をしたという状況です。

これら先ほど申し上げました優先接種につきましては、8月中に1回目と2回目を終了しております。

以上でございます。

○議長（賀屋幸治） 市長。

○市長（入山欣郎） 広島県の市長会で国に要望する事項につきましては、まず、各市から担当部署で要望事項を集めまして、さらに副市長会議でそれを練りまして、最終的にトータルで各市から出た要望事項をまとめて、厳選した中で国に要望するという仕組みとなっております。幅広くいろんなところでの要望事項を全部まとめたものでございます。

例えば国民健康保険の連合会のシステムが変わる、この補助金については国のほうでちゃんと財源を持ってくれとか、そういう細かいことまで含めてトータルで近々の課題をもって、国に要望するものをまとめたものでございますので、格別これこれということは、大変数が多くございますので、ここで御披露申し上げるには少し時間がないかと。全部で百幾つございますので、そういうことで要望するものでございます。

○議長（賀屋幸治） 山本議員。

○16番（山本孝三） 最後になると思うんですが、例の玖波の国道2号線沿いの市営住宅解体後の跡地については、整理をした上で処分ができるということなのかどうか、そのところもう一度確認の御答弁をお願いしたいと思います。

いろいろ私なりの不勉強を踏まえた質問をさせていただきましたが、御答弁どうもありがとうございました。では最後、よろしく申し上げます。

○議長（賀屋幸治） 監理課長。

○監理課長（小田健治） 国道2号線沿いの市営住宅跡地でございます。

問い合わせがあったものにつきましては、昨年度、公募しておりますので、希望者がございましたら御提供できる状況にはなっております。

以上です。

- 議長（賀屋幸治） それでは、以上で一般質問を終結いたします。  
議事の都合により、換気をするため、暫時休憩いたします。  
再開は11時10分を予定いたしております。

~~~~~○~~~~~

10時55分 休憩

11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

- 議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第6〔一括上程〕

認 第 8 号 令和2年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について

議案第53号 令和2年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第54号 令和2年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第57号 令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

- 議長（賀屋幸治） 日程第3、認第8号令和2年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についてから、日程第6、議案第57号令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）に至る4件を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

- 上下水道局長（古賀正則） 認第8号、議案第53号、議案第54号及び議案第57号につきまして、一括して説明申し上げます。

認第8号令和2年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

工業用水道事業につきましては、旧第2期工業用水道事業の企業債償還利息や、減価償却費が収支を大きく圧迫しておりますが、経費の節減等引き続き健全経営に努め、令和2年度も黒字決算となりました。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

給水状況でございますが、年間有収水量は、1,043万359立方メートルで、前年度から21万4,839立方メートル減少しております。

続きまして、経理の状況でございますが、収益的収支は収入総額5億953万530円、支出総額4億405万1,585円で、差し引き1億547万8,945円の純利益となりました。これに令和元年度からの繰越欠損金を加算しますと、令和2年度末の未処理欠損金は8,050万7,736円となります。

次に、資本的収支でございますが、収入総額2億1,730万712円、支出総額5億9,514万5,447円で、差し引き3億7,784万4,735円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額381万4,178円、過年度分損益勘定留保資金1億5,085万2,188円、当年度分損益勘定留保資金2億2,317万8,369円で補填いたしました。

以上で、認第8号の説明を終わります。

次に、議案第53号令和2年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

まず、剰余金の処分につきまして御説明申し上げます。

令和2年度の水道事業会計におきましては、年度末の未処分利益剰余金は1億5,851万4,090円となりました。この剰余金につきまして、別冊の決算書8ページ、剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

処分の内容でございますが、未処分利益剰余金のうち、減債積立金に170万円、建設改良積立金に1,650万円をそれぞれ積み立てるものでございます。

続きまして、決算の概要について御説明申し上げます。

水道事業につきましては、給水人口の減少などにより年々使用水量が減少し、あわせて料金収入も減少傾向にあります。今年度においては新型コロナウイルス感染症対策による外出控えに伴い、家事用の使用水量が増加し、料金収入は増加していますが、営業収支では依然として営業損失を計上しています。こうした中、安全で良質な水の安定供給を図りながら、引き続き経費の節減等に努めた結果、令和2年度も利益を計上することができました。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

給水状況でございますが、年間有収水量は325万9,329立方メートルで、前年度から6万3,122立方メートル増加しております。

続きまして、建設改良事業でございますが、総額で1億5,444万7,049円を支出いたしました。主な事業としましては、白石一丁目地内排水管改良工事が2,957万3,500円、岩国大竹道路事業に伴う送配水管・工業用水道管移設工事が2,163万8,759円などでございます。

続きまして、経理の状況でございますが、収益的収支は収入総額5億2,927万14円、支出総額4億9,624万2,679円で、差し引き3,297万7,335円の純利益となりました。これに令和元年度からの繰越利益剰余金を加算しますと、令和2年度末の当年度未処分利益剰余金は1億5,851万4,090円になります。

続きまして、資本的収支でございますが、収入総額5,890万2,451円、支出総額2億313万8,747円で、差し引き1億4,423万6,296円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,142万6,877円、過年度分損益勘定留保資金1億3,280万9,419円で補填いたしました。

次に、議案第54号令和2年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

まず、剰余金の処分につきまして御説明申し上げます。

令和2年度の公共下水道事業会計におきましては、年度末の未処分利益剰余金は4億5,639万6,944円となりました。この剰余金につきまして、先ほどの水道事業会計と同様に、別冊の決算書82ページ、剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。処分の内容でございますが、未処分利益剰余金のうち減債積立金に270万円、建設改良積立金に2,660

万円を積み立てるものでございます。

続きまして、決算の概要について御説明申し上げます。

公共下水道事業につきましては、水道事業と同様に処理区域内人口の減少等による使用水量の減少で、使用料収入の減少傾向がありますが、今年度においては家事用の水道使用量が増加したことに伴い、使用料収入は増加しています。しかし、施設の老朽化対策が課題となっており、厳しい経営状況が続いています。こうした中、下水処理場等の包括的民間委託など、引き続き経営の合理化に努め、令和2年度も利益を計上することができました。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

処理状況でございますが、年間総処理水量は738万3,078立方メートルであり、うち汚水分年間有収水量は291万4,032立方メートルで、前年度から6万5,698立方メートル増加しております。

続きまして、建設改良事業ですが、総額で2億7,749万6,087円を支出いたしました。主な事業としましては、大竹下水処理場機械電気設備改築更新実施設計業務や、大竹下水処理場共同処理整備基本設計業務などがございます。

続きまして、経理の状況でございますが、収益的収支は、収入総額9億6,267万3,257円、支出総額9億956万8,496円で、差し引き5,310万4,761円の純利益となりました。これに令和元年度からの繰越利益剰余金を加算しますと、令和2年度末の当年度未処分利益剰余金は4億5,639万6,944円となります。

続きまして、資本的収支でございますが、収入総額1億7,942万347円、支出総額4億8,693万7,739円で、差し引き3億751万7,392円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,471万4,645円、過年度分損益勘定留保資金1億2,246万6,140円、当年度分損益勘定留保資金1億7,033万6,607円で補填いたしました。

最後に、議案第57号令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、下水処理場の監視制御システムの更新を行うものでございます。現在、下水処理場の各種設備については、コンピューター及びサーバーで構成する監視制御システムにより運転管理等を行っておりますが、5月頃よりこのシステムに不具合が生じており、下水処理場の運転管理に支障をきたすおそれがあるため、当該監視制御システムの不具合部分を更新するものでございます。

このことにより本年度の業務の予定量の増加が見込まれるため、資本的支出予算の建設改良費を2,000万円増額し、総額を10億9,331万6,000円とするものでございます。

また、資本的支出の増加に対する財源として、資本的収入予算の企業債1,540万円及び、負担金として、和木町からの負担金460万円を増額し、資本的収入の総額を12億203万2,000円とするものでございます。

また、資本的収入のうち企業債の補正に伴い、企業債の限度額を増額しようとするものです。

以上で、認第8号、議案第53号、議案第54号及び議案第57号の説明を終わります。よろ

しく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） この際、監査委員から決算審査の報告を求めます。

監査委員。

○監査委員（薬師寺基夫） 代表監査委員の薬師寺でございます。

それでは、令和2年度大竹市水道事業会計、工業用水道事業会計及び公共下水道事業会計の決算審査の概要を、順次御説明いたします。

審査意見書の説明の前に、意見書の中に3つの重要な財務諸表が出てまいります。

既に御存じだと思いますけれども、簡単に触れておきますと、1つ目の損益計算書は、企業が本業でもうける力を表しております。2つ目の貸借対照表は、資産と負債の関係のバランスを表したもので、借りたお金が、あるいはもうけたお金がどのような資産に変わったのかということを表しております。3つ目のキャッシュフロー計算書は、いわゆる資金繰りや運転資金としてとても大事なキャッシュの量を表したもので、いわゆるお金を貸す金融業から見ると、とても大事な指標となるものであります。

以上のことを御認識いただいた上で、審査意見書の説明に入ります。

審査意見書の1ページをお開きください。

本審査は令和3年5月31日から7月26日までの期間において、関係帳簿類の点検と証票類の照合等を行うとともに、細部にわたって関係職員から説明を聴取するなど、大竹市監査委員監査基準に準拠して実施いたしました。

審査の結果、決算書その他財務諸表及び事業報告書は、それぞれ地方公営企業関係法令に準拠して適正に作成されており、また、その計数は正確で、当年度の経営成績と、当年度末現在の財政状態を適正に表示していることを認めました。

それでは、水道事業会計の経営状況を御説明いたします。

意見書ですと4ページをお開きください。

3、経営成績（損益計算書）とあります。この項目に収支の状況を記載しておりまして、併せまして審査資料の36ページ、37ページをお開きください。

その資料3、比較損益計算書とある上段の水道事業会計の収支を表示しておりますので、こちらで御説明いたします。

まず、37ページの貸方を御覧いただきますと、当年度の総収益は5億2,927万円、それから36ページの借方の総費用は4億9,629万3,000円となっております。総収益から総費用を差し引いた当年度の純利益は3,297万7,000円の黒字決算となっておりますが、前年度と比べますと1,640万4,000円、率にしますと33.2%の減となっております。

続きまして、工業用水道事業会計の経営状況を御説明いたします。

意見書ですと13ページをお開きください。

3の経営成績（損益計算書）とある項目ですが、収支の状況を記載しております。それから併せて先ほどの審査資料の36ページ、37ページの下段ですけれども、比較損益計算書のところで、工業用水道事業会計の収支というのを示しております。

37ページ下段の貸方を御覧いただきますと、当年度の総収益は5億953万1,000円、それから36ページの借方の総費用が4億405万2,000円となっております。

総収益から総費用を差し引いた当年度の純利益は1億547万9,000円の黒字決算となっており、前年度に比べますと1,629万7,000円、これも率にしますと18.3%の増となっております。

続きまして、公共下水道事業会計の経営状況でございます。

意見書ですと22ページをお開きください。

3の経営成績（損益計算書）、この項目に収支の状況を記載しておりますが、併せまして、審査資料ですと38ページと39ページをお開きください。その資料4の比較損益計算書に基づいて、公共下水道事業会計の収支を御説明いたします。

39ページの貸方を御覧いただきますと、当年度の総収益が9億6,267万3,000円、38ページの借方の総費用が9億956万8,000円となっております。

総収益から総費用を差し引きますと、当年度の純利益が5,310万5,000円の黒字決算となっております。これも前年度と比べて1,713万9,000円、率にして24.4%の減となっております。

以上、3事業会計における当年度の経営状況を御説明してまいりましたが、貸借対照表に基づく財務分析やキャッシュフロー計算書など、その他の審査項目につきましては、時間の都合がございますので割愛させていただきます。後ほど御覧いただきたいと思っております。

最後に、意見書の30ページをお開きいただきまして、その4のむすびという欄を御覧ください。

ここでは3事業会計における現状と課題について触れておりますが、急速な人口減少に伴うサービス需要の減少と料金収入の大幅な減少に加えて、老朽化したインフラ資産の更新に伴う投資費用の増大など、本市においても公営企業を取り巻く全国的な流れと同様の傾向を示しているところであり、令和2年12月には経営戦略が策定され、本市の公営企業会計の経営改革に向けての取り組みが始まったところであります。

(4)の総括意見のところを御覧ください。

3事業会計の資産につきましては、いずれも社会基盤を支える重要インフラであって、将来にわたる持続的なサービスの提供が求められます。そのためには更新・改築計画に基づく投資の平準化に取り組むとともに、施設・設備の長寿命化に向けた着実な更新と適正な管理によって、将来を見通した安定的な経営の実現を図ることが必要不可欠であります。

同時に、こうした諸課題を解決するためには、適切な料金体系の確保を含めた財源の裏づけが必要となってくるものと考えます。

本市においても、適正な料金水準の見直しのための市民に対する説明は、欠かせない前提条件となります。今後も引き続き経営比較分析を的確に行うとともに、3事業会計の経営戦略に示されたとおり、進捗管理と見直しを着実にを行い、その根拠となるデータを市民に広く示すなど、これまで以上に丁寧な説明に取り組むことを要望したところでございます。

以上で、簡単ではございますが、各事業会計の決算審査の説明を終わります。

○議長（賀屋幸治） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

認第8号から議案第57号に至る4件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第7～日程第9〔一括上程〕

議案第47号 監査委員の選任の同意について

議案第48号 公平委員会委員の選任の同意について

議案第49号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（賀屋幸治） 日程第7、議案第47号監査委員の選任の同意についてから、日程第9、議案第49号教育委員会委員の任命の同意についてに至る3件を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を受けます。

市長。

○市長（入山欣郎） 議案第47号から議案第49号までの3件につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第47号監査委員の選任の同意について御説明申し上げます。

地方自治法第196条の規定により、監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、識見を有する者及び議員のうちからこれを選任することとなっております。

この監査委員のうち、識見を有する者の中から選任いたしておりました薬師寺基夫氏が、12月11日をもって任期満了となります。薬師寺氏は、平成29年12月12日から大竹市監査委員としてその職務に精励され、人格・識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き選任いたしたく、市議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第48号公平委員会委員の選任の同意について御説明申し上げます。

御承知のように、公平委員会は、地方公務員法で3人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。この委員のうち、西岡順子氏が令和3年10月25日をもって任期満了となります。西岡氏は平成29年10月26日から公平委員会委員として、その職務に精励され、経験・人格・識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第49号教育委員会委員の任命の同意について御説明申し上げます。

御承知のように、教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育長及び4人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。

このたびこの委員のうち、小城和之氏が9月30日をもって任期満了となります。小城氏は、令和2年7月1日から教育委員会委員としてその職務に精励され、経験・人格・識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

以上で、議案第47号から議案第49号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御同意



賜りますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

議案第47号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議案第47号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第48号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第49号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議案第49号はこれに同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第10～日程第11〔一括上程〕

議案第50号 大竹市認定こども園設置条例の制定について

議案第51号 大竹市子育て支援センター条例の一部改正について

○議長（賀屋幸治） 日程第10、議案第50号大竹市認定こども園設置条例の制定について及び日程第11、議案第51号大竹市子育て支援センター条例の一部改正についてを一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） 議案第50号及び議案第51号につきまして、一括して御説明申し上げます。

議案第50号大竹市認定こども園設置条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、大竹市公立保育所等再編における小方地区新施設整備事業として、市役所庁舎敷地内に現在建設しております新施設に、大竹市立立戸保育所となかはま保育所を移転統合し、令和4年4月1日から、新たに大竹市認定こども園として設置することに伴い、本条例を制定するものでございます。

それでは、条例の内容について説明いたします。

第1条は、設置目的を規定しております。第2条は、認定こども園の名称を小方認定こども園とし、施設の位置及び類型を規定しております。第3条は、園長その他の必要な職員の配置について、第4条は、認定こども園で実施する事業について、第5条から第7条については、定員、開園時間、休園日を規定しております。第8条から第10条は、入園の資格、入園の承諾、入園の制限を規定しております。第11条は、委任規定でございます。

最後に、附則でございますが、第1項は、本条例の施行期日を令和4年4月1日とし、第2項は、準備行為として、認定こども園への入園に関する手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は施行前に実施できることを、第3項は、本条例の制定に伴い、大竹市保育所設置条例から立戸保育所及びなかはま保育所を削除し、また、第4項は、大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例から、大竹市認定こども園も対象となるよう、必要な改正を行います。

次に、議案第51号大竹市子育て支援センター条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、市役所庁舎敷地内に現在新設中の新施設に、立戸保育所となかはま保育所を移転統合する大竹市認定こども園の設置のほか、大竹市子育て支援センターを移転するため、大竹市子育て支援センターの位置を、大竹市立戸一丁目8番5号から、大竹市小方一丁目11番1号に改めるものでございます。

施行期日は令和4年4月1日としております。

以上で、議案第50号及び議案第51号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございませんか。

山本議員。

○16番（山本孝三） この議案第50号に関しましては、本会議場で質疑をさせてもらうというのを申し出て、通告用紙までいただいたんですが、議長のほうに届けを出さずじまいで申し訳ないと思っておりますが、改めて許可をいただきましたので、よろしく申し上げます。

それで、私がこの場でお伺いを兼ねて、大竹市として近隣市町に比較すれば、すぐれた保育行政の一環としての内容を維持しながら今日に至っているという、歴史を踏まえた質問をさせていただきますので、御答弁のほうよろしくをお願いします。

その第1は、国の基準にすぐれて保育士の配置、処遇のあり方、第2は、施設のスペースが、国の補助基準を超えて、これまでスペースが確保されてきておるといふ実績が、歴史的にもございます。そうしたことが、今回のこの新たに建設されている過程ではございますが、議案第50号に関わる内容として、維持・強化される方向で取り組まれているのかどうか。それとも国の補助基準どおり、スペースについても、保育士の配置についても、処遇についても後退をするということになるのか、その辺のことを、この場で明らかにしてもらいたいと思うんですが、できれば私は二階堂市政以来維持し続けられてきた保育行政の優れた部分、国の基準を超えた措置については、維持・強化を図ることはあっても後退はさせないという取り組みをぜひお願いしたいと思うので、そこらあたりのお考えなり、建設中ではございますが、その取り組みについて説明を求めたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（賀屋幸治） 山本議員、急な質疑なものですから、用意がされてないかとは思いますが、わかる範囲でお答えをいただきたいと思います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） すみません、ではお答えしたいと思います。

通告していただいてなかったものですから、少し古いデータが、手元にありましたので、そのことについてお答えさせていただきます。

まず、職員数についてですけれども、すみません、古いデータで申し訳ないんですが、平成29年の必要人数、国の基準及び配置人数、現実的な配置人数を比較いたしますと、市全体の合計で、職員数で必要だとみなされているものが39.5なんですけれども、大竹市では配置人数45.5ということで、配置の基準は当然満たしているという状況で、先ほど言われたように、職員数はある程度余裕を持って組んでいるという状況でございます。

それから、現在建設中の施設でございますけれども、当然さまざまな規定とか国の基準等がございます。そういった基準を満たしたもので建設しているということで、御理解いただければと思いますので、すみません、今、そのデータについて手元に詳細を持っておりませんので、そういうことで、基準をクリアした上で建設を進めておるということで、御理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 山本議員。詳しいデータ等は今ないということなんで。その旨よろしくをお願いします。

○16番（山本孝三） 要は、大竹市の一貫した、次の世代を担う子供たちに対する、あるべき行政の姿勢を崩さないように、維持・強化・発展を願っての質問でございますので、そのところを御理解いただきまして、鋭意、国の基準を超えた、近隣市町に負けない保育行政を進めてもらいたいということを、くどいようですが、重ねてお願いをしておきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（賀屋幸治） 趣旨はよく伝わっておりますので、よろしくお願ひします。
他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第50号及び議案第51号は、生活環境委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

## 日程第12 議案第52号 大竹市税条例等の一部改正について

○議長（賀屋幸治） 日程第12、議案第52号大竹市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（三原尚美） 議案第52号大竹市税条例等の一部改正について説明申し上げます。

令和3年度地方税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、大竹市税条例等の一部を改正しようとするものです。

主な改正点として、個人の市民税関係が2点、固定資産税関係が2点ございます。

まず、個人の市民税に関する改正点です。

1点目として、国外居住親族の扶養控除についてです。原則として、対象となる扶養親族から、30歳以上70歳未満の国外居住者を除くこととされました。これに伴い、令和6年度以降の個人住民税の均等割及び所得割の非課税限度額について、基準の判定に用いる扶養親族の範囲を、扶養控除と同様に取り扱うものでございます。

2点目として、納税義務者または生計を同一にする親族が、特定の一般用医薬品等を購入した場合に適用される、医療費控除の特例についてです。

令和5年度分以降において、対象品を見直すとともに、適用期間を5年延長し、令和9年度分までにするものです。

次に、固定資産税に関する改正点です。

1点目として、浸水被害防止及び軽減のため、令和6年3月31日までに、市長等の認定を受けて、民間事業者などが整備する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置が創設されました。

課税標準を3分の1を基準として、6分の1以上2分の1以下の範囲で条例に定めるところとされておりますが、現在本市には、特定都市河川の指定はございません。そのため参酌基準どおり、価格の3分の1と規定をいたしました。

2点目として、中小事業者等の先端設備等への課税標準の特例措置についてです。

根拠法が生産性向上特別措置法から、中小企業等経営強化法に変わったことに伴う改正とともに、適用期間を2年延長し、令和5年3月31日までとしています。

また、第2条では法人税法における連結納税制度の見直しに伴う令和2年条例の改正規定について、地方税法の改正による引用条項の整理を行っています。

最後に、附則第1条に施行期日を、第2条に経過措置を規定しています。

以上で、議案第52号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第52号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第55号 令和3年度大竹市一般会計補正予算（第4号）

日程第14 議案第56号 令和3年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（賀屋幸治） 日程第13、議案第55号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第4号）及び日程第14、議案第56号令和3年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（太田勲男） 議案第55号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第4号）及び議案第56号令和3年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、25ページからの議案第55号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ2億6,417万1,000円を追加し、予算総額を159億1,488万8,000円にするとともに、債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により32ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費は、1億8,915万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、地方創生事業基金積立金1億8,725万円を計上し、経年劣化している本町2丁目集会所の塀等撤去に要する経費として、集会所塀等解体撤去工事440万円を計上するものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により中止となった事業に要する経費を減額するものでございます。

第3款民生費は、6,360万8,000円を増額するものでございます。

主な内容といたしましては、複合的相談支援体制の構築を行うため、重層的支援体制移行業務委託料等を525万円、介護療養型医療施設が令和6年3月31日で廃止されることに伴い、介護医療院への転換費用として、地域医療介護総合確保事業補助金5,602万8,000円を計上するものでございます。

第8款土木費は875万円を増額するものでございます。内容といたしましては、廿日市市・大竹市間道路整備負担金を470万円、旧穂仁原小学校跡地利用に係る設計業務等委託料等を405万円計上するものでございます。

第9款消防費は、6万7,000円を減額するものでございます。内容といたしましては、河川監視カメラシステムの更新のための経費347万2,000円を計上するものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により中止となった事業等に要する経費を減額するものでございます。

第10款教育費は、227万円を減額するものでございます。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により今後予定されている小学校及び中学校の修学旅行が延期・中止となった場合に、保護者の負担が生じないように、キャンセル料として補償金377万7,000円を計上するものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により中止となった事業等に要する経費を減額するものでございます。

第11款災害復旧費は、8月の豪雨により災害復旧が必要な箇所が確認されたため、測量設計業務委託料500万円を計上するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

続きまして、30ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第15款国庫支出金は、歳出に計上しております事業に対する国庫補助金758万円を計上するものでございます。

第16款県支出金は、歳出に計上しております事業に対する県補助金5,602万8,000円を計上するものでございます。

第19款繰入金は、このたびの補正予算について、地方創生事業基金の繰り入れ及び財政調整基金による財源調整を行うものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により事業が中止となったことに伴い、教育環境充実基金繰入金の減額をするものでございます。

第20款繰越金は、前年度決算剰余に係る繰越金として、440万円を計上するものでございます。

第21款諸収入は、1億8,718万4,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、宮島ボートレース企業団からの配分金を1億8,725万円計上するものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により中止となった事業等に係る収入を減額するものでございます。

第22款市債は、歳出予算の事業の執行見込み等にあわせて420万円を増額するものでございます。

28ページの第2表債務負担行為の補正は、河川監視カメラシステムについて、5年間のライセンス使用料等を含めた契約をできるようにするため、債務負担行為を設定するものでございます。

第3表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について

変更するものでございます。

以上が、議案第55号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。

次に、37ページからの議案第56号令和3年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ1,089万7,000円を追加し、予算総額を26億3,077万8,000円にするものでございます。

内容といたしましては、概算交付されていた国及び県負担金等の前年度精算分として、国庫補助金等返還金を1,089万7,000円計上し、歳入として前年度繰越金を計上するものでございます。

以上で、議案第55号及び議案第56号の補正予算の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第55号は総務文教委員会に、議案第56号は生活環境委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第15～日程第16 〔一括上程〕

議案第58号 大竹市議会会議規則の一部改正について

議案第59号 大竹市議員報酬等の特例に関する条例の一部改正について

○議長（賀屋幸治） 続けて行います。

日程第15号、議案第58号大竹市議会会議規則の一部改正について及び日程第16、議案第59号大竹市議員報酬等の特例に関する条例の一部改正についてを一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、山崎年一議員。

○議会運営委員長（山崎年一） 議案第58号及び議案第59号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第58号大竹市議会会議規則の一部改正についてでございますが、女性を初めとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、本会議や委員会への欠席事由として、育児・看護・介護等を明文化するとともに、出産について産前産後期間にも考慮した規定の整備を図るほか、行政手続において原則として押印を廃止する政府の動向を踏まえ、市議会に対する請願への署名・押印の見直しについて、全国市議会議長会の標準市議会会議規則が改正されたことに伴い、大竹市議会会議規則中、会議及び委員会への欠席及び請願者の記載事項等の規定の一部を改正するものでございます。また、令和元年9月定例会から、タブレット端末の本格運用への移行に伴い、情報通信機器の使用についての規定を新たに加えるものでございます。

施行期日は公布の日としております。

続きまして、議案第59号大竹市議員報酬等の特例に関する条例の一部改正についてでございます。

大竹市議会会議規則の一部を改正することに伴いまして、出産を事由として議員活動を長期間休止する欠席の届けがされた場合、議員報酬等の減額の適用を除外するよう改めるものでございます。

こちらの施行期日も公布の日としております。

以上で、議案第58号及び議案第59号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。よって、本2件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

議案第58号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第59号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 令和3年請願第3号 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請についての

請願

○議長（賀屋幸治） 日程第17、令和3年請願第3号、少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願を議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略します。

令和3年請願第3号は、総務文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月11日から9月23日まで13日間休会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、9月11日から9月23日までの13日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。この際御通知申し上げます。

この後、午後1時半から、正副委員長互選のため、第1委員会室において、基地周辺対策特別委員会を、その終了後、議会改革特別委員会を、その終了後、広報広聴特別委員会を開会いたします。

また、9月13日は午前10時から総務文教委員会、9月14日は午前10時から生活環境委員会、9月15日は午前10時から基地周辺対策特別委員会、その終了後、議会改革特別委員会、また、9月17日は午前10時から議会運営委員会が、それぞれ第1委員会室で開催されます。

ただいま御出席の各位には、特に書面による通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

9月24日は午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による通知は行いません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

12時08分 散会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月10日

大竹市議会議長 賀屋 幸治

大竹市議会議員 寺岡 公章

大竹市議会議員 山本 孝三

令和3年9月
大竹市議会定例会（第3回）議事日程

令和3年9月24日10時開会

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 | 付 記 |
|-----|-----------|--|-------------------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 議案第60号 | 監査委員の選任の同意について | 即 決 |
| 第 3 | 議案第55号 | 令和3年度大竹市一般会計補正予算（第4号） | 総務文教
（原案可決） |
| 第 4 | 認 第 8号 | 令和2年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について | （ 認 定 ） |
| 第 5 | 議案第50号 | 大竹市認定こども園設置条例の制定について | （原案可決） |
| 第 6 | 議案第51号 | 大竹市子育て支援センター条例の一部改正について | （原案可決） |
| 第 7 | 議案第52号 | 大竹市税条例等の一部改正について | （原案可決） |
| 第 8 | 議案第53号 | 令和2年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | 生活環境
（原案可決及び認定） |
| 第 9 | 議案第54号 | 令和2年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | （原案可決及び認定） |
| 第10 | 議案第56号 | 令和3年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号） | （原案可決） |
| 第11 | 議案第57号 | 令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号） | （原案可決） |
| 第12 | 令和3年請願第3号 | 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願 | 総務文教
（ 採 択 ） |
| 第13 | 認 第 9号 | 令和2年度大竹市一般会計決算 | 決算特別委
設置・付託
（一 括） |
| 第14 | 認 第10号 | 令和2年度大竹市国民健康保険特別会計決算 | |
| 第15 | 認 第11号 | 令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計決算 | |
| 第16 | 認 第12号 | 令和2年度大竹市農業集落排水特別会計決算 | |
| 第17 | 認 第13号 | 令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算 | |
| 第18 | 認 第14号 | 令和2年度大竹市土地造成特別会計決算 | |
| 第19 | 認 第15号 | 令和2年度大竹市介護保険特別会計決算 | （ 報 告 ） |
| 第20 | 認 第16号 | 令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算 | |
| 第21 | 報告第 8号 | 令和2年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について | |
| 第22 | | 閉会中の継続審査の申し出について | |

第23 生活環境委員会の閉会中の継続審査について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第60号(説明・表決)
- 日程第 3 議案第55号(報告・表決)
- 日程第 4 認 第 8号から日程第11 議案第57号(報告・表決)
- 日程第12 令和3年請願第3号(報告・表決)
- 追加日程第 1 意見書案第3号
- 日程第13 認 第 9号から日程第20 認 第16号(説明・付託)
- 日程第21 報告第 8号(報告)
- 日程第22 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第23 生活環境委員会の閉会中の継続審査について

○出席議員(16人)

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 賀屋幸治 | 2番 | 藤川和弘 |
| 3番 | 原田孝徳 | 4番 | 小中真樹雄 |
| 5番 | 中川智之 | 6番 | 小田上尚典 |
| 7番 | 北地範久 | 8番 | 西村一啓 |
| 9番 | 和田芳弘 | 10番 | 網谷芳孝 |
| 11番 | 児玉朋也 | 12番 | 山崎年一 |
| 13番 | 日域 究 | 14番 | 細川雅子 |
| 15番 | 寺岡公章 | 16番 | 山本孝三 |

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

| | | |
|-------------------|-------|-------|
| 市 | 長 | 入山欣郎 |
| 副 | 市長 | 太田勲男 |
| 教 | 育長 | 小西啓二 |
| 総 | 務部長 | 中村一誠 |
| 市 | 民生活部長 | 三原尚美 |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長 | | 豊原 学 |
| 建 | 設部長 | 山本茂広 |
| 上 | 下水道局長 | 古賀正則 |
| 消 | 防長 | 佐伯和規 |
| 総務課長併任選挙管理委員会事務局長 | | 柿本 剛 |
| 企 | 画財政課長 | 三井佳和 |
| 監 | 査委員 | 薬師寺基夫 |

○出席した事務局職員

| | | |
|---|-------|------|
| 議 | 会事務局長 | 三上 健 |
| 議 | 事係長 | 加藤 豪 |

10時00分 開議

○議長（賀屋幸治） 定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。
これより議事日程にしたがって会議を進めます。

~~~~~○~~~~~

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（賀屋幸治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において2番、藤川和弘議員、  
3番、原田孝徳議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第60号 監査委員の選任の同意について

○議長（賀屋幸治） 日程第2、議案第60号監査委員の選任の同意についてを議題といたし
ます。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、8番、西村一啓議員に
は退席を願っておりますので、御了承願います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（入山欣郎） 議案第60号監査委員の選任の同意について提案理由の御説明を申し上
げます。

地方自治法第196条の規定により、監査委員は普通地方公共団体の長が議会の同意を得
て、識見を有する者及び議員のうちからこれを選任することとなっております。

このうち市議会議員の中から選任いたしておりました網谷芳孝氏が、9月23日をもって
退職されたので、後任の監査委員として市議会議員の西村一啓氏を選任いたしたく、御提
案を申し上げるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第60号の説明を終わります。よろしく御審議の
上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。こ
れに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第60号監査委員の選任の同意については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議案第60号はこれに同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第55号 令和3年度大竹市一般会計補正予算（第4号）

○議長（賀屋幸治） 日程第3、議案第55号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、児玉朋也議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和3年9月10日、第3回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                    | 審査の結果 |
|--------|-----------------------|-------|
| 議案第55号 | 令和3年度大竹市一般会計補正予算（第4号） | 原案可決  |

令和3年9月13日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

総務文教委員長 児玉 朋也

○総務文教委員長（児玉朋也） それでは、9月10日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案1件につきまして、9月13日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、御報告申し上げます。

議案第55号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第4号）でございますが、本件ではまず、「3款民生費の、介護施設整備等補助事業で5,602万8,000円が計上されていて、メープルヒル病院の整備のためと聞いているが、詳しい内容について伺う」との質疑に対しまして、「介護施設整備等補助事業は、メープルヒル病院の現在の介護療養型医療病床が法改正によって廃止されることが決まっており、現在ある92床のうち42床を、介護医療院に転用する整備費用として補助をする。また、42床の約半数に酸素吸入器が導入できるように整備をする。酸素吸入器は配管等を含めて整備するため、特殊な工事が必要となり、4,000万円前後の費用になると伺っている」との答弁がございました。

次に、「10款教育費の、小学校教育振興事業と中学校教育振興事業は、新型コロナウイルス

ルス感染症の影響により、修学旅行が延期・中止になった場合のキャンセル料と説明を受けたが、延期の期間について伺う。また、延期や中止の基準についての保護者の受け止め方を伺う」との質疑に対しまして、「現在、全国的に多くの学校が延期や行き先の変更をしているため、希望する時期と場所に延期することは難しい状況である。旅行会社に協力していただき、できる限り年度内に実施したいと考えている。ただし、小学校の修学旅行は6年生が参加するため、年度内に実施ができなければ中止となる。中学校の修学旅行は2年生が参加するため、年度内の実施ができなければ、保護者の意見も参考に、3年生の行事等を勘案して、3年生に延期することも考えている。

また、中止や変更の目安については、校長会で県の基準に準じて5つの目安を示している。1つ目が、国が広島県に緊急事態宣言を発し、外出制限を要請している場合。2つ目が、旅行先の県知事が国民に向けて当該旅行先への旅行を自粛するように要請する場合。3つ目が、広島県知事が県民に向けて県外への移動を自粛するように要請する場合。4つ目が、修学旅行の期日を含む期間に学校の全部または当該学年が臨時休業となる場合。5つ目が、大竹市の状況、大竹市民の生活圏の状況、学校の状況等を考えたときに、実施すべきではないと学校として判断する場合。この目安については、修学旅行の説明会において学校側から保護者に説明をしており、これについて保護者からの意見は特になかった」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案1件の、審査報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4～日程第11〔一括上程〕

- 認 第 8号 令和2年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について
 議案第50号 大竹市認定こども園設置条例の制定について
 議案第51号 大竹市子育て支援センター条例の一部改正について
 議案第52号 大竹市税条例等の一部改正について
 議案第53号 令和2年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
 議案第54号 令和2年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
 議案第56号 令和3年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）
 議案第57号 令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（賀屋幸治） 日程第4、認第8号令和2年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についてから、日程第11、議案第57号令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）に至る8件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、日域究議員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和3年9月10日、第3回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件 名 | 審査の結果 |
|--------|------------------------------------|--------------------|
| 認 第 8号 | 令和2年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について | 認 定 |
| 議案第50号 | 大竹市認定こども園設置条例の制定について | 原 案 可 決 |
| 議案第51号 | 大竹市子育て支援センター条例の一部改正について | 原 案 可 決 |
| 議案第52号 | 大竹市税条例等の一部改正について | 原 案 可 決 |
| 議案第53号 | 令和2年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | 原 案 可 決
及 び 認 定 |
| 議案第54号 | 令和2年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | 原 案 可 決
及 び 認 定 |
| 議案第56号 | 令和3年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号） | 原 案 可 決 |

| | | |
|--------|----------------------------|------|
| 議案第57号 | 令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第2号) | 原案可決 |
|--------|----------------------------|------|

令和3年9月14日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

生活環境委員長 日域 究

○生活環境委員長(日域 究) それでは9月10日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案8件につきまして、9月14日に委員会を開催し、審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

初めに、議案第53号令和2年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第54号令和2年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、及び認第8号令和2年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についての3件でございますが、一括して審査をしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本3件では、まず、「小島潮遊池水路浚渫工事の概要と金額、その効果について何う」との質疑に対しまして、「工事の概要については、工事延長が215メートル、しゅんせつを860立方メートル行っており、小島潮遊池内の小島汚水中継ポンプ場から、小島雨水排水ポンプ場の間に葦が繁茂していた土砂の一部を、幅4メートル、深さ1メートルで掘削を行った。

目的として、大竹1号雨水幹線水路における、新町及び南栄地区から流れてくる雨水排水について、流路を小島雨水排水ポンプに向けて直線状に掘削することで、スムーズに排水させるために実施した。工事金額は1,144万円である。

効果としては、これまで大竹1号雨水幹線水路から流れてきた雨水排水は、繁茂した葦の中を大きく蛇行して流れていたが、流路の延長が短くなったことで、排水がスムーズになった。

また、水草がない箇所を流れることになったことから、大雨の時に雨水排水ポンプを稼働させると、吸い込み口に流着していた水草等が減り、撤去作業の軽減にもつながっている」との答弁がございました。

次に、「令和2年度の1日最大配水量が、令和元年度比で約24%増加している理由を何う」との質疑に対しまして、「令和2年度の1日最大配水量は、令和3年1月11日の1万5,627立方メートルだが、これは令和3年1月7日から10日まで続いた寒波により、市内各所で発生した家庭の給水管の凍結破損による漏水が原因だと考えられる。その当時、漏水が340件程度発生しており、水道工事店が全ての修理を完了するまで、かなりの時間を要した。

なお、令和元年度の1日最大配水量は12月31日に出ており、大みそかにおける通常利用の配水量と思われる。このため、凍結破損によって大量の漏水があったことが、令和2年度の1日最大配水量が、令和元年度比で約24%増加した理由と考えられる」との答弁がございました。

次に、「広島県内の水道広域連携について、大竹市は統合以外の連携を選択したが、今

後の他市町との連携はどうなるのか伺う」との質疑に対しまして、「統合以外の連携の例として、従来から広島市が技術研修を実施する際に、各市町に参加をするよう呼びかけるなどの取り組みが行われている。こうした連携は継続されていくものと考えている。今後、どのような連携を、企業団も含めた県内市町で行うかに関して、先日、県の企業局のヒアリングがあった。その際に伝えた内容だが、例として、緊急漏水に対応する際、資機材が必要であり、これを各市町が所有しており、フル装備したらとても大量になるため、これを各市町で分担して所有することや、また、高速道路のインターチェンジに近いところに設置し、各市町がお互い有効的に使えるようにしたらどうかといった提案をした。

また、将来的に、インターネット回線などを活用した自動検針の方法を実施する場合、自動検針器の購入費用は高額になるので、各市町が個別に購入するのではなく、共同購入することにより、単価を下げるといった連携をしたらどうかということも以前から大竹市は提案し、投げかけている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本3件は原案のとおりとすべきものと決しております。

続きまして、議案第57号令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）でございますが、本件では、「下水処理場の監視制御システムの不具合部分の更新をするとのことだが、詳細について伺う。また、計画的な更新も必要と考えるが、今後の考えについて伺う」との質疑に対しまして、「下水処理場の監視制御システムは、大竹市下水処理場の全てを監視・操作し、記録の確認やデータの出力が行える装置で、監視操作卓であるディスプレイとキーボード、及びデータの保存装置であるサーバー盤で構成されている。現在の監視制御システムは平成20年に設置されたもので、標準耐用年数の10年を経過し、現在、13年を超えている。監視操作卓は2台の産業用パソコンで構成されており、現状では1台は操作不能の状態、もう1台は動作遅延やフリーズ現象が見られるが、現在この1台で処理場の監視を続けている。

このシステムは、処理場の各設備の動作状況を操作室でオペレーターが一括で監視し、状況に応じて操作したり、機器の異常の際には警報で通知されるなど、重要な設備であり、早急に不具合を解消する必要がある。対応としては、2台の監視操作卓の更新と、互換性を保つためにサーバー盤の機能増設を行うものである。更新するシステムは、これまでと同様のシステムである。

また、計画としては、大規模な更新を令和7年か8年で行う予定であったが、今回は突然の故障のため、補正予算計上することとした。システムが止まればかなりの不具合が生じるため、2台で構成しており、1台のみなら当初予算で対応するが、もう1台も動作が不安定な状況であるため、緊急的に対応させていただきたいと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第52号大竹市税条例等の一部改正についてでございますが、本件では、「個人の市民税に関する改正点では、『国外居住親族の扶養控除について、原則としてその対象となる扶養親族から30歳以上70歳未満の国外居住者を除くこととされた』ことに伴う部分があるが、この年齢の範囲が設定された理由を伺う」との質疑に対しまして、「今回の改正は、令和2年度の税制改正に基づくものであり、このケースはあくまで国外に居住する親族を扶養する場合に適用されるものである。

改正の理由として、国としては、国外に居住する親族の所得要件の判定が、日本国内における所得ベースで行われていることを踏まえ、年齢が30歳以上70歳未満である国外居住者は所得を生み出す力があると考えられるとしていることから、原則、扶養控除の対象外にしたものと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第50号大竹市認定こども園設置条例の制定について及び、議案第51号大竹市子育て支援センター条例の一部改正についての2件でございますが、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本2件では、まず、「開園時間について、7時30分から19時までとされているが、民間の保育施設との差について伺う」との質疑に対しまして、「現在、民間の開園時間は、7時30分から19時までや、7時15分から19時15分までなど、11時間を超えている。また、現在、公立の保育施設は7時30分から18時まで、または7時30分から18時30分までの11時間以内の開園時間としている。来年4月に開設する予定のおがた認定こども園においては、民間同様に11時間を超えた開園時間が実施できる予定である」との答弁がございました。

次に、「認定こども園の定員と、年齢別内訳について伺う」との質疑に対しまして、「定員は180名である。また、年齢別内訳としては、保育認定の定員は、ゼロ歳が9名、1歳が26名、2歳が30名、3歳が30名、4歳が35名、5歳が35名で計165名、そして、教育認定の定員が3、4、5歳いずれも5名で計15名であり、合計で180名である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本2件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第56号令和3年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案8件の審査報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件を一括採決いたします。

本8件に対する委員長の報告は、認第8号は認定、議案第50号から議案第52号に至る3件は原案可決、議案第53号及び議案第54号の2件は原案可決及び認定、議案第56号及び議案第57号は原案可決であります。

本8件を委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本8件は委員長の報告のとおり決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 令和3年請願第3号 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願

○議長（賀屋幸治） 日程第12、令和3年請願第3号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、児玉朋也議員。

総務文教委員会請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番号        | 件名                                                                           | 審査の結果 | 付託年月日    |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------|-------|----------|
| 令和3年請願第3号 | 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願 | 採 択   | 3. 9. 10 |

令和3年9月13日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

総務文教委員長 児玉 朋也

○総務文教委員長（児玉朋也） それでは、9月10日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました請願1件につきましては、9月13日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、御報告申し上げます。

令和3年請願第3号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願でございます。

本件は、連合広島大竹・廿日市地域協議会議長、岡村将城氏及び、広島県教職員組合大竹廿日市支区委員長、米田実穂氏から提出された請願で、その趣旨といたしましては、「改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられた。今後、小学校だけにとどまるのではなく、中学校・高等学校等での35人学級の早期実施が必要である。さらに、きめ細かな教育をするためには、30人学級の実現が不可欠である。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

こうした中で、一人一人の子供に対してきめ細やかで丁寧な対応を行うためには、働き方改革はもちろんのこと、国段階の国庫負担に裏づけされた少人数学級の推進と、加配の増員や少数職種の配置増も含む計画的な教職員定数の改善が求められている。

また、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が小泉政権下の三位一体改革の中で2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、地方自治体の財政を圧迫している。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要である。教育の機会均等が担保され、教育水準が維持・向上されるよう施策を講じ、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要がある」というもので、同趣旨の実現のため、国に意見書を提出することを求めて請願されたものです。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方などを尋ねたところ、「まず、少人数学級の推進については、児童生徒一人一人の状況を把握し、個に応じ、個を生かした学習指導等、一層きめ細かな対応が可能になるとともに、適切な人数で効果的な集団活動も可能となる。これらのことによつて、児童生徒の学力の向上や、いじめや不登校等の生徒指導上の諸課題の未然防止等の効果的な取り組みが期待できる。教員不足と言われている中で、学習指導力・生徒指導力・学級経営力等の力量のある人材の確保ができるということであれば、お願いしたい。

次に、義務教育費国庫負担割合について、義務教育費国庫負担割合が2分の1に引き上げられるとともに、続いてどのような制度ができるのかわからないが、結果的に教職員の給与費以外の広島県の教育費が増加し、その結果、大竹市にとつても児童生徒の安全、学力向上や生徒指導等に係る教育施策の充実と教育水準の向上が期待できるということであれば、お願いしたい」というものでございました。

委員に質疑を求めたところ、「教育行政の責任ある立場で、日々苦勞している教育委員

会においても、どのような措置がとられたら教育の向上に役立つのか、内部で議論したり、県や国に対して要望や意見を上げ、実践に向けて努力をしていると思うが、実態としては、日本はOECD加盟国の中で、教育の分野は下位である。

そうした状況が続いている中、教育の向上、子供たちの個性ある教育を伸ばしていくことに関して、現場で最も実態を把握している市の教育委員会として、どのようにして改善を図るのか、効果的な国の支援を求めるようにするのか、ということが問われている。見解について伺う」との質疑に対しまして、「例えば、県の都市教育長会、中国地区都市教育長会、全国教育長会などにおいても、本請願に関する件について、国へ要望しているという状況である。それだけ今、現場においては課題が山積しており、その対応に日々取り組みを進めているが、なかなか成果が現れてこないことも現実である。また、大竹市においては、子供たちが将来に向けてしっかり育つよう、取り組みを進めている。

実際に本請願の趣旨が実現すれば、子供たちへの教育は、より発展していくものと考えている。難しいことではあるが、機会を捉えながら要望し、取り組んでいきたいと思っている」との答弁がございました。

質疑を終結し、委員に本件の取り扱いに関する意見を求めましたが、意見はありませんでした。

討論に入り、採択すべきとの立場で2名の委員から討論がございました。

その内容は、「執行部の発言にもあるように、本請願の趣旨の実現について期待をしている。大竹市議会としても採択でよいと考える」といったものと、「本請願に、『復元をはかるための』とあるように、教育費が減らされてきている。教育格差が拡大している中で、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るのは、喫緊の問題である。これが実現されるまで意見書を提出する必要があると考えるため、採択が不可欠である」といったものでした。

討論を終結し、採決の結果、本件は採択すべきものと決しました。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました請願1件の、審査報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの委員長報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、採択であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は採択と決しました。

お諮りいたします。

この際、意見書案第3号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 意見書案第3号 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書の提出について

○議長（賀屋幸治） 追加日程第1、意見書案第3号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案をSide Booksに掲載しておりますので、御確認ください。

提案者に提案理由の説明を求めます。

総務文教委員長、児玉朋也議員。

○総務文教委員長（児玉朋也） 意見書案第3号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書の提出についてにつきましては意見書案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書（案）

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が、学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけにとどまるのではなく、中学校・高等学校等での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちのゆがんだ学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

こうした中で、一人一人の子供に対してきめ細やかで丁寧な対応を行うためには、働き方改革はもちろんのこと、国段階の国庫負担に裏づけされた少人数学級の推進と、加配の増員や少数職種の配置増も含む計画的な教職員定数の改善が求められています。

また、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が小泉政権下の三位一体改革の中で2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、地方自治体の財政を圧迫しています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。教育の機会均等が担保され、教育水準が維持・向上されるよう施策を講じ、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要があります。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、2022年度の予算編成に当たり、次の事項について措置を講じられるよう、強く要請します。

1. 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善を推進すること。

2. 教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

皆様、御賛同よろしく願いいたします。

○議長（賀屋幸治） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

総務文教委員長。

○総務文教委員長（児玉朋也） 先ほど、読み間違いがございました。

「豊かな学びを実現するため」のところを、「ゆがんだ」というふうに発言いたしました。訂正お願いいたします。

○議長（賀屋幸治） ありがとうございます。さよう訂正いたします。

すみません、もう一回。

お諮りいたします。

本件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13～日程第20〔一括上程〕

認 第 9号 令和2年度大竹市一般会計決算

認 第10号 令和2年度大竹市国民健康保険特別会計決算

認 第11号 令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計決算

認 第12号 令和2年度大竹市農業集落排水特別会計決算

認 第13号 令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算

認 第14号 令和2年度大竹市土地造成特別会計決算

認 第15号 令和2年度大竹市介護保険特別会計決算

認 第16号 令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算

○議長（賀屋幸治） 日程第13、認第9号令和2年度大竹市一般会計決算から、日程第20、認第16号令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件を、一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（太田勲男） 認第9号令和2年度大竹市一般会計決算から、認第16号令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件の各会計決算の概要を御説明いたします。

令和2年度の我が国の経済は、新型コロナウイルス感染拡大を受け、緊急事態宣言を発令し、感染防止に取り組みながら需要の下支えを図りましたが、経済活動を抑制したこともあり、景気は依然として厳しい状況となっています。

本市においても、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用しながら、数号の補正予算を編成し、新型コロナウイルス感染症対策事業を実施いたしました。そのため、一般会計の歳入歳出の決算額は、いずれも200億円を越す大規模なものとなっております。

それでは、令和2年度に実施いたしました事業につきまして、重点施策の順に沿って御説明いたします。

まず、第1の施策「大竹を愛する人づくり」につきましては、地域を担う人づくり、互いを尊重し支え合う人づくりを推進いたしました。

主な取り組みといたしましては、学習用コンピューター整備事業として、国が推進するGIGAスクール構想に沿って、児童・生徒に1人1台のタブレット型端末を整備いたしました。また、授業などで活用できるように、情報通信ネットワーク環境施設整備事業として、各学校のネットワークの環境を整備いたしました。

第2の施策「生活基盤が整ったまちづくり」につきましては、地域産業の振興、暮らしやすい生活基盤の整備を進めたところでございます。

主な取り組みといたしましては、大竹駅周辺整備事業として、自由通路等の本体工事を

実施したほか、昨年度に引き続き工事に支障となる物件の補償などを行いました。

また、道路・橋りょう新設、改良事業として、踏切を拡幅し歩道を整備するとともに、踏切東側にスロープと階段を整備する青木踏切改良事業を行ったところでございます。

第3の施策「安全なまちづくり」につきましては、防災・防犯・交通安全の対策、救急・防災体制の充実に取り組みました。

主な取り組みといたしましては、救急救助体制充実事業として、高規格救急自動車を整備いたしました。

また、本庁舎耐震改修事業として、防災拠点としての機能を確保するために、昨年度に引き続き本庁舎の耐震改修等を行いました。

第4の施策「安心できるまちづくり」につきましては、心が触れ合う福祉の充実、生涯元気な心と体づくりに取り組みました。

主な取り組みといたしましては、市立保育所等整備事業として、子育てしやすいまちづくりの推進のために、本庁舎敷地内において、公立保育所と子育て支援関連施設の建設工事に着手いたしました。

第5の施策「心にゆとりを感じるまちづくり」につきましては、生涯学習の充実による心の豊かさを育む取り組み、また、環境美化の推進によるきれいで快適なまちづくりに取り組みました。

主な取り組みといたしましては、大竹会館改築等事業として、公共施設の規模適正化、防災拠点機能の強化、利用者の利便性の向上を図るために、耐震性に問題のある大竹会館の建て替えを行いました。

第6の施策「行政・社会の仕組みづくり」につきましては、市民自治の促進、健全な行財政運営の推進に取り組んだところでございます。

主な取り組みといたしましては、まちづくり基本構想等策定・推進事業として、市民と行政が共に目指す未来に向け、協働してまちづくりを進めていくための新しい指針となる大竹市まちづくり基本構想等を策定いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症対策の取り組みとしまして、特別定額給付金給付事業、クーポン券発行等事業などの商工振興事業、出産育児応援給付金給付事業、医療体制支援事業などの事業を実施しております。

続きまして、令和2年度における各会計決算の概要を御説明いたします。

認第9号令和2年度大竹市一般会計決算から御説明いたします。

一般会計は、当初歳入歳出予算が177億9,365万2,000円でしたが、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別定額給付金等の補正予算等により、最終予算の総額は236億7,878万1,504円となり、当初予算と比べますと、33.1%の増加となっております。

歳入総額は210億1,424万1,773円で、予算に対して88.7%の収入割合となりました。

一方、歳出総額は201億1,115万7,121円となり、執行率は84.9%となっております。この結果、当年度の形式収支は9億308万4,652円の黒字となり、翌年度への繰越事業費に充てる8億9,368万4,323円を差し引いた残額940万329円が、令和2年度の実質収支黒字額となっております。

なお、この歳計剰余金につきましては500万円を、地方自治法第233条の2の規定に基づき、財政調整基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り440万329円を、令和3年度へ繰り越しいたしました。

歳入歳出のそれぞれの数字につきましては、決算書及び附属資料としての主要事業報告書に詳細を記してございますので、省略をさせていただきます。

次に、認第10号令和2年度大竹市国民健康保険特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額31億9,897万4,108円に対し、歳出総額31億8,196万4,344円となり、形式収支及び実質収支は1,700万9,764円の黒字となっております。

この会計の歳入は、保険料、県支出金のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は、保険給付費、保健事業費などでございます。

歳計剰余金については、860万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき、国保財政調整基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り840万9,764円を、令和3年度へ繰り越しいたしました。

次に、認第11号令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額、歳出総額ともに、3,369万3,643円となっております。この会計の歳入は、排水施設使用料及び市債のほか、一般会計からの繰入金で、歳出は、阿多田地区にある排水施設の維持管理経費などでございます。

次に、認第12号令和2年度大竹市農業集落排水特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額、歳出総額ともに、4,458万2,705円となっております。この会計の歳入は、排水施設使用料及び市債のほか、一般会計からの繰入金で、歳出は、栗谷地区にある排水施設の維持管理経費などでございます。

次に、認第13号令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額7,931万8,319円に対し、歳出総額5,481万6,644円となり、形式収支及び実質収支は2,450万1,675円の黒字となりました。この会計の歳入は、港湾施設使用料や県支出金などで、歳出は施設の維持管理経費でございます。

次に、認第14号令和2年度大竹市土地造成特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額は2億6,326万3,359円に対し、歳出総額7億9,982万3,316円となり、差し引き5億3,655万9,957円の歳入不足となりました。この歳入不足額につきましては、翌年度の歳入を繰り上げて、充用いたしております。

この会計の歳入は、土地売払収入や一般会計からの繰入金などで、歳出は、晴海海面埋立地及び阿多田海面埋立地並びに小方ヶ丘等の維持管理経費などでございます。

次に、認第15号令和2年度大竹市介護保険特別会計決算について、御説明いたします。

歳入総額25億9,749万6,444円に対し、歳出総額25億5,260万5,988円となり、形式収支は4,489万456円の黒字となり、翌年度への繰越事業費に充てる162万6,000円を差し引いた残額4,326万4,456円が、令和2年度の実質収支黒字額となっております。

この会計の歳入は、保険料、国・県支出金、支払基金交付金のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は、保険給付費、地域支援事業費などでございます。

歳計剰余金については、3,236万7,020円を地方自治法第233条の2の規定に基づき介護給付費準備基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り1,089万7,436円を、令和3年度へ繰り越しました。

最後に、認第16号令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算について、御説明いたします。

歳入総額5億558万2,526円に対し、歳出総額5億526万6,981円となり、形式収支及び実質収支は31万5,545円の黒字となっております。

この会計の歳入は、保険料、一般会計からの繰入金などで、歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金などでございます。

以上が、令和2年度の各会計における決算の概要でございます。

次に、令和2年度決算につきまして、普通会計の地方財政状況調査の概略を御説明いたします。

歳入総額209億8,109万円に対し、歳出総額200億5,350万4,000円となりました。8億9,368万4,000円の翌年度繰越財源を差し引き、実質収支額は3,390万2,000円の黒字となっております。

性質別歳出についてみると、人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費は、前年度と比べ1億8,507万6,000円増の65億1,174万円となりました。

公債費が6,554万1,000円減少したものの、会計年度任用職員制度の開始により、人件費が2億8,045万2,000円増加したことによるものでございます。

投資的経費は、大竹会館改築等事業及び市立保育所等整備事業等の増により、前年度に比べ27億6,622万5,000円増の、49億2,704万2,000円となっております。

なお、大型事業の実施に伴い多額の地方債を発行したため、令和2年度末の地方債残高は232億1,883万3,000円となり、前年度末に比べ18億4,624万2,000円増加しております。

経常経費に地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度充てられているかを示す経常収支比率は、前年度に比べ3.5ポイント減の93.4%となっております。

本市においては、これまでにさまざまな行財政改革に取り組んでまいりましたが、増え続ける社会保障費を捻出するためには、歳入確保のみでは賅いきれません。市の所有する施設について、効率的な人員配置や機能の集約など施設のあり方を検討するなど、効率的で持続可能な財政運営に努め、市民の皆様が願う「笑顔・元気・かがやく大竹」の実現に向け、「よいまち」づくりに取り組んでまいります。

議員の皆様方におかれましては、各会計の決算につきまして十分なる御審議をいただき、御承認くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（賀屋幸治） この際、監査委員に、決算審査の報告を求めます。

代表監査委員。

○監査委員（薬師寺基夫） 代表監査委員の薬師寺でございます。

監査委員を代表いたしまして、令和2年度大竹市一般会計及び特別会計決算の審査概要を、あらかじめ提出しておりました審査意見書に基づきまして御説明いたします。

では、審査意見書の1ページから2ページをお開きください。

本審査は、令和3年8月16日から8月25日までの期間において、市長から送付された各会計の決算書及び歳入・歳出事項別明細書、並びに各種調書の点検を行い、会計管理者保管の帳簿類及び証書類との照合等を行いました。

その結果、各会計の決算書及び附属書類は、いずれも地方自治法及び関係法令に準拠して調製されており、かつそれらの計数は、正確であることを認めました。

それでは、お手元の意見書に沿って御説明いたします。

初めに、一般会計と特別会計全体の決算規模につきまして、意見書の3ページをお開きください。

その第1表、決算額の推移の令和2年度の合計欄を御覧いただきますと、決算総額は歳入が277億3,715万3,000円、歳出が272億8,391万1,000円で、歳入歳出の差引額は4億5,324万2,000円の黒字となっております。

続きまして、意見書4ページをお開きください。

会計別決算収支の状況は、第2表を御覧いただいたとおりでございます。特に一般会計は、当初予算において過去最大の規模でしたが、補正予算において新型コロナウイルス感染症対策等の実施により、決算ベースにおいても前年度と比べてA欄の歳入及びB欄の歳出がそれぞれ44%を上回る大幅増となっております。

続きまして、意見書5ページに移りまして、第4表の会計別歳入の収納状況を御覧ください。

不納欠損につきましては、一般会計が2,131万3,000円、特別会計が1,728万4,000円となっております。

収納率につきましては、一般会計が98.9%、特別会計全体で98.6%は、いずれも前年度と比べて0.2ポイントから0.3ポイント上昇しております。

なお、個別の税目及び保険料の収納状況と不納欠損額につきましては、審査資料58ページから61ページに収納状況表を掲載しておりますので、これは後ほど御確認ください。

続きまして、意見書7ページをお開きいただきまして、第7表の市債現在高の前年度比較を御覧ください。一般会計と特別会計を合わせた当年度末の市債現在高は、274億2,718万5,000円となっております。この内訳として、一般会計は前年度と比べますと8.6%増、3つの特別会計の総額は、前年度と比べて6.1%減となっております。

続きまして、意見書の8ページをお開きいただきまして、その第8表の財政状況の推移と書いておりますところを御覧ください。

当年度の指標は御覧いただいておりますとおりですが、このうち実質公債費比率14.9%は、前年度と比べて1.2ポイント低くなっておりますが、これは県内7市との比較において最も高い数値となっております。

次に、一般会計の歳入決算の状況を御説明いたします。意見書ですと11ページをお開きいただきまして、その第10表の自主財源・依存財源の年度比較の右側の増減欄を御覧ください。

上段の自主財源につきましては、前年度と比べますと6億9,722万3,000円、これを率にしますと8.7%の増加ということになっております。主な要因は、市税が2.9%減少したの

対しまして、繰入金や繰越金、諸収入がそれぞれ増加したことによります。特に普通建設事業等による繰越金は前年度と比べて905.3%の、大幅増となっております。

下段の依存財源につきましては、前年度と比べますと57億9,205万1,000円、これを率にしますと89.5%の増加ということになっております。主な要因は、地方交付税が10.3%、国庫支出金が199.6%、普通建設事業費の財源充当などの市債が108.1%、それぞれ増加したことによります。

個別の款ごとの歳入状況につきましては、意見書ですと13ページから24ページにかけて掲載しておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

続きまして、意見書の25ページを御覧ください。ここから一般会計の歳出決算の状況を御説明してまいります。

次の26ページをお開きいただきますと、第33表に一般会計における款別の前年度比較を掲載しております。右側の増減欄の合計を御覧いただきますと、前年度と比べて歳出全体で44.1%増加しております。同じく26ページの第33-1表、普通会計における性質別経費の前年度比較と書いているのを御覧ください。

上段の消費的経費は、前年度と比較しますと会計年度任用職員制度開始に伴う人件費の増加や、新型コロナウイルス感染症関連の特別定額給付金などの補助費等が大幅に増加していることがわかります。

中段の投資的経費を前年度と比較いたしますと、普通建設事業費が136.3%、大幅に増加しております。その主な要因は、本庁舎耐震改修事業や、大竹会館改築等事業、大竹駅周辺整備事業、市立保育所等整備事業といった新規・継続事業に着手したことによるものであります。

個別の款ごとの歳出状況につきましては、意見書ですと29ページから37ページにかけて掲載しておりますので、後ほどそちらを御参照いただきたいと思います。

続きまして、特別会計の決算状況を御説明いたします。意見書ですと38ページをお開きください。

第47表を御覧いただきますと、特別会計全体の決算額は前年度と比べて、A欄の歳入総額は2.9%減、B欄の歳出総額は2.5%減となっており、E欄の実質収支は4億5,146万9,000円の赤字となっております。

会計別の決算収支の状況につきましては、次のページの第48表を御覧いただいたとおり、土地造成会計を除く6会計の歳入歳出の差引きがゼロ円、もしくは黒字決算となっております。

なお、土地造成特別会計につきましては、当年度も5億3,656万円の赤字決算となっております。その不足額は翌年度歳入からの繰上充用金で補填されております。

各会計の個別の状況は、意見書ですと40ページから49ページに掲載しておりますので、これも後ほど御確認ください。

続きまして、意見書の50ページから53ページにかけましては、財産に関する調書として、公有財産及び基金等の明細を掲載しておりますので、これも同じく御参照ください。

それでは最後に、意見書54ページをお開きください。こちらで本審査を総括した意見を、

むすびとして述べております。

55ページの4、健全な財政運営と行政の将来像の実現に向けてを御覧ください。少し長くなりますが、ここからが監査委員の意見の中核になりますので、読み上げさせていただきます。

本市におきましては、今後も複数の大規模事業が予定されており、事業実施のための多額の地方債の発行によって、数年後には減少傾向にある公債費が上昇に転じることが予測されております。

加えて新型コロナウイルス感染拡大に伴う施策に対して重点的な対応が求められる中で、税収等においても今後の影響が懸念されるなど、これまで以上に厳しい行財政運営となることも考えられます。

こうした中、最小の経費で最大限の効果を上げるためには、中長期的な視野による財源の重点的かつ効果的な配分や、事務事業の継続的見直し等による経費の節減が必要であり、より一層健全な財政運営と将来を見通した財政基盤の構築に努めることが求められます。

また、近年では、行政コスト抑制のための職員数の抑制に加え、少子化や高齢化、デジタル化の進展など、社会経済情勢の変化によって、今後ますます行政の仕事は多様化・複雑化することが予想されており、これらに対応して市民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるためには、本市においてもデジタル技術やAIの活用など、DX、いわゆるデジタルトランスフォーメーションを推進することで、効率のかつ効果的な業務改善に資するものと考えております。

令和3年度からは第1期大竹市まちづくり基本計画の4年間の計画期間が始まったところであり、確実な計画実施が求められるところです。

また、大竹市行財政システム改善実施計画においては、将来を見据えた計画的で効率的な行財政運営に向けた取組項目が示されており、今後、行政の将来像の実現に向けた具体的な施策が実施されるものと期待しております。

以上で、令和2年度一般会計及び特別会計決算の審査概要の説明を終えます。

○議長（賀屋幸治） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件につきましては、委員8名をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本8件につきましては、8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査と決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の

規定により、議長において、3番、原田孝徳議員、5番、中川智之議員、7番、北地範久議員、10番、網谷芳孝議員、11番、児玉朋也議員、13番、日域究議員、14番、細川雅子議員、16番、山本孝三議員の8名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第21 報告第8号 令和2年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（賀屋幸治） 日程第21、報告第8号令和2年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提案者に説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中村一誠） 報告第8号令和2年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明申し上げます。

報告第8号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和2年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

それでは、令和2年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率報告書の1ページを御覧ください。

令和2年度決算における大竹市の健全化判断比率を記載しております。

実質赤字比率につきましては、赤字額がないため記載すべき数値はございません。また、連結実質赤字比率につきましても、赤字額がないため記載すべき数値はございません。

実質公債費比率は14.9%となっており、令和元年度決算と比較して1.2ポイントの減少となっております。

将来負担比率は156.4%となっており、令和元年度決算と比較して0.9ポイントの減少となっております。一般会計の地方債残高は増加したものの、土地造成特別会計における地方債残高が減少し、一般会計からの公営企業債等繰入れ見込額が減少したことや、地方創生事業基金の積立により充当可能金額が増加したこと、普通交付税の増などにより標準財政規模が増加したことによるものでございます。

4つの健全化判断比率はいずれも早期健全化基準以下となっております。2ページから5ページに、4つの健全化判断比率の計算根拠を記載をしております。

次に、6ページを御覧ください。

令和2年度決算における公営企業ごとの資金不足比率を記載をしております。

水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水特別会計、漁業集落排水特別会計及び土地造成特別会計の全ての会計において資金不足額がないため、記載すべき数値はございません。7ページから9ページに資金不足比率の計算根拠を記載をしております。

なお、監査委員の審査意見書を添付しておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、報告第8号令和2年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての説明を終わります。

○議長（賀屋幸治） 本件は、報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。


~~~~~○~~~~~

## 日程第22 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（賀屋幸治） 日程第22、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

生活環境委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

本件につきまして発言の通告を受けておりますので、発言を許可します。

なお、会議規則第38条で委員会に付託した事件は、その審査または調査の終了を待って議題とすると規定されております。したがって請願そのものを議題とすることはできませんので、御承知おきください。

3番、原田孝徳議員。

○3番（原田孝徳） 継続審査に反対の意見でございます。

本市のように地域医療の依存度が高いまちにとって、医療とか介護におけるマンパワーの不足というものが懸念される事態が起これば、安心して安定した医療の提供が困難となりますし、さらにそのことが今後の地域医療、地域介護に波及するおそれもあることから、意見書をつけるなどして本市の現場の声を届ける必要があると考えますので、継続審査には反対であり、先送りせず結論を出すべきという意見であります。

以上です。

○議長（賀屋幸治） ただいま議題となっております本件について、委員長の申し出のとおり継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（賀屋幸治） 起立多数と認めます。

よって、本件はさよう決定されました。

~~~~~○~~~~~

日程第23 生活環境委員会の閉会中の継続審査について

○議長（賀屋幸治） 日程第23、生活環境委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

生活環境委員長から、委員会の所掌事務である岩国・大竹道路の調査・研究をするため、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。
この際御通知をいたします。

本日、本会議終了後、第1委員会室において正副委員長互選のため、決算特別委員会を
開催いたします。関係者はお含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶がございます。

市長。

○市長（入山欣郎） 市議会9月定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびは、正副議長の選出を初めとします人事を無事終わられました。改めまして、
今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

また、本定例会では、御提案申し上げました案件を終始熱心に慎重に御審議をいただき
ました。いずれも原案のとおり議決あるいは認定を賜りました。ここに厚く御礼を申し上げ
ます。

会議中、議員の皆様からいただきました貴重な御意見・御要望につきましては、これを
しっかりと検討し、今後の市政運営に反映をさせてまいりたいと考えております。

これから秋も深まる中、議員各位におかれましては何かと御多忙とは存じますが、健康
には十分に留意され、引き続き市政の発展に御尽力賜りますようお願い申し上げまして、
閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） これにて本日の会議を閉じ、第3回大竹市議会定例会を閉会いたしま
す。

11時17分 閉会

(3. 9. 24)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月24日

大竹市議会議長 賀屋 幸治

大竹市議会議員 藤川 和弘

大竹市議会議員 原田 孝徳

大 竹 市 議 会 会 議 録

令和3年第3回（9月）定例会
令和3年12月発行

編集発行 大竹市議会事務局

〒739-0692 広島県大竹市小方一丁目11番1号
電話 (0827) 59-2183

印刷 神戸総合速記株式会社

電話 (078) 321-2522